

**庄原市男女共同参画プラン
後期計画**

平成24(2012)年10月

庄原市

はじめに



男女共同参画社会とは、男女が互いの違いを認め合い、その個性と能力を十分に発揮し、家庭、学校、職場、地域など社会のあらゆる分野において共に参画し、責任も分かち合うことのできる社会です。

そして、その実現は、女性にとっても男性にとっても、生きやすい社会を作ることです。

庄原市は、人口の減少に加え、急速に進む少子化・高齢化、家族形態や地域社会・経済構造の変化、情報化・国際化の進展など、めまぐるしい変化の中にあります。これらに伴う課題を解決するためには、男女共同参画社会を実現し、女性をはじめとする多様な人材がその能力を十分に発揮していくことが必要不可欠であるといえます。

庄原市では、平成 19(2007)年 4 月、庄原市男女共同参画プランを策定し、男女共同参画社会の実現のための取組を積極的に進めてまいりました。しかし、旧来の固定的な性別役割分担意識や慣習が依然として残っていることや、新たな課題も出てきていることから、計画期間の後期 5 年間に迎えるにあたって、計画の見直しを行うことといたしました。

今後は、この後期計画に基づき、男女共同参画社会実現のための取組みを、市民や企業、各種団体等との協働により進めてまいりたいと存じますので、引き続き、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、後期計画策定にあたり、アンケート調査にご協力いただいた多くの市民の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただいた関係者の皆様に心から厚くお礼申し上げます。

平成 24 (2012) 年 10 月

庄原市長 滝口 季彦

目 次

はじめに	1
目次	2
第 1 章 後期計画の概要	4
I 後期計画の趣旨	4
II 計画の位置づけ	5
III 後期計画の期間	6
IV 策定の方法	6
V 推進体制	7
第 2 章 庄原市の男女共同参画の現状	8
I 統計からみる庄原市の状況	8
1. 人口	8
2. 労働	12
3. 経済指標	15
4. 職業生活と家庭生活の両立	16
5. 女性の登用状況	20
II 市民の現状と意識	22
1. 家庭や地域における活動・役割分担などについて	22
2. 子育て・介護について	24
3. 配偶者や恋人からの暴力（DV）について	26
4. 男女共同参画社会の形成について	29
第 3 章 前期 5 年間の取組と評価	31
【基本目標 1】男女共同参画社会の意識醸成と教育の推進	31
【基本目標 2】社会のあらゆる分野における男女共同参画の促進	32
【基本目標 3】家庭・地域社会における自立を支援する環境づくり	34
【基本目標 4】人権が擁護され主体的に生き方を選択できる社会の形成	35
第 4 章 後期計画の基本的な考え方	36
I 基本理念	36
II 基本目標	36
III 後期計画における取組の視点	37
IV 後期計画の体系	38

第5章 重点目標と具体的な取組	40
【基本目標1】男女共同参画社会の意識醸成と教育の推進	40
[重点目標1]男女共同参画に関する啓発活動の推進	41
[重点目標2]地域における男女共同参画学習の推進	42
[重点目標3]学校等における男女平等教育の推進	43
[重点目標4]家庭における男女平等教育の推進	45
【基本目標2】社会のあらゆる分野における男女共同参画の促進	46
[重点目標1]行政分野における政策・方針の立案及び決定過程への 男女共同参画の推進	48
[重点目標2]地域活動における男女共同参画の促進	50
[重点目標3]防災における男女共同参画の促進	51
[重点目標4]働く場における男女共同参画の促進	51
[重点目標5]農林業・商工業等の自営業における男女共同参画の促進	53
[重点目標6]国際交流活動における男女共同参画の促進	54
[重点目標7]エンパワメントの促進と人材の把握	54
【基本目標3】家庭・地域社会における自立を支援する環境づくり	55
[重点目標1]家庭生活における男女共同参画の促進	57
[重点目標2]子育て支援体制の充実	59
[重点目標3]高齢者・障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備	61
[重点目標4]男女の仕事と生活の調和の促進	63
[重点目標5]健康支援対策の充実	65
【基本目標4】人権が擁護され主体的に生き方を選択できる社会の形成	67
[重点目標1]男性・女性及び子どもの人権擁護	68
[重点目標2]DV及び女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者支援の充実	70
資料編	71
(1) 男女共同参画基本法	72
(2) 国の第3次男女共同参画基本計画の概要	74
(3) 広島県男女共同参画推進条例	76
(4) 庄原市男女共同参画プラン策定推進委員会設置要綱	77
(5) 庄原市男女共同参画推進本部設置要綱	78

第1章 後期計画の概要

I. 後期計画策定の趣旨

男女共同参画社会の形成は、女性にとっても、男性にとっても、生きやすい社会をつくることです。

超少子高齢社会、人口減少社会となった時代においては、性別や年齢に関わりなく、誰もが社会の様々な分野を担っていかなくてはなりません。さらには、今までは十分とはいえなかった女性の視点や能力を生かすことにより、新たな可能性や地域の活性化が期待されています。

国においては、平成11(1999)年6月男女共同参画社会基本法を制定し、その前文で、男女共同参画を「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置づけて、女性に対する差別の撤廃や地位向上のための取組みを行ってきました。さらに、国の『第2次男女共同参画基本計画』（平成17(2005)年12月)以降は、男性にとっての課題解決のための取組み、様々な形で推進してきました。

しかしながら、わが国の男女共同参画の現状は、まだ道半ばの状況にあります。国際連合の「女子に対する差別の撤廃に関する委員会」が提出した日本に対する最終見解（平成21(2009)年8月公表)においても、多くの課題が指摘されています。また、少子高齢化の進展と人口減少社会の到来、家族や地域社会の変化、経済の長期的低迷と閉塞感の高まり、非正規労働者の増加と貧困・格差の拡大など、社会情勢の変化や経済社会のグローバル化などに伴う課題を解決するためにも、男女共同参画社会の実現が必要不可欠とされています。

これらのことから、国では、平成22(2010)年12月、『第3次男女共同参画基本計画』を策定し、改めて強調している視点や喫緊の課題を明らかにしながら、今後5年間の取り組みや成果目標を定めました。

また、広島県においては、平成23(2011)年3月、『広島県男女共同参画基本計画(第3次)』を策定し、「性別等にかかわらず、全ての県民が活躍でき、多様性に富んだ活力ある社会の実現」をめざして、具体的な施策を展開することとしています。

本市においては、平成19(2007)年4月、「庄原市男女共同参画プラン」(計画期間 平成19(2007)年度～平成28(2016)年度、以下「プラン」という。)を策定し、それ以来、本市における男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進を図ってきたところです。しかし、市民アンケートの結果をみると、女性の就労が当たり前のこととなってきたものの、旧来の固定的な性別による役割分担意識や慣習は依然として解消されていないなど、課題はいまだ多く残っており、また、DV(配偶者や恋人からの暴力)や虐待などの社会問題への新たな対応も求められるようになりました。

このため、プランの中間年を迎えたことを機に、前期5年間で取り組んできた施策の成果を引き継ぎながら、新たな課題を加味し、市民の意見や国や県の動き、社会環境の変化なども踏まえ、全市をあげて男女共同参画社会を進めていくための今後5年間の指針として、プランの見直しを行うこととしました。

II. 計画の位置づけ

- このプランは、男女共同参画基本法に基づく「市町村男女共同参画基本計画」です。幅広い分野にわたって、本市の男女共同参画社会の形成の促進に関する基本目標や基本方針を定めるとともに、市政を男女共同参画の視点から見直し、市が取り組むべき施策・事業を定める際の指針となります。また、広く市民、各種団体、民間企業等にも理解と協力を求め、家庭、職場、学校、地域など、あらゆる場での男女共同参画社会づくりを推進するための共通目標、行動指針となるものです。
- この後期計画では、男女共同参画基本法に示された基本理念にのっとり、国の『第3次男女共同参画基本計画』、県の『広島県男女共同参画基本計画（第3次）』を勘案しながら、上位計画である『庄原市長期総合計画』及び他の関連する個別計画と調和を図るとともに、前期5年間の取組による成果と課題、及び社会環境の変化などによる新たな課題を反映させた計画としています。
- この後期計画のうち、第5章の【基本目標4】[重点目標2 DV及び女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者支援の充実]を、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく庄原市の、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」と位置づけます。
- 後期計画策定にあたっては、市民アンケート調査をはじめ、各種団体や市民から意見を求め、市民と行政との協働によって策定しています。

【男女共同参画基本法に示された基本理念とは…】

男女共同参画基本法第8条（国の責務）において、次の第3条から第7条の規定を「基本理念」としています。第9条では、地方公共団体も「基本理念にのっとり、…（中略）…施策を策定し、実施する責務を有する」こととされています。

- 第3条 男女の人権の尊重
- 第4条 社会における制度又は慣行についての配慮
- 第5条 政策等の立案及び決定への共同参画
- 第6条 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 第7条 国際的協調

<国連> 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
<国> 男女共同参画基本法
<県> 広島県男女共同参画推進条例

<国> 男女共同参画基本計画（第3次）
<県> 広島県男女共同参画基本計画（第3次）

庄原市長期総合計画

【将来像】

げんきとやすらぎのさとやま文化都市

【大切にすべき視点】

- ◆女性がいきいきと活躍するまち、できるまち
- ◆未来を担う子どもたちを育成するまち、できるまち
- ◆高齢者や障害者が力を発揮するまち、できるまち

【自治・協働分野の基本政策】

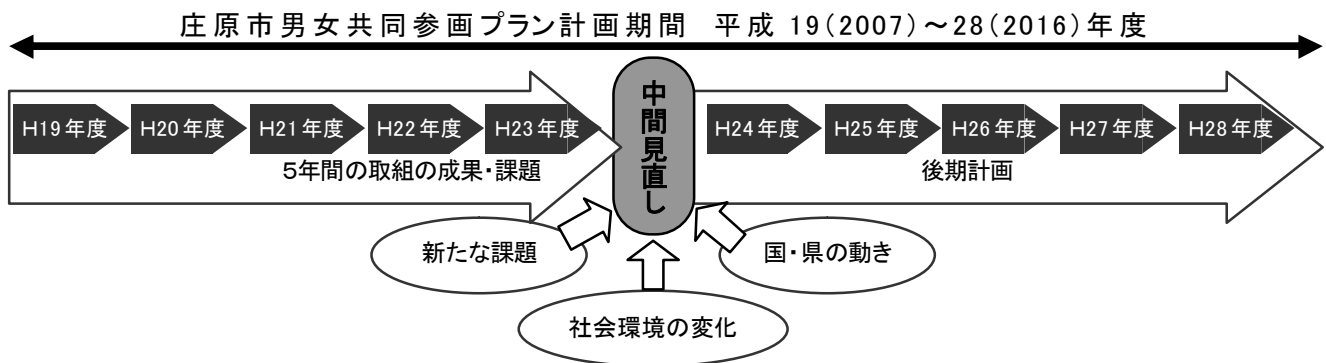
協働の力で 笑顔が輝くまち

庄原市男女共同参画プラン（H19～H28）

～わたしらしく輝くあしたのために 互いに尊重し合う参画社会の形成～

Ⅲ. 後期計画の期間

プランの後期計画の期間は、平成 24（2012）年度から平成 28（2016）年度までの 5 年間とします。なお、社会経済情勢など環境の変化に対応するために必要な場合は、計画の見直しを行います。



Ⅳ. 策定の方法

1. 市民アンケートの実施

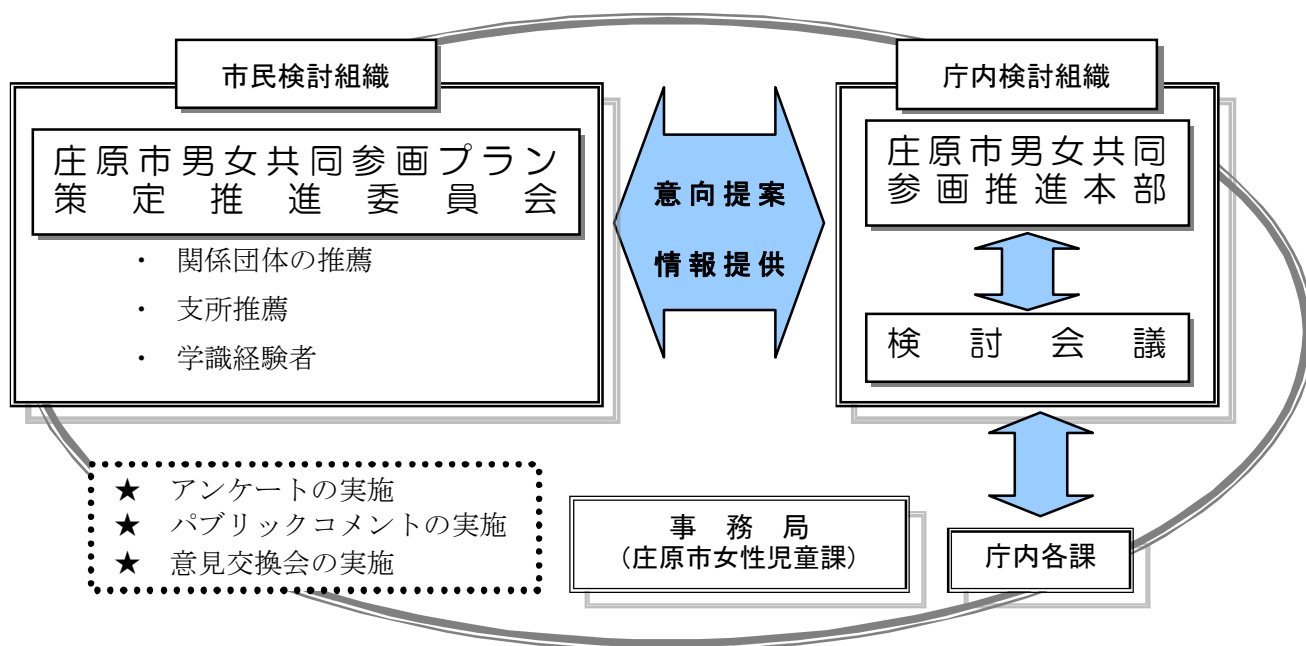
後期計画の策定にあたり、次のとおり市民アンケートを実施し、市民の男女共同参画に関する意識や実態を調査しました。

調査名	庄原市男女共同参画社会に関する市民アンケート調査
調査対象	庄原市内に在住する 20 歳以上(平成 23 年 5 月 1 日現在)の男女 2,000 人
抽出方法	住民基本台帳及び外国人登録原票から無作為抽出 ただし、人口比率の少ない若年層に配慮し、各年齢層ごとに、全配布数の概ね 30%を均等割、残りを年齢層ごとの人口割で算出し、配布数としています。
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	平成 23 年 5 月 30 日(月)～6 月 8 日(水)
調査内容	(1) 家庭や地域における活動・役割分担などについて (2) 仕事について (3) 生活のことについて (4) 配偶者や恋人からの暴力(DV)について (5) 男女共同参画社会の形成について
回収結果	(1) 標本数：2,000 人（男性 949 人 女性 1051 人※男女比は人口比による） (2) 有効回収数：867 人（男性 365 人 女性 490 人 無回答 12 人） (3) 有効回収率：43.5%（前回(H18)有効回収率 56.3%）

※ 調査結果を図表で示す際の「N」または「n」は、比率算出上の基数(標本数)です。全サンプル数ベースを示す「全体」を「N」、該当数ベースを「n」で表記しています。

2. 策定体制

市民代表や学識経験者からなる「庄原市男女共同参画プラン策定推進委員会」と、庁内検討組織である「庄原市男女共同参画推進本部」とが、相互に連携を図りながら策定しました。



V. 推進体制

男女共同参画社会の形成に関する施策は多岐にわたるため、市行政の全ての分野が横断的に連携しながら推進する必要があります。

また、行政のみならず、市民や各種団体、民間企業等の協力や自主的な取組が不可欠であり、それぞれが男女共同参画の意義を認識し、協力しながら取り組むことが重要となります。

(1) 庁内推進体制

男女共同参画社会の実現のためには、庁内を横断した各種施策の積極的な取組が必要であることから、庁内各課との緊密な連携のもと、引き続き「庄原市男女共同参画推進本部」において、全庁的な施策推進を図ります。また、後期計画の進捗状況や進行管理を毎年行い、必要に応じて、市民の参画を得ながら、見直しや改善について検討します。

(2) 住民参画の推進体制

市は、各種統計資料や市民アンケート、各種団体等への意見聴取などにより、庄原市における様々な分野の男女共同参画の状況及び市民の意識や現状を把握します。

また、これらの資料により、「庄原市男女共同参画プラン策定推進委員会」において、プランの推進状況について審議します。

(3) 関係機関との連携強化

国や県等の関係機関や市内の団体等と連携を密にし、総合的な取組を推進します。また、住民参画の事業の実施や、団体等の自主的な活動の支援を行います。

第2章 庄原市の男女共同参画の現状

I 統計からみる庄原市の状況

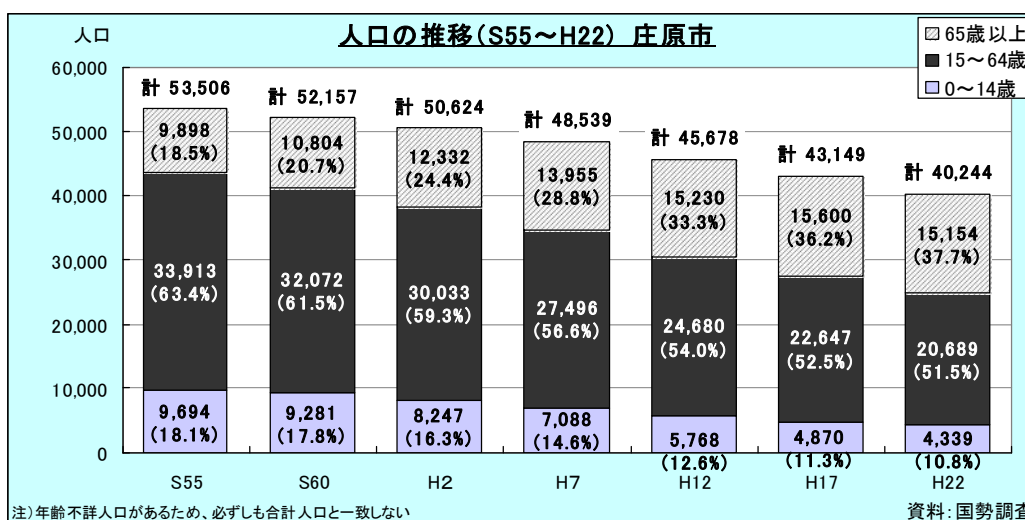
1. 人口

依然、過疎化と少子高齢化が進み、ひとり暮らし高齢者も年々増加しています。特に女性は、生産年齢（15～64歳）人口が大きく減少している反面、75歳以上の人口は増加しています。

また、配偶関係から年齢階級別の「未婚」の割合をみると、男女とも、どの年齢階級においても年々上昇しており、庄原市においても晩婚化が進んでいるといえます。

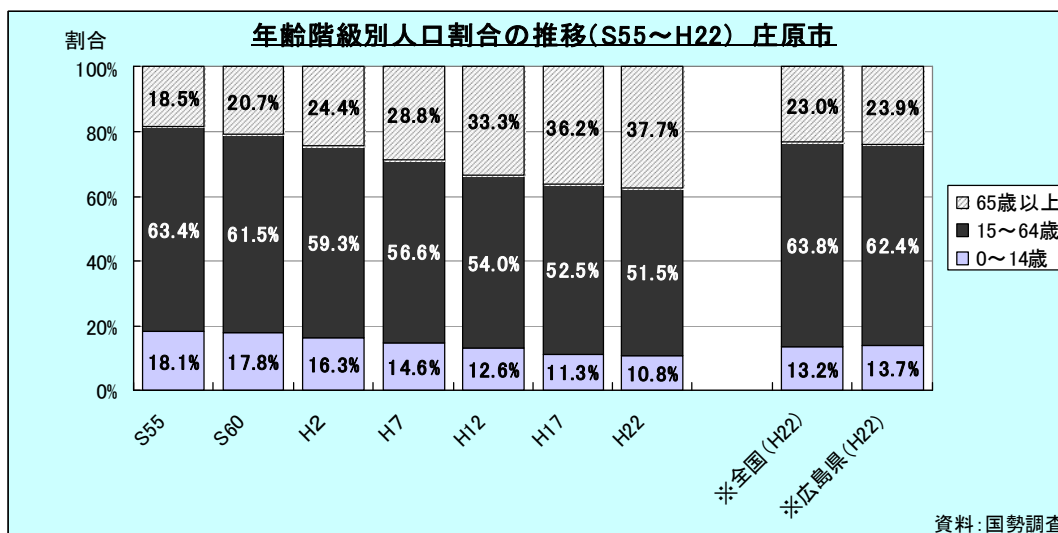
(1) 人口の推移

国勢調査によると、庄原市の総人口は、昭和55(1980)年から平成22(2010)年までの30年間で、13,262人減少しています。また、年齢階級別人口では、年少人口（0～14歳）・生産年齢人口（15～64歳）が急速な減少傾向にあります。また、65歳以上人口も平成17(2005)年から平成22(2010)年では減少に転じています。



(2) 年齢階級別人口割合の推移

昭和55(1980)年から平成22(2010)年までの30年間で、年少人口（0～14歳）が7.3ポイント、生産年齢人口（15～64歳）が11.9ポイント低下し、老年人口（65歳以上）は19.2ポイント上昇しています。全国や広島県と比べ、高齢者人口の割合は非常に高く、少子高齢化が進行しており、生産活動や地域活動などの担い手不足が懸念されます。



(3) 年齢（5歳階級）別男女別人口

平成 22(2010)年の年齢別男女別人口では、全体では女性の人口が約 2000 人多くなっていますが、年齢別にみると、64 歳以下の世代では 45～49 歳を除き男性の人口のほうが多く、65 歳以上の高齢者世代で女性の人口が多くなっています。

年齢	男性	女性	男女差
0～4歳	693	635	男性>女性 差 58
5～9歳	770	702	男性>女性 差 68
10～14歳	819	720	男性>女性 差 99
15～19歳	902	807	男性>女性 差 95
20～24歳	808	633	男性>女性 差 175
25～29歳	765	613	男性>女性 差 152
30～34歳	928	820	男性>女性 差 108
35～39歳	1,005	889	男性>女性 差 116
40～44歳	907	815	男性>女性 差 92
45～49歳	907	935	男性<女性 差 28
50～54歳	1,247	1,205	男性>女性 差 42
55～59歳	1,597	1,461	男性>女性 差 136

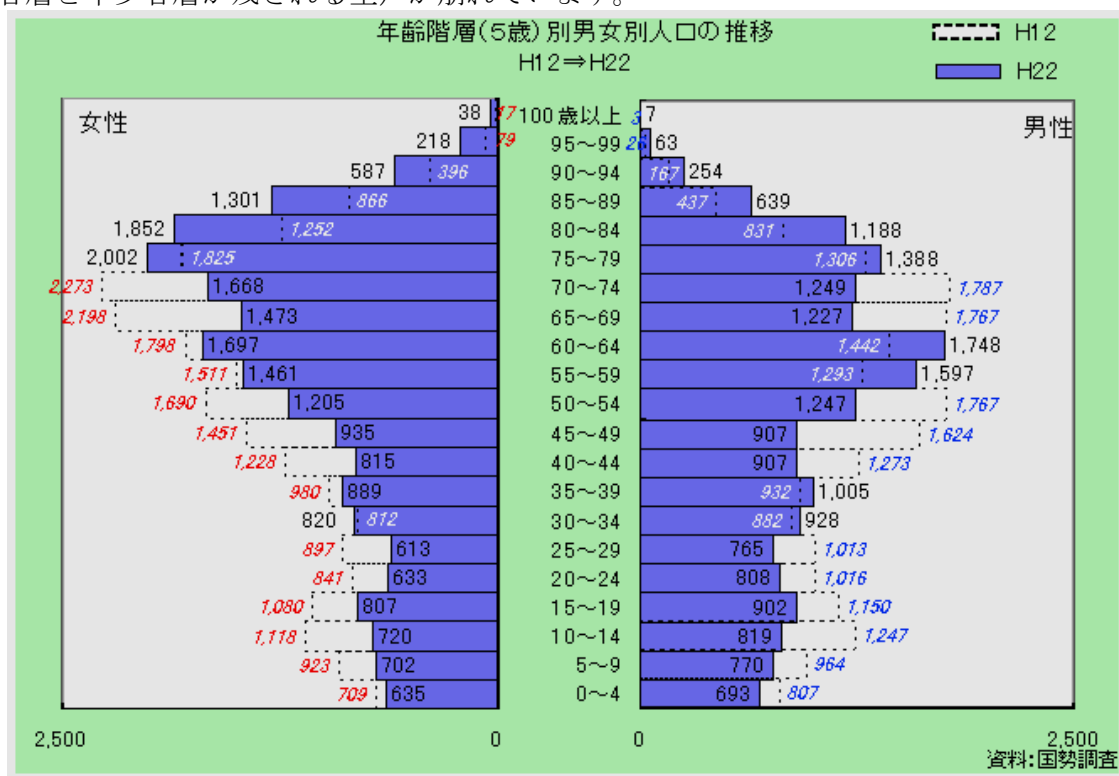
年齢	男性	女性	男女差
60～64歳	1,748	1,697	男性>女性 差 51
65～69歳	1,227	1,473	男性<女性 差 246
70～74歳	1,249	1,668	男性<女性 差 419
75～79歳	1,388	2,002	男性<女性 差 614
80～84歳	1,188	1,852	男性<女性 差 664
85～89歳	639	1,301	男性<女性 差 662
90～94歳	254	587	男性<女性 差 333
95～99歳	63	218	男性<女性 差 155
100歳以上	7	38	男性<女性 差 31
不詳	47	15	
計	19,158	21,086	男性<女性 差 1928

(資料：国勢調査 H22 (2010) 年)

人口ピラミッドにより、平成 12(2000)年と平成 22 (2010) 年を比較すると、25 歳以下と 40～54 歳、65～74 歳の階層で人口の減少が大きいようです。生産年齢人口全体では、男性が 1,578 人の減、女性が 2,413 人の減と、女性の人口が大きく減少しています。これらの世代は、地域の担い手として期待される世代であり、この人口が減少していることは、地域にとって大きな影響があるものと思われます。

また、75 歳以上では、男女とも増加しており、特に 80 代女性の人口が増加しています。

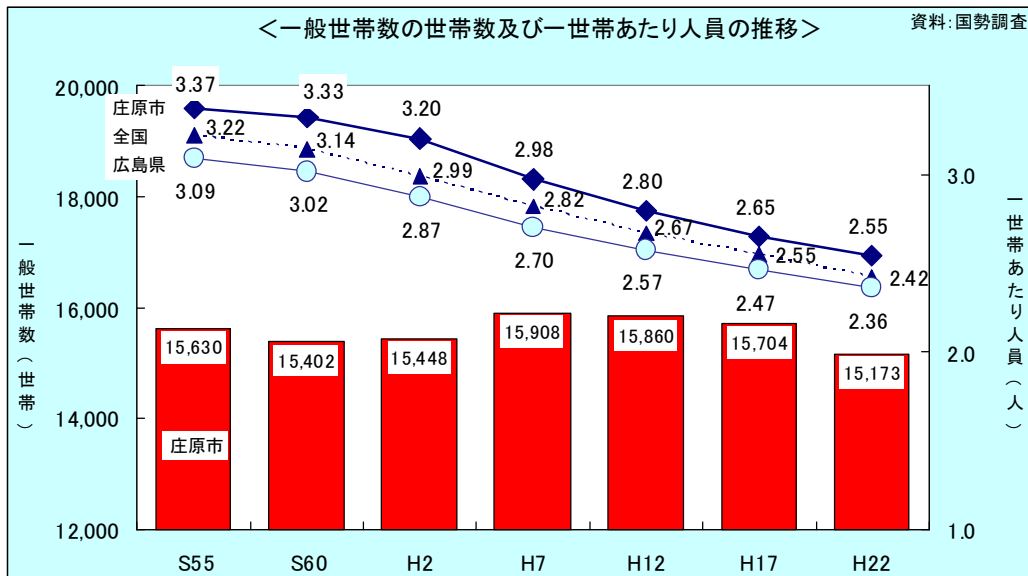
人口ピラミッドの形も、農村に特徴的であった「ひょうたん型」(労働人口が流出し高齢者層と年少者層が残される型) が崩れています。



(4) 世帯数

一般世帯（施設世帯を除いた世帯）の数は、平成 17(2005)年からの 5 年間で 531 世帯、約 3.4%減少しています。

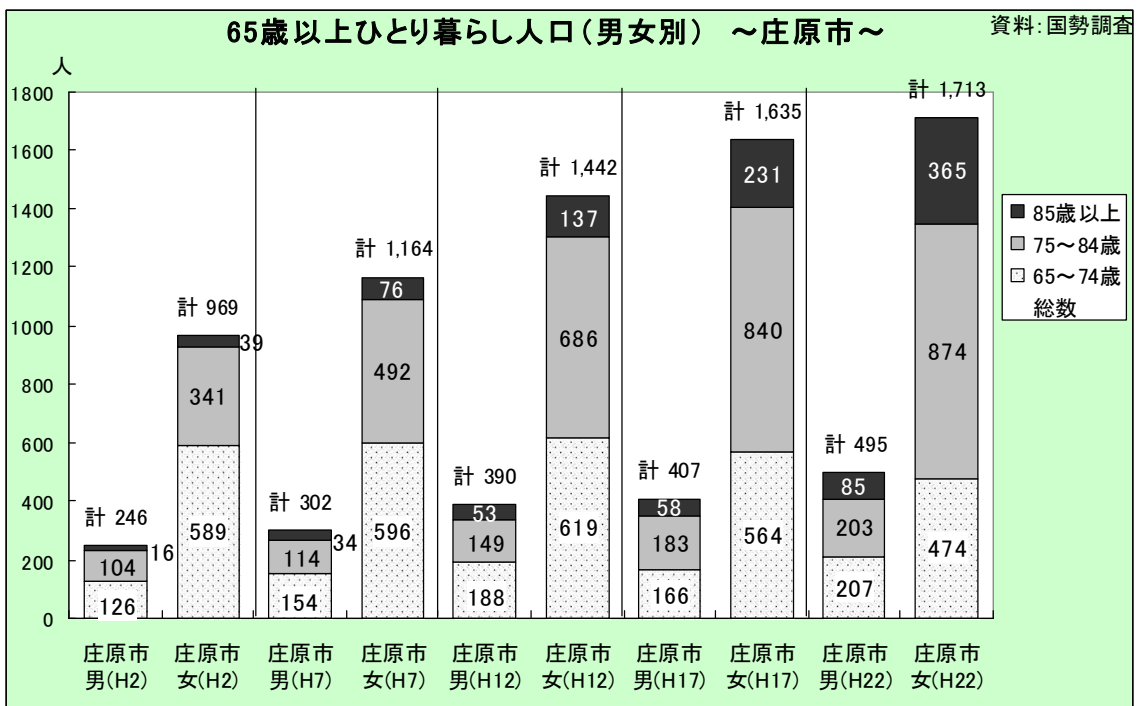
また、一世帯あたり人員も、全国や広島県よりは多いものの、年々減少しています。



(5) ひとり暮らし高齢者

平成 22(2010)年の国勢調査によると、65 歳以上の人口は 15,154 人で、その 14.6%にあたる 2,208 人がひとり暮らしとなっています。65 歳以上のひとり暮らし人口は、女性のほうが多く、平成 22(2010)年では、男性の約 3.5 倍となっています。

平成 2(1990)年からの推移をみると、男女とも増加を続けており、この 20 年間で、男性は約 2 倍に、女性は約 1.8 倍になっています。また、75 歳以上の割合も年々高くなっており、平成 22(2010)年では、ひとり暮らし高齢者のうち、75 歳以上の人は、男性では 58.1%、女性では 72.3%を占めています。

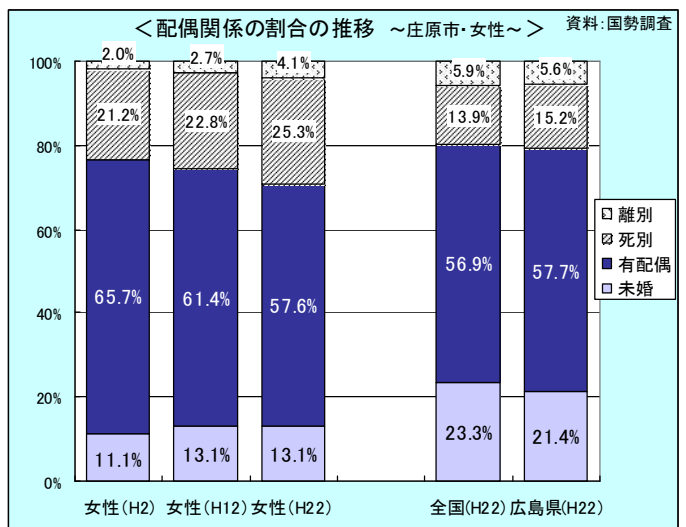
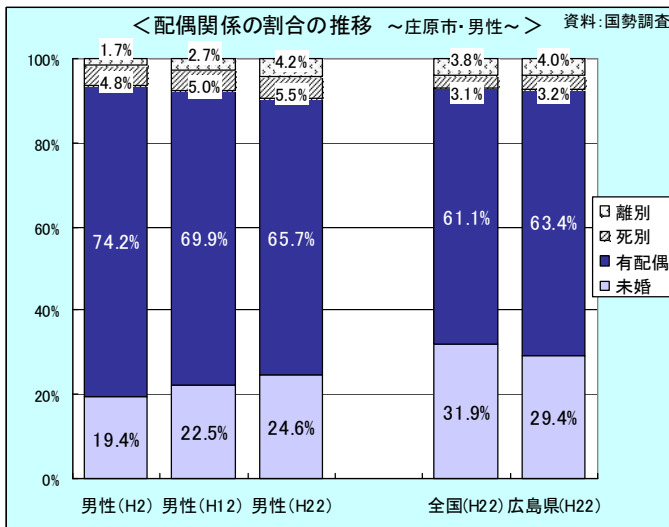


(6) 配偶関係

男女別 15 歳以上人口について配偶関係別の割合を男女で比べてみると、「死別」の割合は女性のほうが高く、「有配偶」と「未婚」の割合は男性のほうが高くなっています。「未婚」の割合が男性のほうが高いのは、20 代から 40 代までの人口が、女性に比べ男性のほうが多い(男性 5320 人:女性 4705 人 差 615 人) ことも、原因のひとつと考えられます。

また、全国や広島県と比べると、女性は「死別」の割合が高く、また「未婚」の割合が低くなっています。

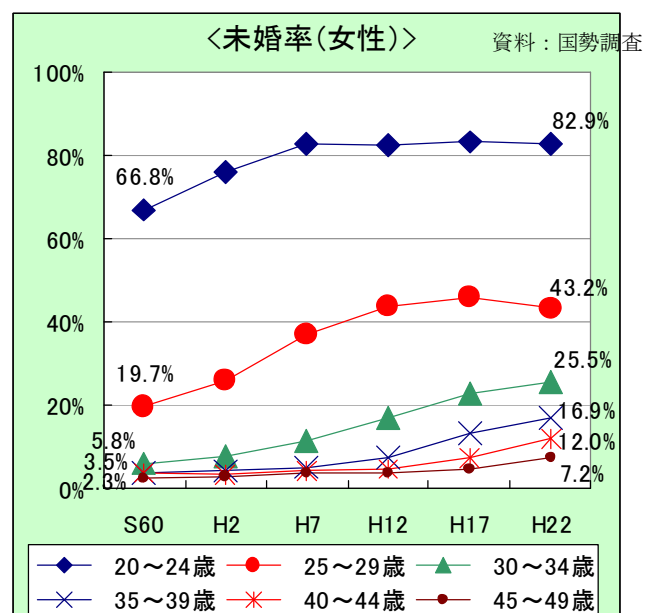
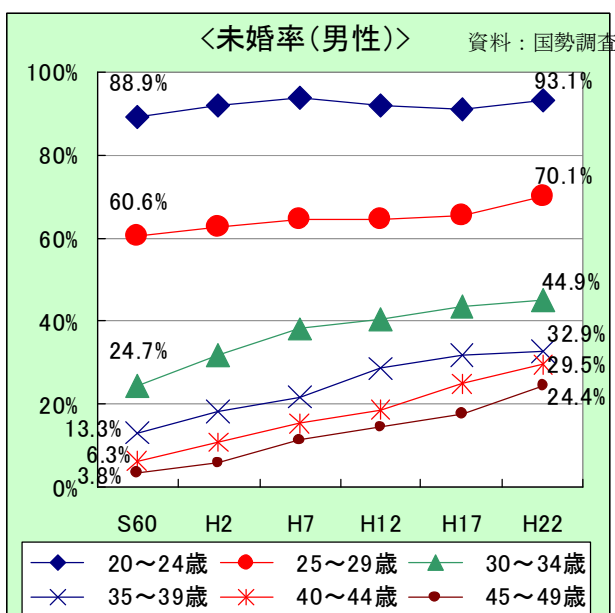
平成 2 (1990) 年からの 20 年間の推移をみると、「死別」の割合は、男性は 0.7 ポイント、女性は 4.1 ポイントの増、「未婚」の割合は、男性は 5.2 ポイント、女性は 2.0 ポイントの増、「有配偶」の割合は、男性は 8.5 ポイント、女性は 8.1 ポイントの減となっています。



※ 国勢調査において『配偶関係』は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により次の 4 つの区分となっています。「未婚」はまだ結婚したことのない人、「有配偶」は妻または夫のある人、「死別」は妻または夫と死別して独身の人、「離別」は妻または夫と離別して独身の人。

「未婚」の割合の推移を年齢別にみると、どの年齢階級においても、男女とも年々上昇しており、庄原市においても晩婚化が進んでいるといえます。

平成 22 (2010) 年の男性の未婚率をみると、35~39 歳、40~44 歳では約 3 人に 1 人、45~49 歳では約 4 人に 1 人が未婚となっており、同年代の女性と大きな差があるようです。



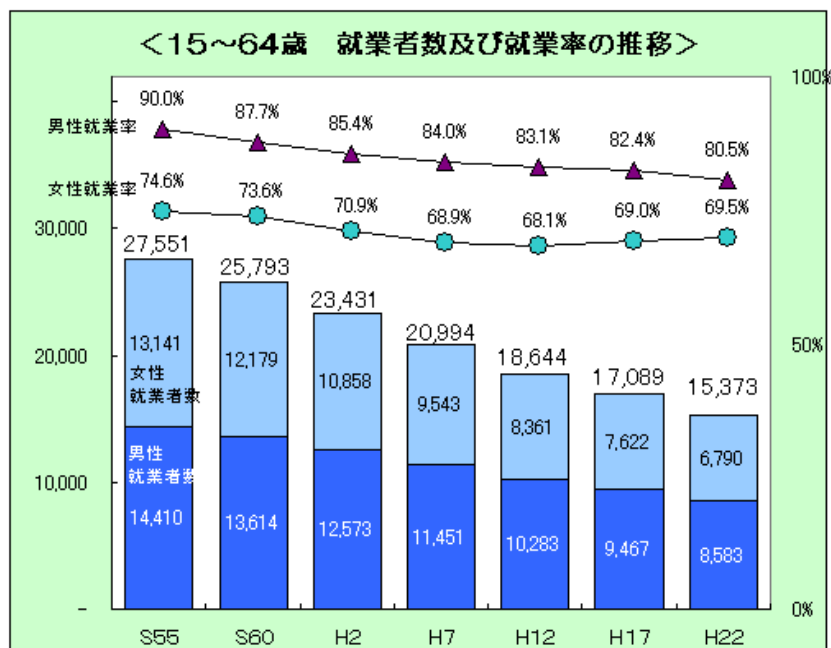
2. 労働

庄原市の女性の労働力率は、全国や県と比較して、いずれの年齢でも高い割合となっており、働く女性が多いといえます。特に、出産育児期（20～40代）でも高く、子育てをしながら働く女性が多いものと思われます。

(1) 就業率

生産年齢人口（15～64歳）における就業者数は、昭和55（1980）年からの30年間で、12,178人（44.2%）減少しています。

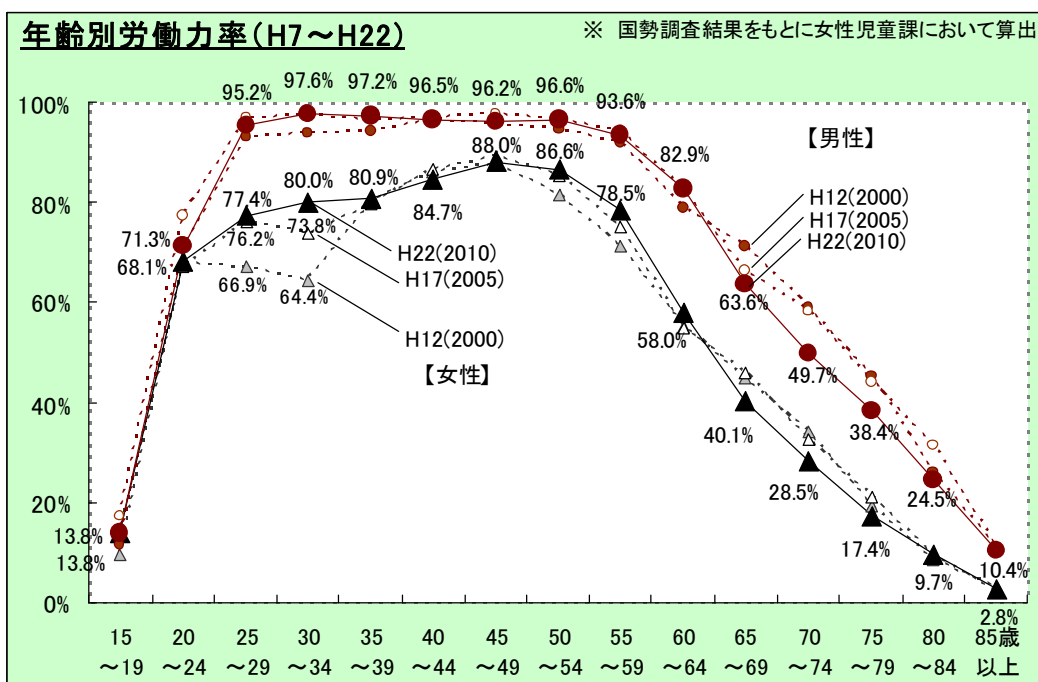
生産年齢人口に占める就業者の割合も、男女とも徐々に下がっていますが、女性については、平成12（2000）年以降、わずかではあります上昇しています。



資料：国勢調査

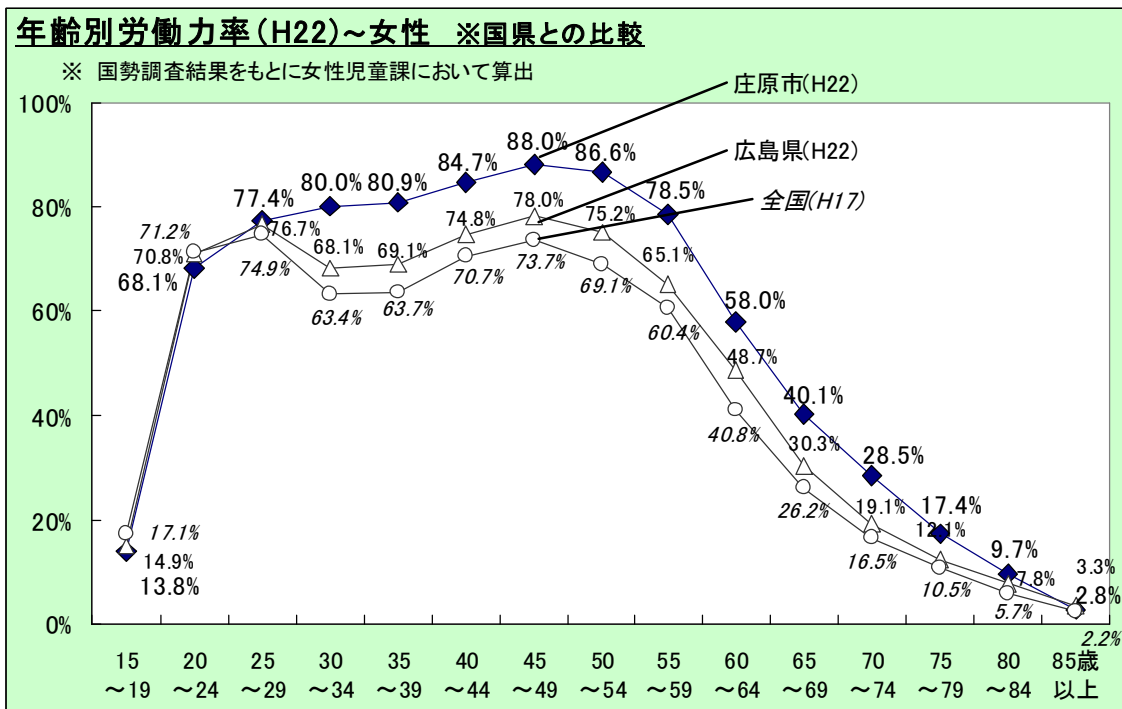
(2) 労働力率

労働力率は、20代以上の全ての年齢で、男性のほうが女性よりも高くなっています。平成22（2010）年のグラフでは、男性は20代後半から50代後半までを山とする台形を描き、女性は20代後半から40代後半までを山とする台形を描いて、いわゆる「M字カーブ」の谷がなくなっています。

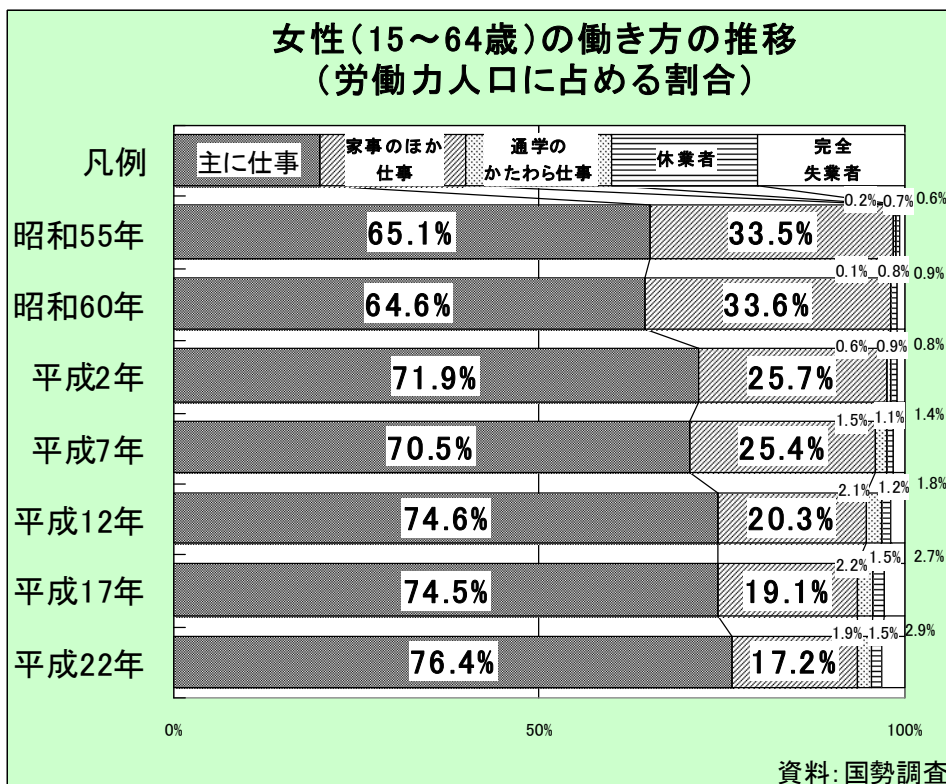


平成12（2000）年と比較すると、男性は20代後半から60代前半まではあまり変化がありませんが、65歳以上の年齢では率が下がっています。女性は、20代後半から30代前半の労働力率が上がり、65歳以上の年齢では率が下がっています。

平成 22(2005)年の女性の労働力率を、国や県と比較すると、20 代後半までは国や県とほぼ同じ率となっていますが、30 代以降は国や県よりも非常に高い労働力率となっています。



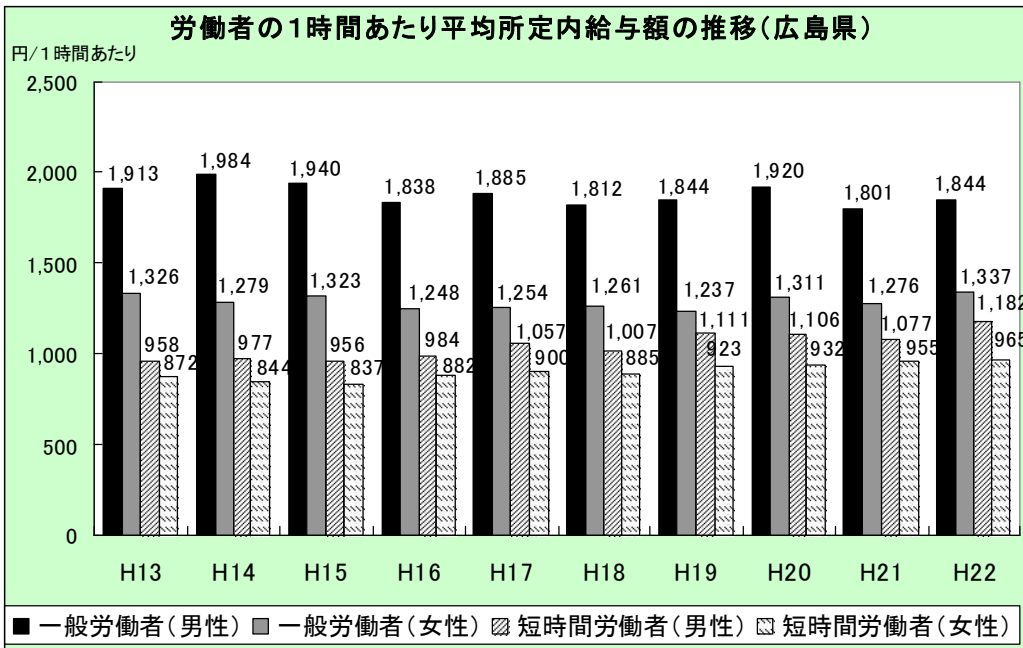
庄原市の女性の就業の状態（働き方）の推移をみると、「主に仕事」をしている方の割合が増え、「家事のほか仕事」の割合が減ってきています。



(3) 労働者の賃金（広島県） ※市町村別データなし

1時間あたり平均所定内給与額は、一般労働者（男性）は、10年前の平成13(2001)年と比較して69円(3.6%)の減少、またこの10年間で最も高かった平成14(2002)年とでは約7.1%(140円)の減少となっています。一般労働者（女性）は、この10年間で最も高いとはいえ、平成13(2001)年とほぼ同程度の額でした。

短時間労働者の1時間あたり平均所定内給与額は男女とも増加していますが、男性が224円(23.4%)の増加に対し、女性は93円(10.7%)の増加にとどまっており、男性のほうが増加した額及び増加率とも高くなっています。

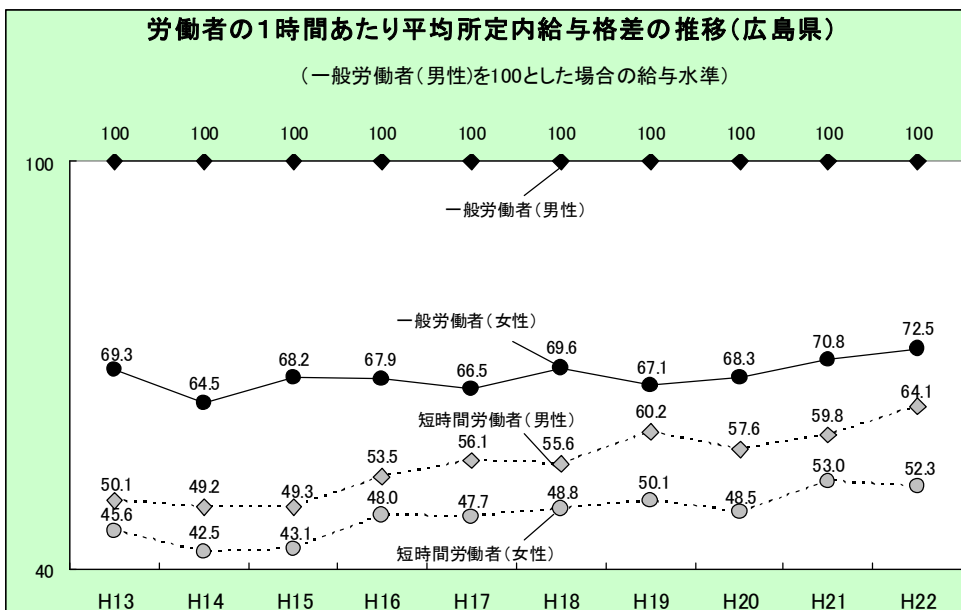


(注)
所定内給与額:
 きまって支給する現金給与額のうち、超過労働給与額を差し引いた額
1時間あたり平均所定内給与額:
 各年6月分として支給された平均所定内給与額を同月の平均所定内実労働時間数で除して算出
一般労働者:
 短時間労働者以外の労働者
短時間労働者:
 同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い、又は1週の所定労働日数が少ない労働者

資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

一般労働者（女性）の1時間あたり平均所定内給与額は、平成22(2010)年で一般労働者（男性）の額の約7割程度となっており、この10年間で男女の格差がやや縮まってきたとはいえ、依然として開きがあります。

また、男女の短時間労働者について、一般労働者（男性）と比較すると、男女とも格差



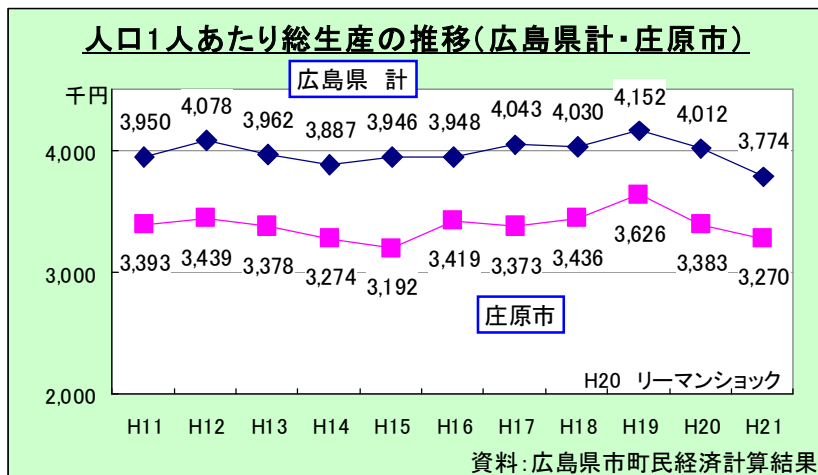
資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

が縮まってきたとはいえ、この10年間で男性は14ポイント縮まっているのに対し、女性は6.7ポイントしか縮まっておらず、短時間労働者の男女間で給与格差が広がっているようです。

3. 経済指標

庄原市では、人口1人あたり総生産、1人あたり家計所得のいずれも、県の中でも低い位置にあり、働く女性が多い原因のひとつとなっていると考えられます。

(1) 1人あたり総生産



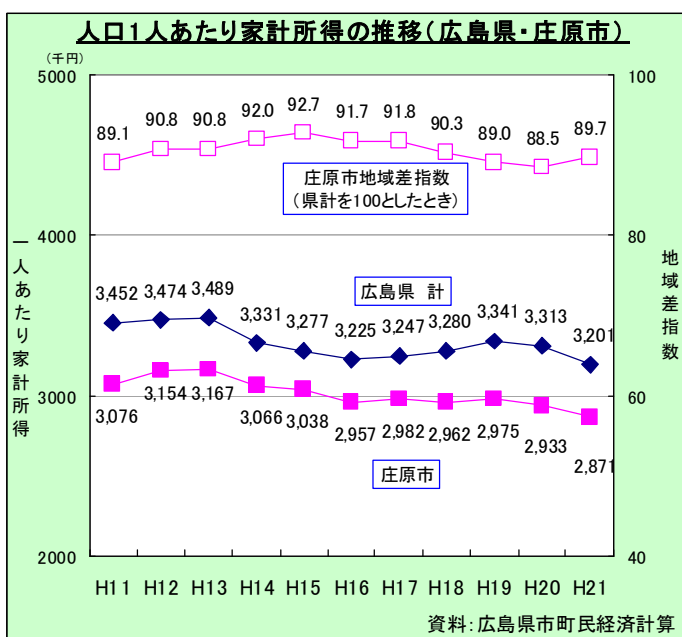
平成 21(2009)年の市民1人あたり総生産は、県民1人あたり総生産に比べ、約50万円低くなっています。平成20(2008)年9月におこったリーマンショックの影響により、平成20年以降、総生産の額は下降を続けています。

(2) 1人あたり家計所得

平成21(2009)年の市民1人あたり家計所得は、県民1人あたり家計所得(県計)に比べ、約33万円低くなっています。また、地域差指数(県計=100)をみると、平成21(2009)年では少し上がっているものの、概ね90ポイント前後で推移しています。

これらの経済状況も、庄原市の女性の労働力率が高い理由のひとつと考えられます。

順位	市町	人口1人当たり家計所得(千円)	地域差指数(%)
-	県計	3,201	100
1	広島市	3,395	106.1
2	府中町	3,303	103.2
3	海田町	3,302	103.2
4	東広島市	3,302	103.1
5	呉市	3,225	100.7
6	廿日市市	3,106	97.0
7	坂町	3,075	96.1
8	福山市	3,052	95.3
9	大竹市	3,035	94.8
10	三原市	3,023	94.4
11	府中市	3,005	93.9
12	尾道市	2,995	93.6
13	北広島町	2,976	93.0
14	熊野町	2,969	92.7
15	三次市	2,957	92.4
16	江田島市	2,922	91.3
17	竹原市	2,917	91.1
18	安芸高田市	2,898	90.5
19	大崎上島町	2,895	90.4
20	世羅町	2,880	90.0
21	庄原市	2,871	89.7
22	安芸太田町	2,861	89.4
23	神石高原町	2,809	87.7



資料: 広島県市町民経済計算結果 (H21)

※ 家計所得…「雇用者報酬」「個人企業所得」「家計の財産所得」「社会保障給付」「その他の経常移転(純)」の合計。
1人あたり家計所得は、家計所得/総人口により求められます。

4. 職業生活と家庭生活の両立

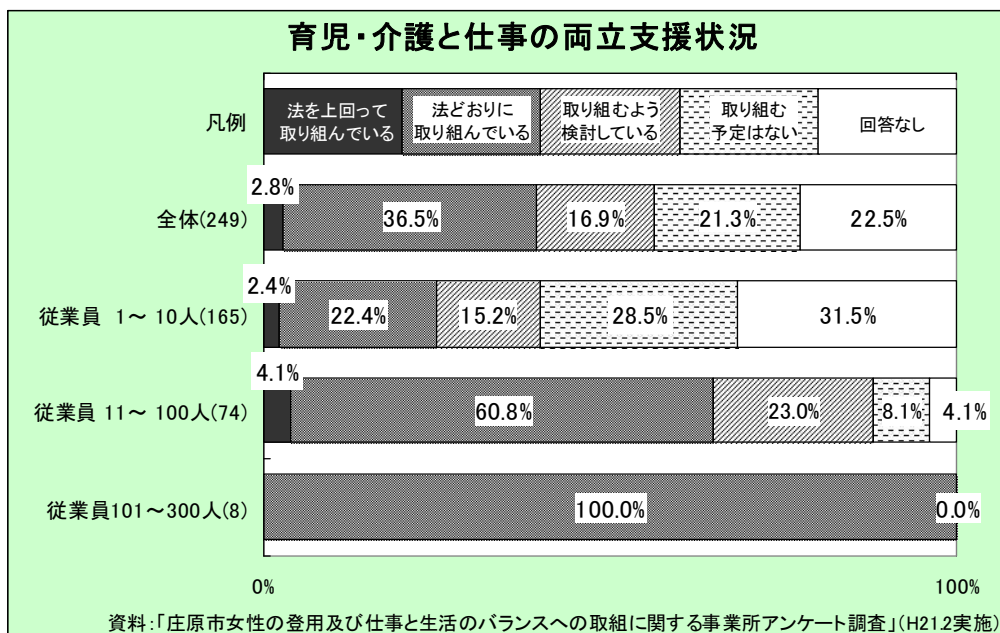
小規模事業所が多い庄原市では、仕事と育児介護の両立支援の取組が十分とはいえず、育児・介護のために仕事を休むことは、特に男性にとって難しい状況にあるようです。

低年齢児保育のニーズの増加に伴って入所児童も増加しており、これが庄原市の女性の労働力率の高さにも影響しているものと考えられます。

また、要支援・要介護認定を受けている人、あるいは障害者手帳等を持っている人は、それぞれ国勢調査人口の1割弱となっており、特に、介護が必要な方が年々増えていることから、仕事と介護の両立をどう図るかは、従業員にとっても、事業所にとっても大きな課題となっています。

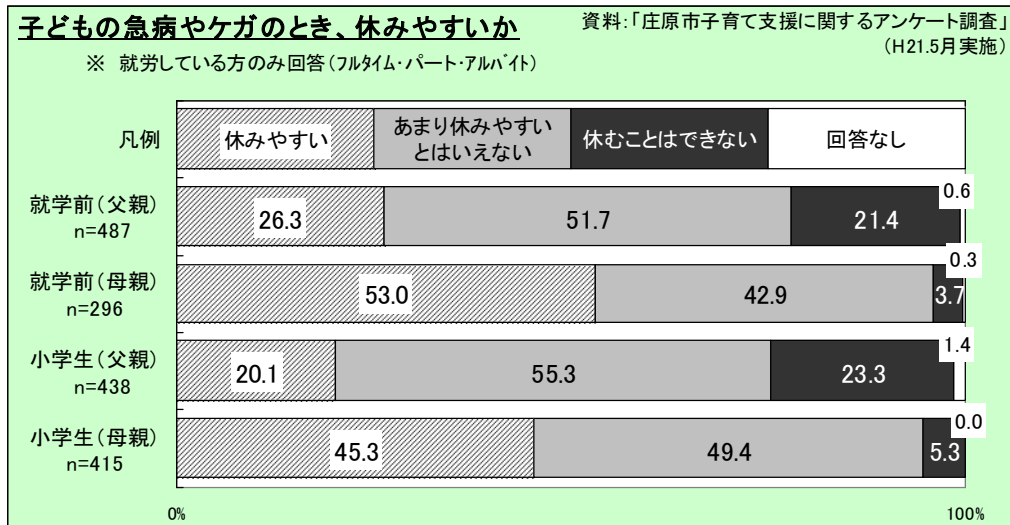
(1) 育児・介護と仕事の両立支援状況

従業員規模が小さいほど、事業所として両立支援を行うことが難しいようです。



※「庄原市女性の登用及び仕事と生活のバランスへの取組に関する事業所アンケート」平成 21(2009)年 2 月に庄原市が市内 1000 事業所を抽出して実施。回収数 249 事業所

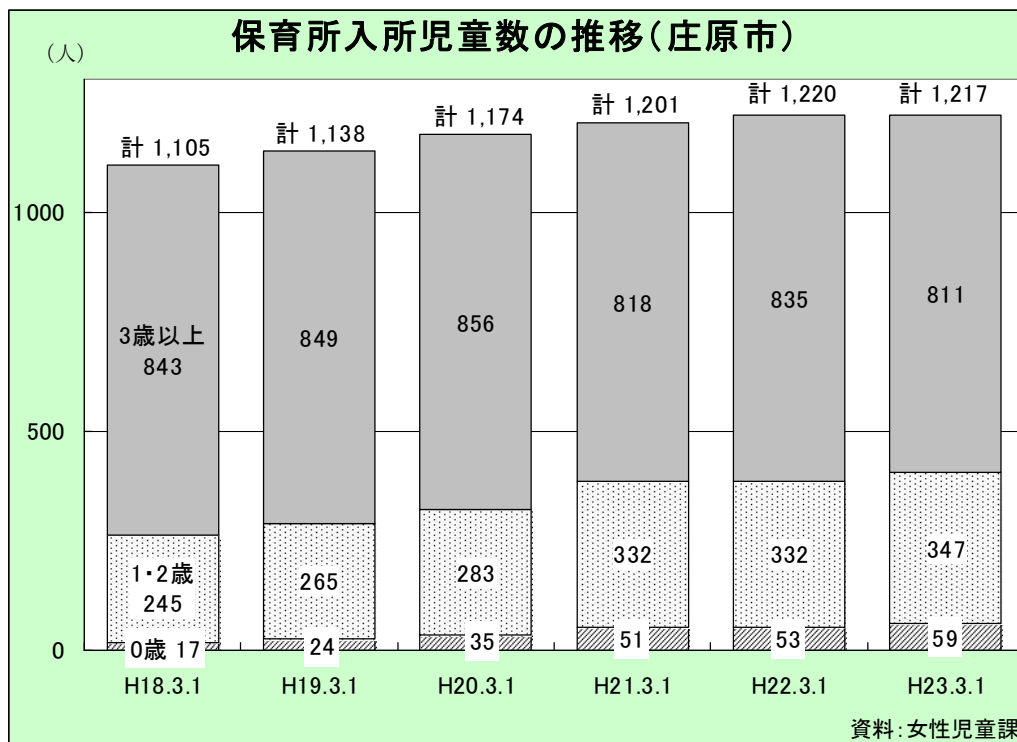
『急に病気やケガの子どもを見なくてはならなくなった場合の仕事の休みやすさ』については、「休みやすい」と答えた方は、父親より母親のほうが割合が高く、父親は就学前で26.3%、小学生で20.1%にとどまっています。また、父親、母親とも、小学生のほうが、「あまり休みやすいとはいえない」「休むことはできない」の割合がやや高いようです。



※ 「庄原市子育て支援に関するアンケート調査」
 (就学前児童がいる1000世帯、小学校児童がいる世帯1000世帯を対象に実施。
 回収数は、就学前517世帯、小学校児童514世帯)

(2) 保育所入所児童数の推移

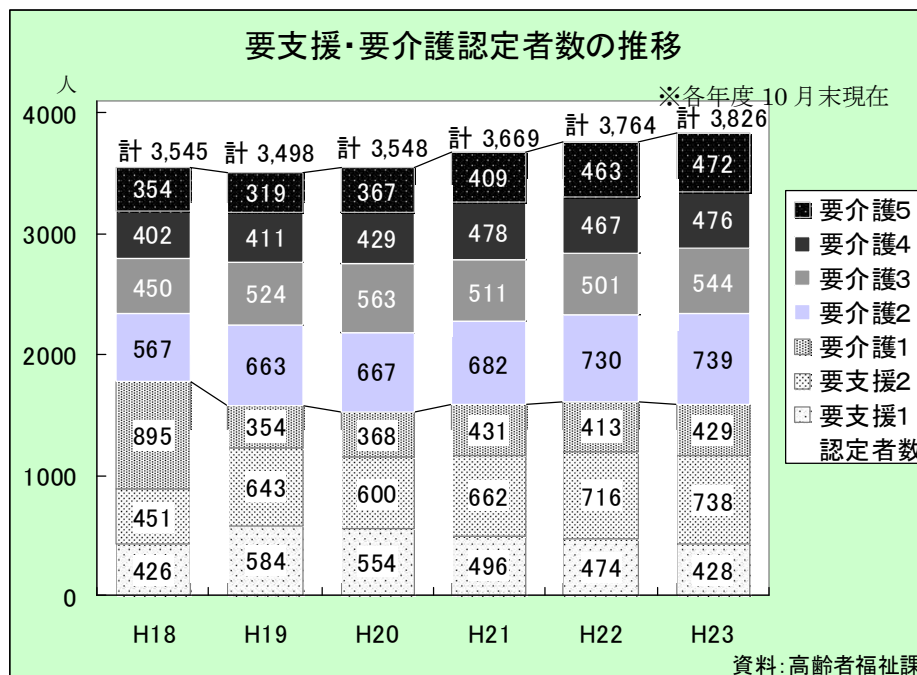
保育所入所児童数は、年々増加しています。特に3歳未満児の入所が増えており、5年前に比べ、0歳児は42人の増、1・2歳児は102人の増となっています。



(3) 要支援・要介護認定者の推移

要支援あるいは要介護の認定を受けている人は、平成 23(2011)年度で 3,826 人となっており、平成 22(2010)年国勢調査人口 40,244 人の 9.5%にあたります。

要支援・要介護認定者数は年々増加しており、平成 18(2006)年度から平成 23(2011)年度までの 5 年間で 281 人増加しています。要支援・要介護度別認定者数を見てみると、要支援 1～要介護 1 までの認定者の総数はほぼ横ばい状態ですが、要介護 2～要介護 5 の認定者の総数は増加傾向にあり、要介護度の重度化傾向が見えます。



※ 認定区分の状態

区 分	状 態
自立（非該当）	歩行や起き上がりなどの日常生活動作の基本的動作を自分で行うことが可能であり、かつ、薬の内服、電話の利用などの手段的日常生活動作を行う能力もある状態
要支援 1	歩行や起き上がりなどの日常生活上の基本動作については、ほぼ自分で行うことが可能である。薬の内服、電話の利用などの手段的日常生活動作において何らかの支援を要する状態
要支援 2	要支援 1 の状態から、薬の内服、電話の利用などの手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態
要介護 1	要支援 2 の状態から、薬の内服、電話の利用などの手段的日常生活動作を行う能力が一部低下し、部分的な介護が必要となる状態
要介護 2	要介護 1 の状態に加え、歩行や起き上がりなどの日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態
要介護 3	要介護 2 の状態と比較して、歩行や起き上がりなどの日常生活動作及び薬の内服、電話の利用などの手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態
要介護 4	要介護 3 の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態
要介護 5	要介護 4 の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を行うことがほぼ不可能な状態

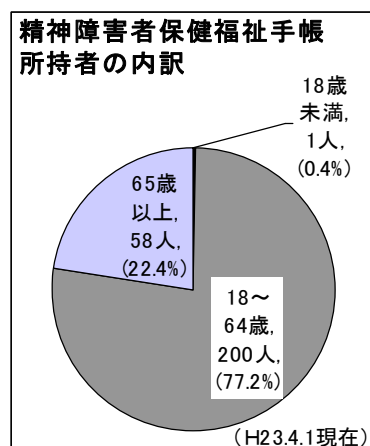
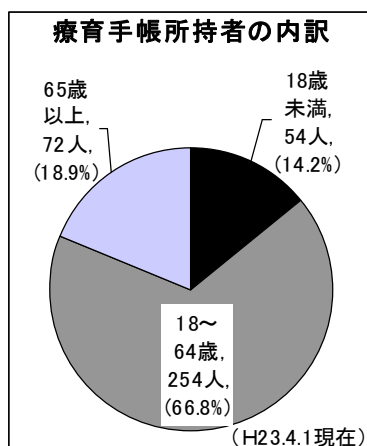
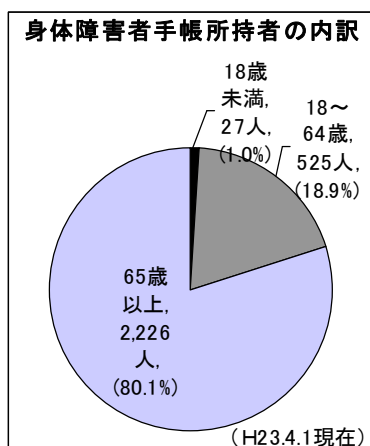
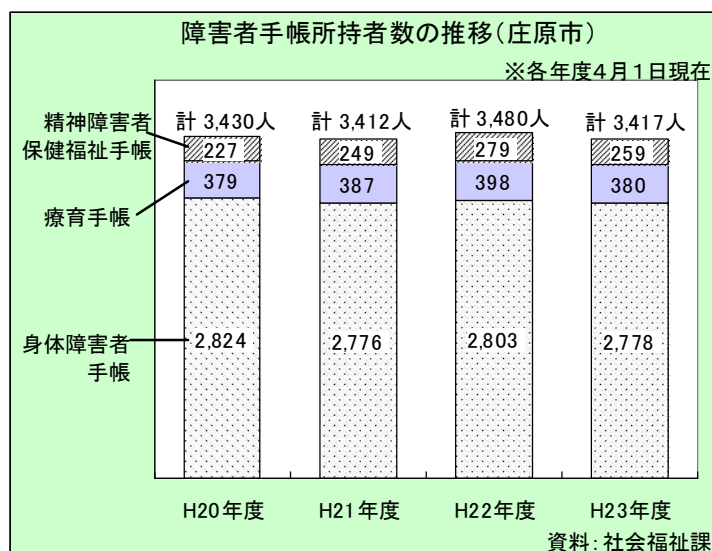
資料：高齢者福祉課

(4) 障害者手帳等所持者数の推移

何らかの障害に関する手帳を持っている人は、平成 23(2011)年度当初で 3,417 人となっており、平成 22(2010)年国勢調査人口 40,244 人の 8.5%にあたります。

平成 20(2008)年からの推移をみると、身体障害者手帳所持者及び療育手帳所持者はほぼ横ばい、また、精神障害者保健福祉手帳所持者はやや増加傾向にあります。

内訳を見ると、身体障害者手帳所持者は、65 歳以上の高齢者が約 8 割を占めており、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者については、18～64 歳の方が、それぞれ約 7 割、約 8 割を占めています。



※ 「身体障害者手帳」は、視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓・免疫機能に障害のある方に交付されます。1 級から 6 級までの区分があり、1 級が最も重度の障害で、2 級・3 級と数字が増えるほど軽度の障害となっていくます。

※ 「療育手帳」は知的障害がある人に一貫した相談指導を行うとともに、いろいろな援助を受けやすくするために交付されます。手帳の交付を受けることにより、各種の福祉サービスが利用できるようになります。障害の程度により、マル A（最重度）、A（重度）、マル B（中度）、B（軽度）に区分されます。

※ 「精神障害者保健福祉手帳」は、精神障害者の自立と社会参加の促進を目的として、一定の精神障害の状態にあることを証明するもので、この手帳を取得することにより、各種の福祉サービスが受けやすくなります。障害の程度によって、重度のものから順に 1 級、2 級、3 級に区分されます。

5. 女性の登用状況

庄原市では、合併以来女性議員がない状況が続いています。

審議会等委員の女性委員の割合、また市職員で管理職のうち女性の割合は、ほぼ県内市町平均と同じような割合となっています。

(1) 議員の状況

平成 17(2005)年の合併以来、庄原市においては、女性議員がない状況が続いています。

また、平成 21(2009)年の市議会議員選挙では、立候補者の中にも女性はいませんでした。

なお、平成 22(2010)年 12 月 31 日現在の県内市町議会の状況をみると、県内 23 市町中、女性議員がない市町議会は 6 議会（市議会 2、町議会 4）となっています。

平成 22(2010)年 12 月 31 日現在 ※ () 内は前年同期

区分	議員総数(人)	女性議員	
		人数(人)	割合 (%)
県議会	65 (65)	3 (3)	4.6 (4.6)
庄原市議会	25 (25)	0 (0)	0.0 (0.0)
市町議会	547 (550)	48 (48)	8.8 (8.7)
市	406 (409)	38 (38)	9.4 (9.3)
町	141 (141)	10 (10)	7.1 (7.1)

市町名	議員総数 (人)	女性議員数 (人)	女性割合 (%)
広島市	55	7	12.7
呉市	38	4	10.5
竹原市	13	2	15.4
三原市	32	3	9.4
尾道市	33	2	6.1
福山市	46	5	10.9
府中市	21	3	14.3
三次市	26	2	7.7
庄原市	25	0	0.0
大竹市	16	1	6.3
東広島市	32	3	9.4
廿日市市	29	5	17.2
安芸高田市	20	1	5.0
江田島市	20	0	0.0

市町名	議員総数 (人)	女性議員数 (人)	女性割合 (%)
府中町	18	4	22.2
海田町	16	2	12.5
熊野町	15	2	13.2
坂町	12	1	8.3
安芸太田町	16	1	6.3
北広島町	20	0	0.0
大崎上島町	14	0	0.0
世羅町	16	0	0.0
神石高原町	14	0	0.0

資料：広島県「平成 23(2011)年版 広島県の男女共同参画に関する年次報告」

(2) 審議会等委員の状況

庄原市において女性委員のいる審議会等は、「行政委員会」では半数、「附属機関及びその他法律・条例により設置された審議会、委員会等」では約8割となっています。

また、女性委員の割合は、「行政委員会」では約1割、「附属機関及びその他法律・条例により設置された審議会、委員会等」では約3割となっています。

平成23(2011)年6月1日現在

区分	行政委員会 (地方自治法第180条の5関係)						審議会等(附属機関及びその他法律・条例により 設置された審議会、委員会等)					
	総数	女性の参画有		総数 (人)	女性委員数		総数	女性の参画有		総数 (人)	女性委員数	
		委員会 数	割合 (%)		人数 (人)	割合 (%)		審議会 等数	割合 (%)		人数 (人)	割合 (%)
広島県	9	7	77.8	70	12	17.1	56	53	94.6	1164	346	29.7
庄原市	6	3	50.0	63	8	12.7	34	28	82.4	468	120	25.6
市町計	126	68	54.0	990	117	11.8	608	513	84.4	9501	2339	24.6

資料：広島県「平成23(2011)年版広島県の男女共同参画に関する年次報告」

※ 庄原市の行政委員会には、「公平委員」「監査委員」「固定資産評価委員」「教育委員」「選挙管理委員」「農業委員」の6委員会があります。

※ この表の「審議会等」には、要綱により設置された審議会、委員会等は含まれていません。

(3) 職員及び管理職（課長相当職以上）の状況

庄原市の一般職員のうち女性職員は約4割で、管理職に占める女性の割合は約1割となっています。また、職員数に対する管理職の比率については、男性が14.5%であるのに対し、女性は3.5%となっています。

平成23(2011)年4月1日現在

区分	職員数				管理職				管理職の比率(%)		
	総数(人) (a)	女性(人) (b)	男性(人) (c)	女性割合 (%)	総数(人) (d)	女性(人) (e)	男性(人) (f)	女性割合 (%)	総数 (d/a)	女性 (e/b)	男性 (f/c)
広島県	6,298	1,956	4,342	31.1	312	16	296	5.1	5.0	0.8	6.8
庄原市	623	231	392	37.1	65	8	57	12.3	10.4	3.5	14.5
市町計	28,695	11,452	17,243	39.9	2,588	307	2,281	11.9	9.0	2.7	13.2

資料：広島県「平成23(2011)年版広島県の男女共同参画に関する年次報告」

※ 庄原市及び市町計の職員数は、一般行政職（保育士・調理員等含む）、医師職、看護・保健職等の一般職職員数。（嘱託職員及び臨時職員は除きます）

※ 管理職とは、本庁の課長及びこれに相当する職以上をいいます。庄原市においては、課長、主幹、支所長、室長、事務局長、医師、看護師長がこれにあたります。

Ⅱ 市民の現状と意識 …庄原市男女共同参画社会の形成に関する市民アンケート結果から

1. 家庭や地域における活動・役割分担などについて

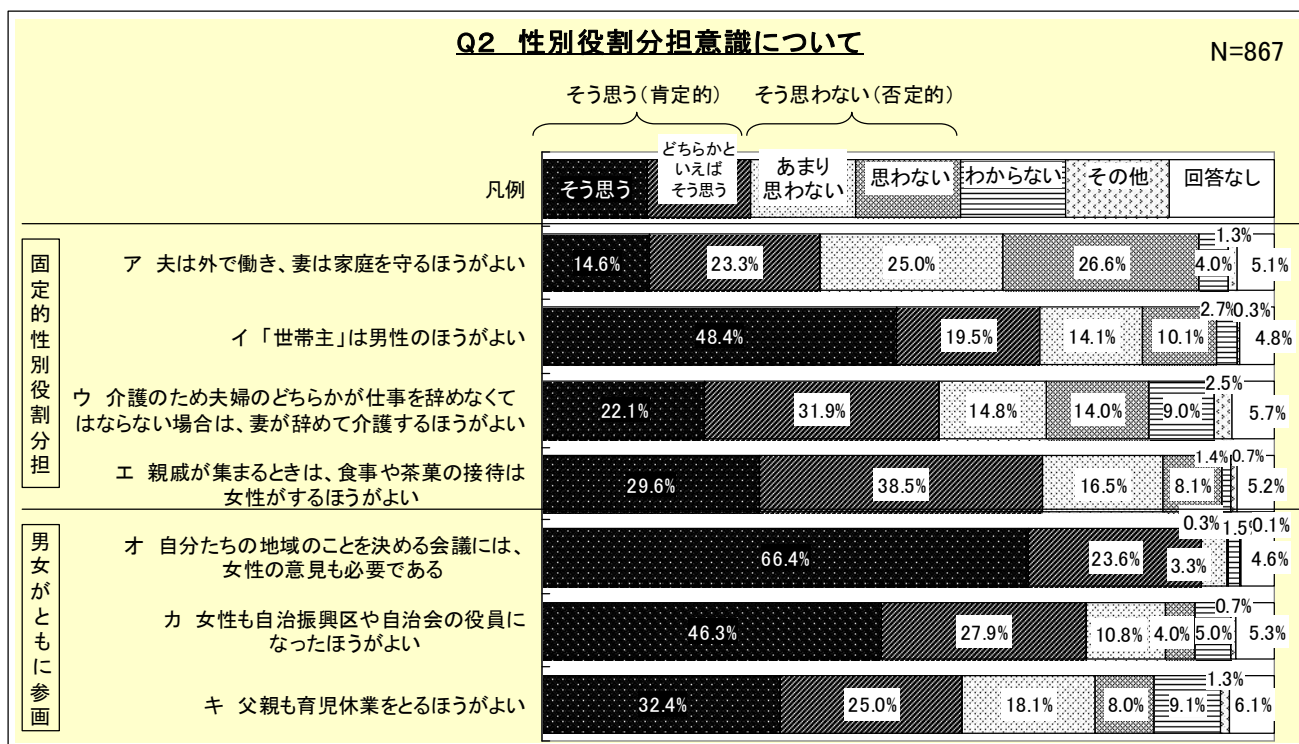
女性が仕事をすることについては肯定的な意見が多いものの、それ以外の家庭内での役割分担については、固定的な役割分担意識が強く残っており、女性に「仕事も、家庭も」と両方の負担がかかっているものと考えられます。しかし、「子育て」「介護・看護」といった分野では、男女問わず協力し合って、という回答が半数を占めており、家族で支えあおうという思いもみることが出来ます。

また、地域活動への女性の参画については肯定的な意見が多いものの、そのためには、女性は「家族の協力」と「わかりやすい広報」が必要だと答えています。

(1) 性別役割分担意識について

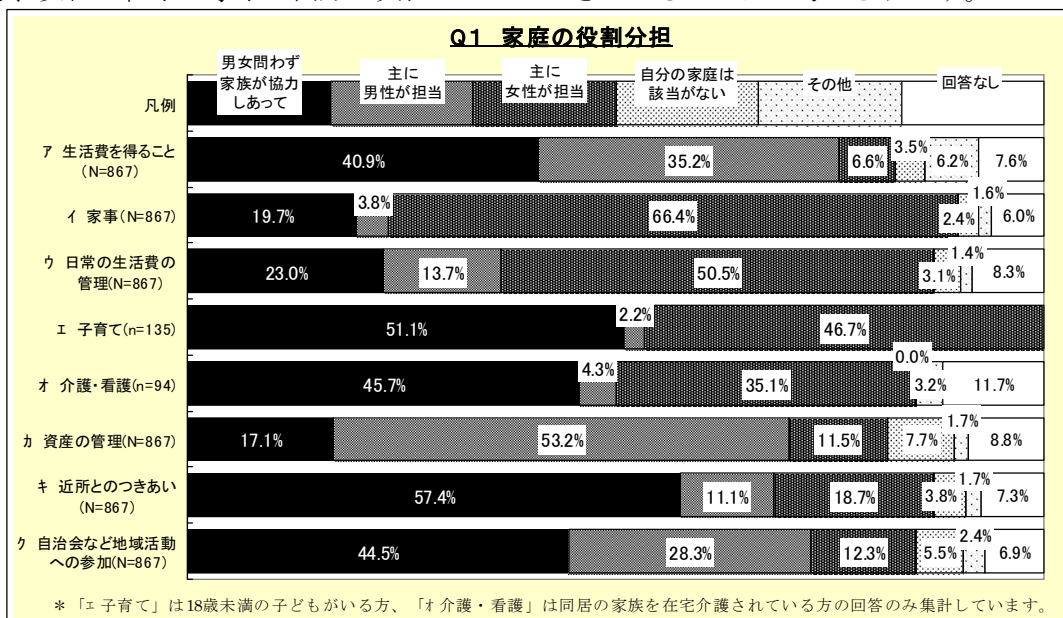
『固定的性別役割分担』の項目のうち、「夫は外で働き、妻は家庭を守るほうがよい」という項目では、「そう思わない」という否定的な回答が約半数を占めていますが、「世帯主は男性のほうがよい」「仕事をやめて介護をするのは妻のほうがよい」「親戚の食事等の接待は女性のほうがよい」については、肯定的意見が多くなっています。女性に、家計を担うことを求めつつも、家庭の中では、これまでと同様の男女の役割分担について求めていると考えられます。

『男女がともに参画』の項目のうち地域活動に関しては、肯定的な意見が大半を占めており（「地域の会議には女性の意見も必要」90.0%、「女性も役員になったほうがよい」74.2%）、女性の積極的な関わりが期待されているようです。「父親も育児休業をとるほうがよい」についても、肯定的な意見は約6割となっており、父親が子育てに関わるのが大切なことだと考える人が増えてきていると思われます。



(2) 家庭の中の役割分担の現状について

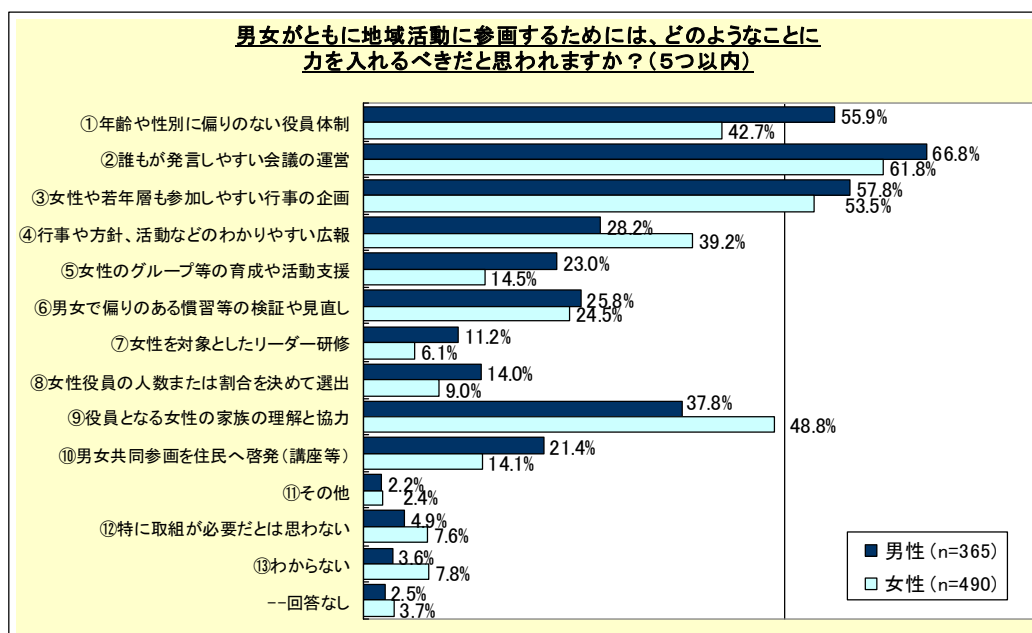
これまで男性の役割と考えられていた「生活費を得ること」については、「男女問わず協力し合って」が約4割となっており、また、女性の役割と考えられていた「子育て」「介護・看護」についても「男女問わず協力しあって」が約5割となっていることから、これらの項目については、少しずつ男女がともに担ってきていると考えられます。しかし、「家事」については、「主に女性が担当」とする回答が多く、「生活費を得ること」について女性も男性と共に担っている分、女性に仕事と家事の両方の負担がかかっているのではと考えられます。



(3) 地域活動への女性の参画促進について

男女とも「誰もが発言しやすい会議の運営」「女性や若年層も参加しやすい行事の企画」が必要という回答が多いですが、「役員となる女性の家族の理解と協力」「行事や方針、活動などのわかりやすい広報」については、女性のほうが男性よりも多い回答となっています。

自治振興区や自治会の活動は、「家」の代表が参画することが多く、世帯主に男性が多いことから、慣習として男性の役割となっているものと思われます。このため、女性は家族の理解がないと参画しにくい、また、女性には自治振興区等の情報が伝わりにくい、といったことがあるのではないかと考えられます。



2. 子育て・介護について

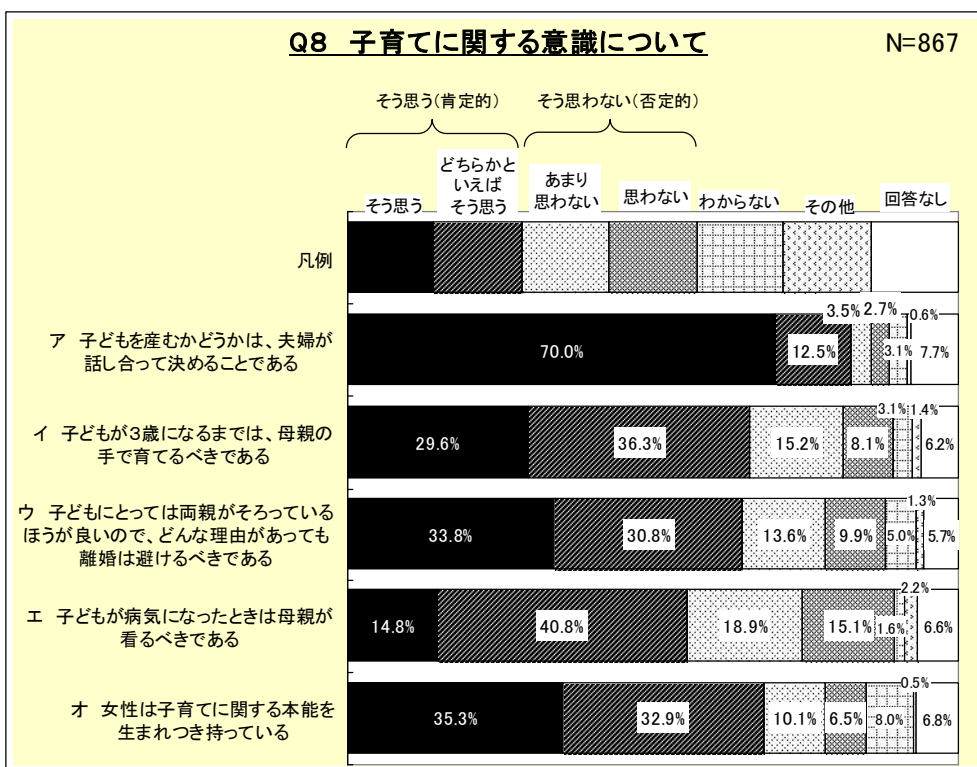
子育てに関する意識については、「子どもが3歳までは母親の手で育てるべき」等、子育ては母親が担うものという意識の方が多いようです。このため、庄原市では働く女性が多いにもかかわらず、女性が子どもを預けて仕事をするということについて、周囲の理解や支援が得られにくいのではと懸念されます。

また、「在宅介護」の主たる介護者の約7割が女性となっており、女性が介護の担い手となっていますが、男性の介護者も4人に1人の割合となっています。

男女問わず、子育てや介護を担っていきけるような、支援や支えあいが必要となっています。

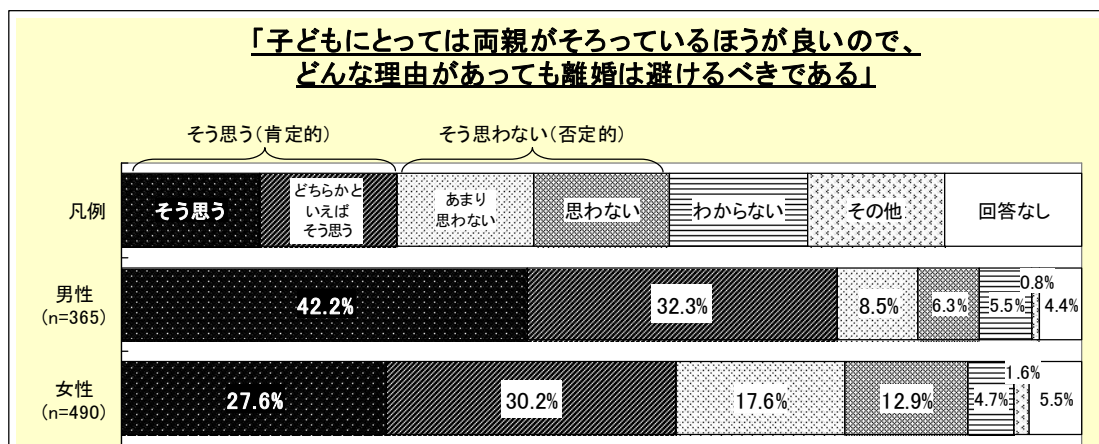
(1) 子育てに関する意識について

「子どもが3歳までは母親の手で育てるべきである」「子どもが病気になったときは母親が看るべきである」「女性は子育てに関する本能を生まれつき持っている」という問いについて、肯定的な回答（「そう思う」「どちらかといえばそう思う」）の割合が高くなっています。



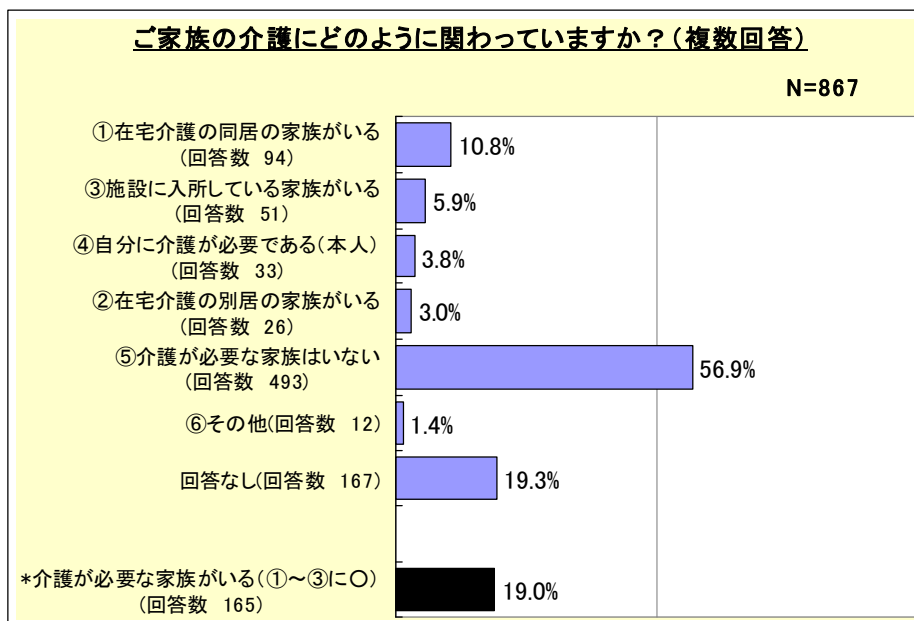
前述のとおり、子育て家庭の約半数は、男女が協力して子育てしているものの、残りの半数は「女性が主に担っている」と回答していることから、子どもを預けて仕事に就く母親が増えている中で、周囲の理解や支援が得られにくい、あるいは仕事と家庭の両立が難しい状況にあることが懸念されます。

また、「子どもにとっては両親がそろっているほうが良いので、どんな理由があっても離婚は避けるべきである」との問いについて男女で比較すると、男女とも肯定的な回答が多いものの、男性より女性のほうが、「そう思わない」という意見が多くなっています。



(2) 介護が必要な家族の有無

「介護が必要な家族がいる」という方が約2割で、その半数以上が同居での在宅介護となっています。

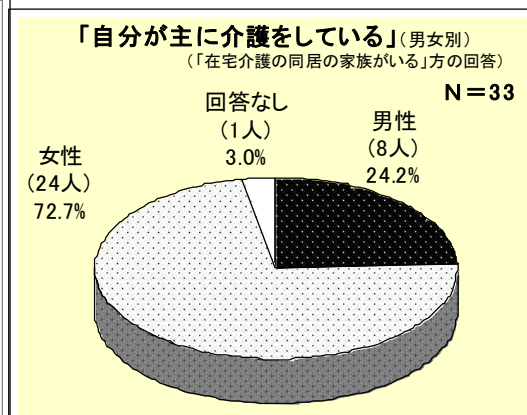
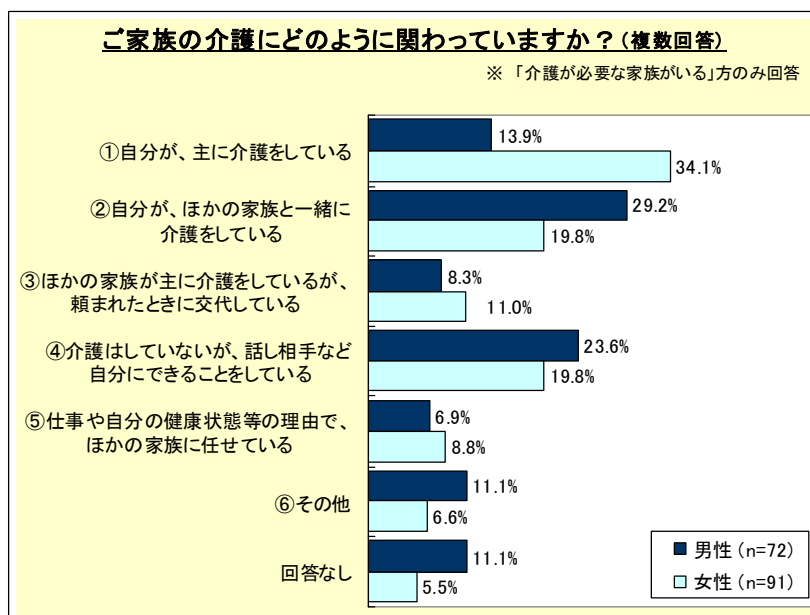


(3) 介護への関わり方

介護をしている男性のうち「自分が主に介護している」のは13.9%であるのに対し、介護している女性のうち「自分が主に介護している」のは34.1%と、男性の2.5倍の割合となっています。

また、同居で在宅介護をしている方のうち約3/4が女性で、男性は約1/4となっており、家庭で介護する場合、介護の主たる担い手は女性に偏っているといえます。

しかし、主に介護をしている人の4人に1人は男性であると考えると、男性も介護に関する知識や技術が必要であり、また高齢者世帯が増加していることから、いざというときに困らないよう日ごろから男性が家事についての経験を積んでおくことが大切です。



3. 配偶者や恋人からの暴力（DV）について

夫婦間の暴力について、国の調査と比べ、「どんな場合でも暴力だと思う」という方の割合が低いことから、庄原市では暴力についての認識が低い傾向にあるものと思われます。

また、DV被害経験については、女性の約3人に1人、男性の約7人に1人が、「受けたことがある」と答えており、また女性の約8人に1人は「何度もあった」と答えています。これは国の調査結果とほぼ同じ割合で、被害者支援とともに被害防止の啓発や相談窓口の充実が必要です。

(1) 夫婦間での行為における暴力としての認識

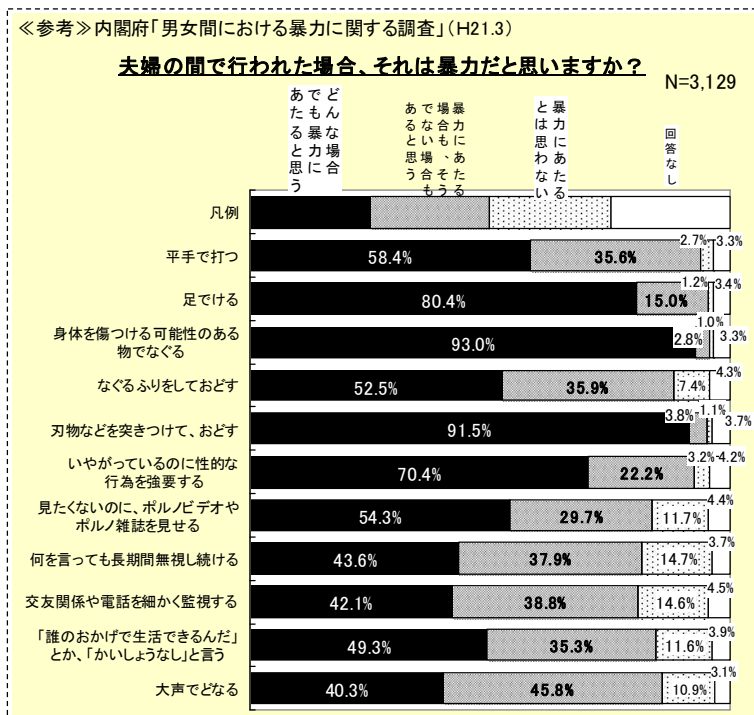
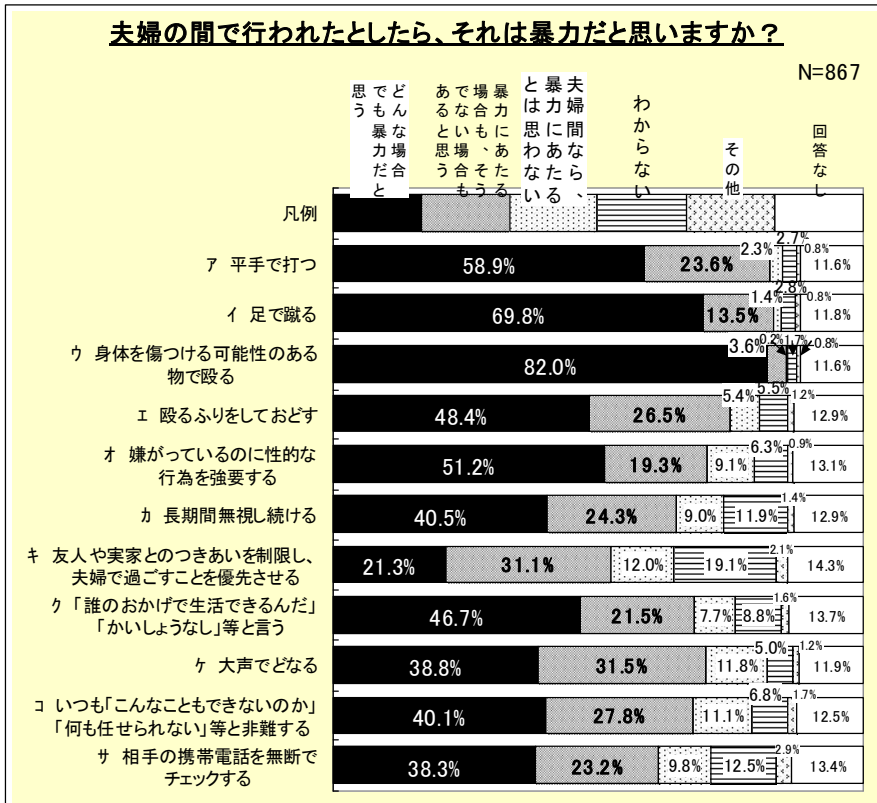
身体に対する暴力のうち直接身体を傷つけるもの（「平手で打つ」「足で蹴る」「物で殴る」）については6～8割が「どんな場合でも暴力だと思う」と回答していますが、「殴るふりをして

おどす」ことについては、約5割にとどまっています。

また、性的な暴力（「性的な行為を強要する」）は約5割、精神的な暴力（「無視し続ける」「誰のおかげで…等と言う」「どなる」「非難する」「携帯電話を無断でチェック」）については約4割、社会的な暴力（「友人や実家とのつきあいを制限」）については約2割にとどまっています。

国の調査と比較すると、「足で蹴る」「身体を傷つける可能性のある物で殴る」「嫌がっているのに性的な行為を強要する」の行為について、「どんな場合も暴力だと思う」という回答は、1割以上低い割合となっています。

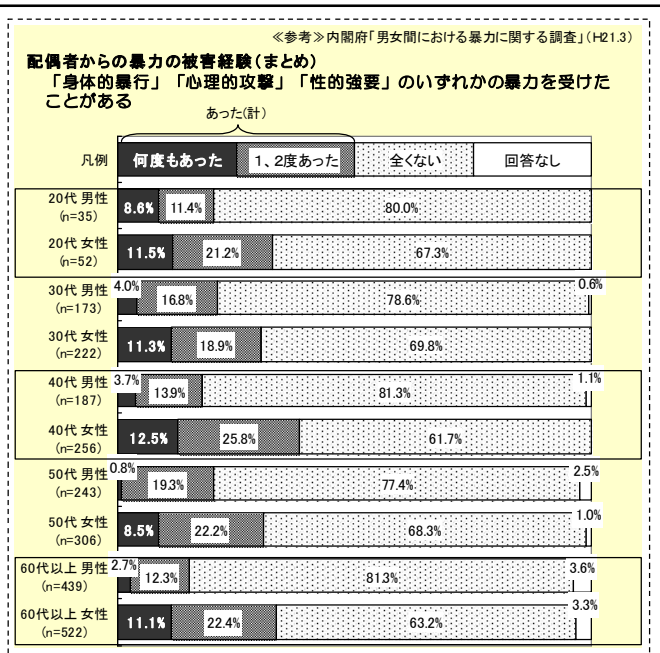
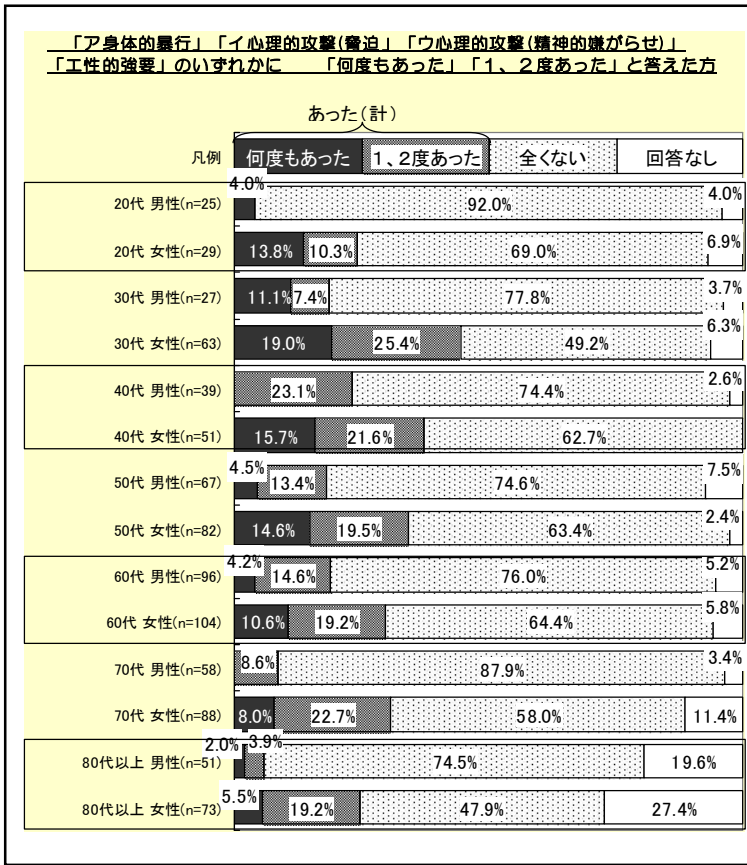
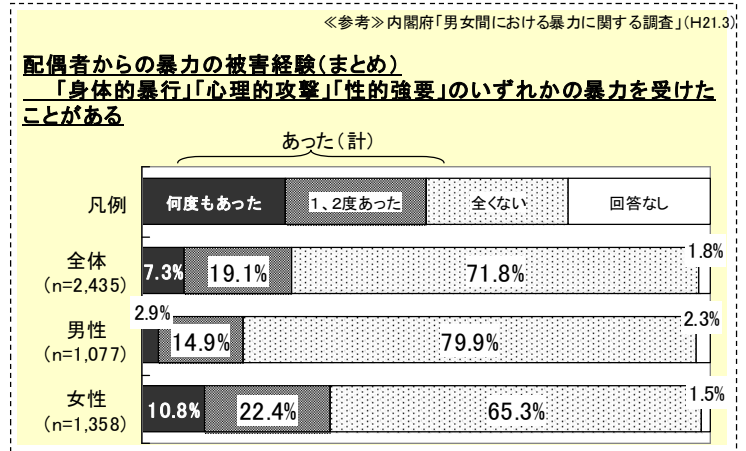
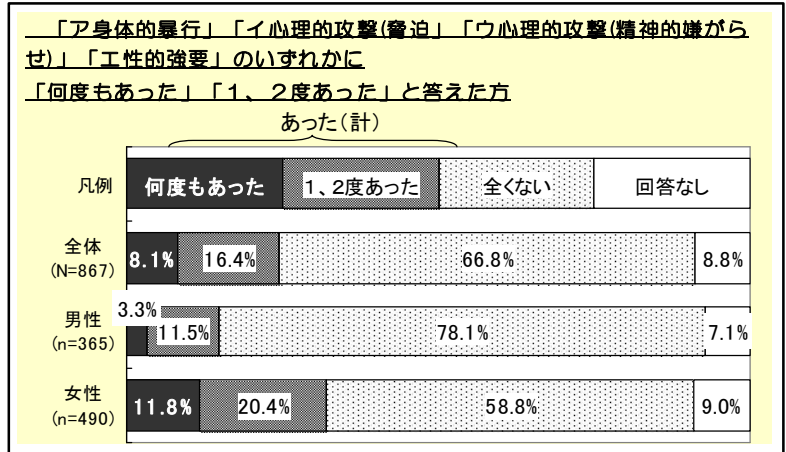
それぞれの行為について、「どんな場合でも暴力だ」と認識されるよう、啓発が必要です。



(2) DV被害経験の有無

「身体的暴行」「心理的攻撃(脅迫)」「心理的攻撃(嫌がらせ)」「性的強要」のうち、いずれかの暴力を「受けたことがある」のは、男性が14.8%で6.8人に1人、女性が32.2%で3.1人に1人となっており、国の調査とはほぼ同様な割合となっています。

年齢別男女別でみると、30代、40代の女性が、「受けたことがある」という人が約4割と高い割合となっています。

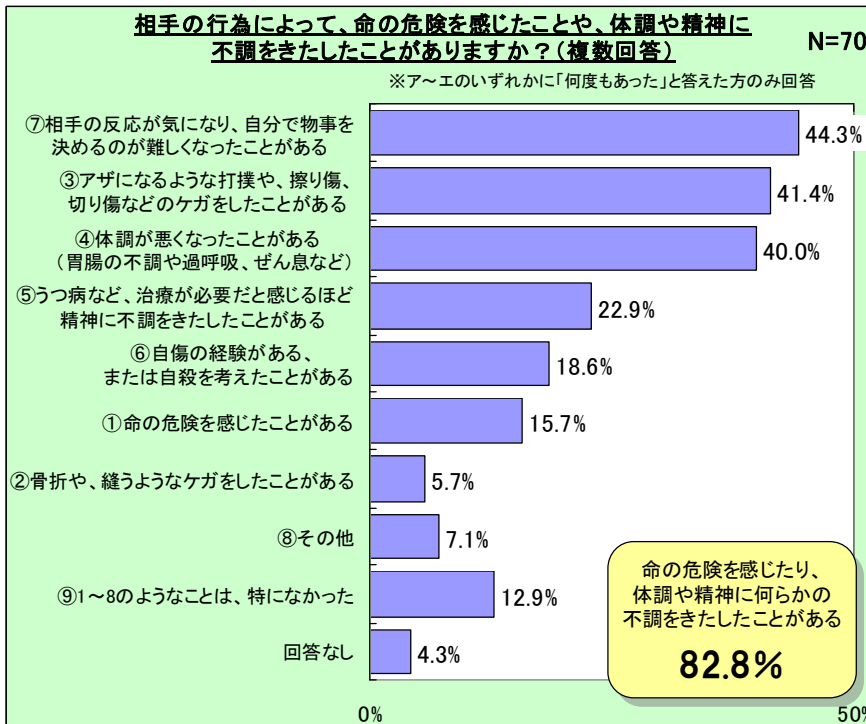


(3) DV被害の影響

いずれかの暴力について「何度もあった」と回答した方は、「相手の反応が気になり、自分で物事を決めるのが難しくなったことがある」「ケガをしたことがある」「体調が悪くなったこと

がある」という回答がそれぞれ約4割となっています。

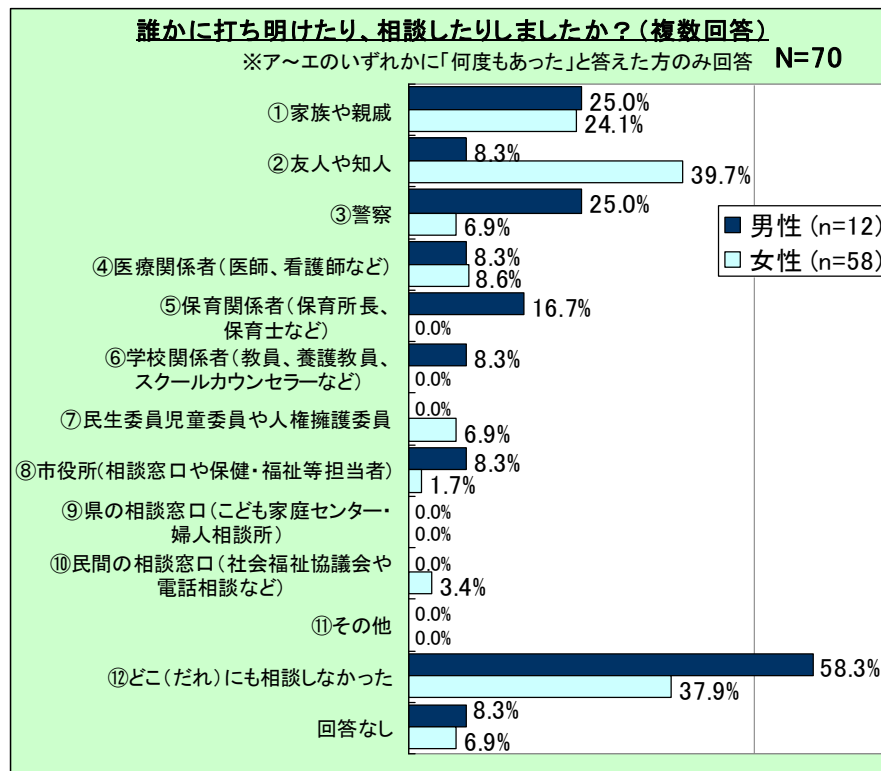
DVによる被害は、ケガだけでなく、体調や精神面、生活面にも大きな影響があると思われます。



(4) DV被害の相談先

いずれかの暴力について「何度もあった」と回答した方のうち、男性は約6割、女性は約4割が「どこ(だれ)にも相談しなかった」と答えており、相談先の周知が急がれます。

また、相談先に「家族や親戚」「友人や知人」が多いことから、市民全体のDV被害に対する理解や支援についての啓発を進めることも重要となっています。



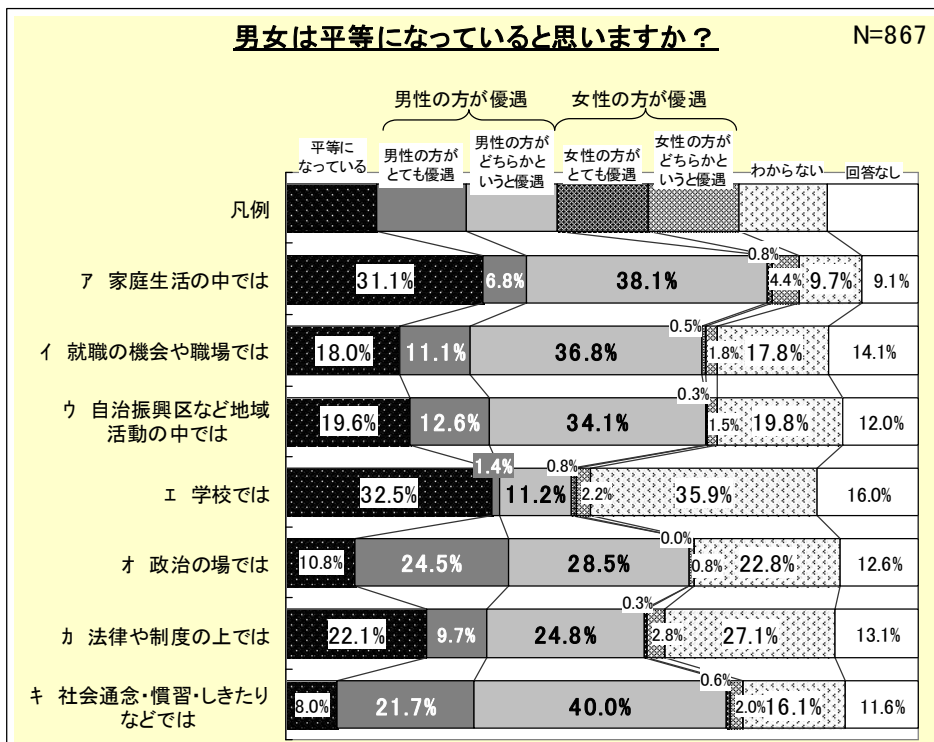
4. 男女共同参画社会の形成について

「学校では」を除き、「男性のほうが優遇」されていると感じている方が、「平等になっている」という方よりも多くなっています。特に「社会通念・慣習・しきたりなどでは」の分野では、6割の方が「男性のほうが優遇」と答えています。また、前回調査よりも「平等になっている」の割合が低くなり、「わからない」という方の割合が高くなっています。

いろいろな場面で、「男女は平等になっている」と感じられる社会をめざして取り組みをすすめる必要があります。

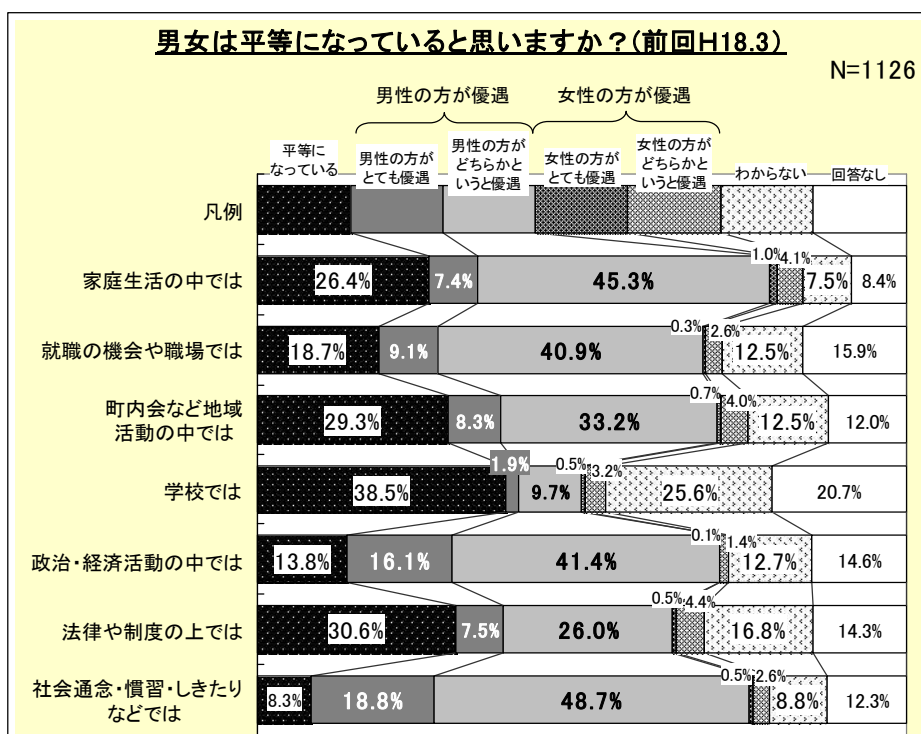
(1) 各分野の男女の平等感について

「平等になっている」の割合が高いのは、「エ 学校では」と「ア 家庭生活の中では」で、それぞれ約3割となっています。



学校以外の分野では「男性の方が優遇」されていると感じている人が多く、特に「キ 社会通念・慣習・しきたりなどでは」が約6割、「オ 政治の場では」「イ 就職の機会や職場では」「ウ 自治振興区など地域活動の中では」が約5割となっています。

前回(平成18(2006)年3月)の調査と比較すると、「平等」と回答した人の割合は、「家庭生活の中では」を除く分野すべてで低くなっており、特に「地域活動の中では」と「法律や制度の上では」については約1割の低下となっています。

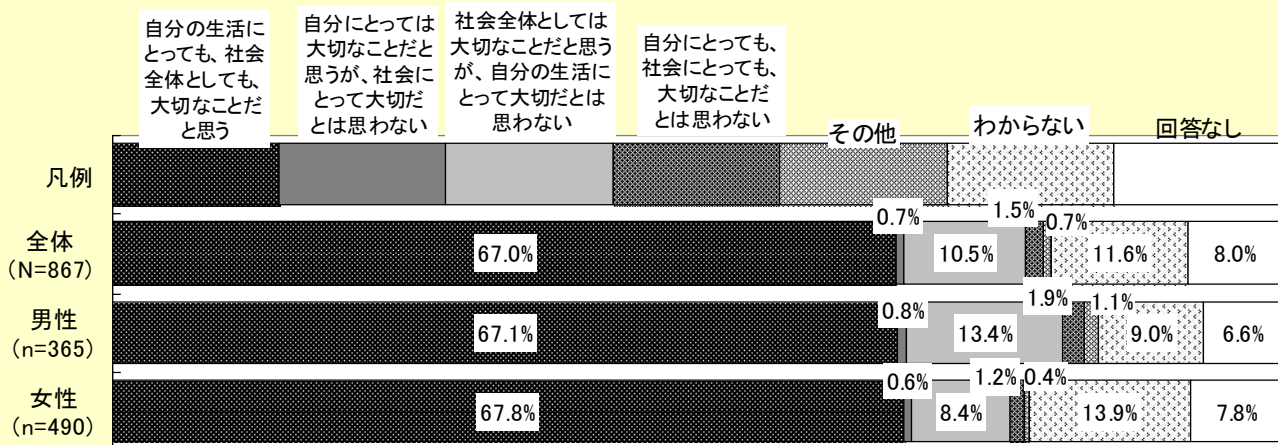


(2) 男女共同参画社会の実現について

男女共同参画社会の実現が自分の生活や社会にとって大切なことだと思うかどうか、の問いに対して、「自分の生活にとっても、社会全体としても、大切なことだと思う」と答えた方が、男女とも約7割となっています。

「社会全体としては大切なことだと思うが、自分の生活にとって大切だとは思わない」と答えた方は、男性のほうが女性に比べ、やや割合が高いようです。

男女共同参画社会の実現は、自分の生活や社会にとって大切なことだと思いますか？



資料：「庄原市男女共同参画社会の形成に関する市民アンケート(平成23年実施)」

第3章 前期5年間の取組と評価

【基本目標1 男女共同参画社会の意識醸成と教育の推進】

〔重点目標1〕 地域における男女共同参画学習の推進

公民館や自治振興センターにおける生涯学習や、実行委員会による男女共同参画地域講座など、身近な地域で市民自らが企画する講座を開催することにより、講座内容や開催日時など市民ニーズにあった、課題解決型の学習機会を提供しました。

しかし、地域活動に女性の参画が必要であるとの意識は高まっているものの、女性の役員登用や会議への出席にはつながっていません。

このため、地域の様々なグループ・団体と連携し、市民の企画運営による講座等の実施を通じて、男女がともに地域活動に参画できるような実践的な学習としていく必要があります。

また、地域で開催する講座には、料理や介護、子育てなど、男性の家庭参画をテーマとした講座も増えていますが、男性の参加者が少ないため、男性が課題意識を持つような啓発を行うとともに、男性が参加しやすい開催方法を検討する必要があります。

〔重点目標2〕 学校等における男女平等教育の推進

教職員や保育所職員が人権や男女平等について学習し、児童が日常の活動を通じて人権尊重に基づく男女平等観を身に付けられるような環境となるよう努めました。また、「わたしのキャリアノート」を活用したキャリア教育を推進しています。

P T A・保護者会活動や学校・保育所の行事等へ男性の参加を促し、「学校へ行こう」週間における男性の参加者を増やすことができました。

今後も引き続き、研修等によって教職員や保育所職員の人権感覚を磨くとともに、幼少期からの男女平等感を養うため、家庭、地域、保育所・学校等が連携して、取り組んでいく必要があります。

〔重点目標3〕 家庭における男女平等教育の推進

性別による固定的な役割分担意識に捉われない子どもを育てるためには、家庭において男女が平等であって、共に家庭の責任を担っていることを示すことが大切です。このため、性別にかかわらず、家族が協力して子育てや介護に関わるよう、男性も対象とした講座を実施しました。

市民アンケートでは、家庭での役割分担について、「男女問わず家族が協力しあって」という回答の割合は十分とはいえず、男女がともに家庭の責任を担うべく、一層啓発を行っていく必要があります。

〔重点目標4〕 男女共同参画に関する広報・啓発の推進

広報しょうばらや広報紙「あかり」、市のホームページ、啓発ポスターや講座等、多様な広報手段を用いて、男女共同参画に関する情報を提供するとともに、毎年、アンケートやヒアリング等を実施して、市民意識や実態を調査しました。

また、男女共同参画に関する講座や研修について、休日に家族で参加する講座としたり、子育てや介護、婚活など身近なテーマの講座を増やしたことで参加者が拡がり、参加者個々の課題や悩みの解決の一端となりました。

前期計画では、家庭における男女共同参画を中心に広報、啓発を行いました。今後は、個々の課題解決とともに、家庭や地域、職場など、いろいろな場面における「男女共同参画」を考えていただけるような内容の工夫が必要です。このため、一般市民だけでなく、企業や団体に向けた情報提供や啓発を行っていく必要があります。

【基本目標 2 社会のあらゆる分野における男女共同参画の促進】

〔重点目標 1 あらゆる政策・方針決定過程への男女共同参画の促進〕

市の審議会等への女性の登用について、平成 20(2008)年度に「庄原市審議会等委員への女性登用促進ガイドライン(H21~23)」を策定し、全課局で取り組んだ結果、女性の登用率は、平成 23(2011)年度末で 29.7%となっており、中間目標(30%以上)を、ほぼ達成することができました。しかし、女性委員のいない審議会等が 10 委員会となっており、引き続き、女性の登用を図るほか、全ての審議会等に女性委員を登用するよう取り組む必要があります。

また、庄原市まちづくり基本条例に基づき、市と市民が協働してまちづくりを行う観点から、性別や年齢に偏りなく、市民が市の政策方針決定過程に関われる仕組みづくりが求められています。

前期計画達成目標	H18.4.1 現在	H23 年度末 目標値	H23 年度末 現在
審議会等委員のうち女性委員の占める割合(要綱設置を含む)	16.7%	30% ※H28 末 50%	29.7%

〔重点目標 2 女性の人材情報の集約と職業能力の養成〕

女性の人材情報の集約については、集約により、逆に人材の活用が固定化してしまう懸念があることから、実施しませんでした。そのかわり、市が行う様々な事業に女性を含む市民の参画を得る中で、女性のエンパワメントを図りつつ、人材の把握を行いました。

また、庄原市起業支援補助金により女性起業家の育成に取り組み、8 件の起業が行われました。

今後は、引き続き、協働事業等を通じて多彩な人材の把握を進めるとともに、人材養成講座については、個々のニーズにあった講座の情報提供ができるような仕組みについて検討する必要があります。

〔重点目標 3 働く場における男女共同参画の推進〕

庄原市における女性の労働力率は、どの世代においても全国や県より高い状況にありますが、従業員規模の小さい事業所が多いため、両立支援制度が十分整っているとはいえない状況です。

庄原市企業人権啓発推進連絡協議会を通じ、企業への情報提供を行いました。しかし、会員以外の企業への情報提供や、啓発については十分取り組むことができませんでした。このため、平成 23(2011)年度に「仕事と家庭の両立支援セミナー」を実施し、市内の主な事業所へ法制度等の情報提供を行った結果、いくつかの企業において、両立支援の取組みについて検討が行われるようになりました。

市も、低年齢児保育を充実させたほか、平成 22(2010)年度から「事業所内託児所運営補助金」を新設し、市民の子育て及び民間事業所における人材確保を支援しています。

庄原市は、国や県以上の超高齢社会であり、今後介護との両立が課題となることは明らかです。生産年齢人口の減少が進む中、労働力確保の観点からも、子育てや介護を担う男女双方への両立支援について、事業主、雇用者及び市民への情報提供と事業所の取組につながるような支援が必要です。

[重点目標4 農林業・商工業等の自営業における男女共同参画の促進]

農林業や商工業等の自営業において、経営や運営の意思決定に女性が参画するためには、女性従事者の能力が活用され、意欲を高めることが大切です。

農業においては、(株)庄原市農林振興公社と連携し、各地域において女性の積極的な農産物の生産・出荷に対する意欲を高める取り組みを行い、女性の個人会員の増加を図っています。農業従事者の家族経営協定については、新規の締結はあったもののその数は多くなく、継続して普及していく必要があります。

商工業の自営業者については、庄原市企業人権啓発推進連絡協議会を通じて、情報提供を行っていますが、提供する情報量が少なく、また現状や意識について把握ができていません。今後は、啓発事業等を関係団体と連携して実施するなどして、ニーズや課題を把握しながら、必要な情報提供や支援を行っていく必要があります。

[重点目標5 国際交流活動の推進]

友好都市である中国四川省綿陽市との交流や、しょうばら国際交流協会主催による交流事業への支援を行いながら、女性の参加が促進されるよう取り組みました。

また、しょうばら国際交流協会により、庄原市に住む外国籍市民のための日本語教室や相談窓口を設けています。

今後、男女共同参画の視点を加えた国境を越えたパートナーシップを築くため、新たな交流事業等の検討を行い、一層の交流を図るとともに、外国籍市民に向けた支援について、周知していく必要があります。

【基本目標3 家庭・地域社会における自立を支援する環境づくり】

〔重点目標1 家庭生活・地域活動における男女共同参画の促進〕

男性の家庭参画を促進するため、子育てや介護、料理など、課題に応じた講座を実施したところ、男性の参加は増えてきてはいるものの、まだ少ないのが現状です。

市民アンケートでは、家庭での役割分担について、「男女問わず家族が協力しあって」という回答の割合は、まだ十分とはいえず、男女がともに家庭の責任を担うべく一層啓発を行っていく必要があります。

また、地域活動への女性の参画については、市民と自治振興区それぞれを対象としたアンケートとヒアリング調査を実施し、意識や現状の把握とあわせて啓発を行いました。男女共同参画に関する市民アンケートでは、「地域のことを決める会議には女性の意見も必要である」という回答が9割となっており、女性の参画の必要性について意識は高まっているようです。しかし、役員への登用や会議・研修等への出席などの現状をみると、女性の参画が進んでいる状況にはありません。また、男女の平等感についての設問では、「自治振興区など地域活動の場」において「男女が平等である」と考える人の割合は19.6%、「社会通念、慣習、しきたりなど」では8.0%と低いものとなっています。

慣習等に固定的性別役割分担意識が強い地域で女性役員の登用が少ないことから、男女双方への啓発に一層力を入れる必要があります。

〔重点目標2 子育て支援体制の充実〕

庄原市では、女性の就労率が高いことから、近年、低年齢児保育や延長保育のニーズが高まっており、これらの実施保育所を増やしたほか、放課後児童クラブ・放課後こども教室を開設し、学童保育についても充実を図りました。平成22(2010)年度からは、ファミリー・サポート事業を活用した病後児の預かりも開始しています。

安心して子育てができるよう、新生児の全戸訪問を行うとともに、保健師や助産師、子育て支援センターのコーディネーターが育児相談を行っているほか、子育て支援センターにおいて様々な交流事業を実施し、子育て家庭の交流の場としました。ひとり親家庭への支援については、相談業務や就労のための資格取得に対する支援（母子家庭のみ）を行いました。

また、平成21(2009)年4月からは、乳幼児等への医療費の支給を小学校卒業まで拡大しました。

平成22(2010)年の国勢調査では、庄原市の年少人口（0～14歳）の割合は10.8%と、少子化に歯止めがかかっていませんが、子育てを支援することは、女性の自立や社会参画だけでなく、男女双方のワーク・ライフ・バランスにも効果があります。このため、子育て家庭のニーズや課題の変化に対応しながら、継続した実施が必要です。

〔重点目標3 介護についての支援体制の充実〕

介護保険制度の周知を図るため、パンフレット等を作成して趣旨の普及に努め、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの機能の拡充を図りました。

介護保険制度や介護休業制度等の具体的な内容についての認知度が低いため、市民及び事業主双方に制度についての周知を行う必要があります。

また、介護を行う家庭を支援し、困難事例等に対応するため、今後も関係職員のスキルアップを図っていく必要があります。

【基本目標4 人権が擁護され主体的に生き方を選択できる社会の形成】

〔重点目標1 女性の人権擁護〕

人権講演会や男女共同参画講座により、女性の人権に関する啓発を行いました。また、中学3年生を対象に、命と性について学ぶ「いのちの学習会」を実施しています。

近年は、過労死や自殺が男性に多いことなども問題となっており、ジェンダーの視点から、男女双方の人権が擁護されるような啓発や「性と生殖に関する健康と権利」の考え方について、啓発を行う必要があります。

〔重点目標2 女性に対する犯罪や暴力被害の根絶〕

DV防止やDVの相談窓口について啓発を行い、「DV（ドメスティックバイオレンス）」という言葉についてはある程度認知されてきたと思われます。

DV相談への対応については、市の関係課や関係機関が連携を図るとともに、平成23(2011)年度から、市に女性相談員を配置して相談体制の充実を図りました。また、若年層に向けたデートDV防止講座の実施や啓発缶バッジの作成配付など、将来のDVを予防する事業も実施しました。

相談窓口の周知により、相談ケースの増加や継続的な相談につながっており、また、女性の3人に1人が「(身体的・精神的・性的暴力のいずれかの)DV被害にあった経験がある」と答えていることから、今後もきめ細やかな相談業務を行うよう、被害者支援体制の充実を図るとともに、DV防止のための啓発を行っていく必要があります。

〔重点目標3 健康支援対策の充実〕

母子保健事業においては、平成21(2009)年4月から妊婦一般健康診査補助券の交付枚数を10枚から14枚に増加し、平成23(2011)年4月からクラミジア検査券(1枚)を交付しています。また、妊娠・出産期を通して、医療機関と個別に連絡調整をしながら母親をフォローできる体制を整えました。

女性のがん対策としては、がん健診の受診率向上やワクチン接種等に取り組み、ピンクリボン活動など、住民を巻き込んだがん予防活動を推進しました。

女性は、仕事や家事、育児、介護など多様な責任の中で、健診の受診率が低い傾向にあるため、引き続き、受診勧奨を積極的に行うなどの取り組みを強化していく必要があります。

〔重点目標4 高齢者施策の充実〕

男女ともに、安心していきいきと充実した高齢期を送ることができるよう、庄原市高齢者福祉計画と庄原市健康づくり計画を基に、高齢者を対象とした健康教室、健康相談、ボランティア養成、介護予防、食生活改善、地域住民グループ支援等の各事業を行いました。

高齢化が進む庄原市では、健康な高齢者が、健康を維持しながら地域での見守りや健康維持の啓発活動を担っていただけるよう、引き続き取り組みを行っていく必要があります。

〔重点目標5 障害者の生活安定と自立の促進〕

障害者相談支援員、身体・知的障害者相談員、障害者相談支援アドバイザーを設置し、身近な場所で相談・アドバイスや支援を受けられる体制を構築しました。また、手話通訳者・要約筆記者の養成や、外出支援、スポーツ教室の開催など、障害者の社会参画を促す取り組みも行っています。

近年、発達障害に関する相談件数が増加傾向にあり、障害者のニーズも多様化しています。関係部署や関係機関が連携しながら、相談支援体制を充実させ、きめ細やかなサービス提供を図っていく必要があります。

第4章 後期計画の基本的な考え方

I 基本理念

基本理念 わたしらしく輝くあしたのために 互いに尊重し合う参画社会の形成

◇基本理念の5つの柱◇

- (1) 家庭、職場、学校、地域など、あらゆる分野において、男女が平等に参画できる社会を形成する
- (2) 慣習や社会制度など、性別による固定的な役割分担意識※を改め、男女が自らの意思と責任によって自立できる社会を形成する
- (3) 市の施策や方針の決定、企業や各種団体等の意思決定などの場面において、男女の協働※によって進める社会を形成する
- (4) 社会問題化している女性に対する犯罪、暴力を根絶し、男女の人権が対等に尊重される社会を形成する
- (5) 男女が、家事、子育て、介護、その他家庭生活における活動を互いに協力し、思いやりの心で支え合う社会を形成する

この基本理念には、「市民の一人ひとりが自覚を持って社会に参画し、個性を發揮しながら、それぞれのライフスタイルに合った自己実現のできる男女共同参画社会を形成する」という意味が込められています。

後期計画においても、前期計画との連続性ならびに整合性を維持するため、前期計画からの基本理念について、踏襲することとします。

II 基本目標

基本目標は、基本理念に基づき、プランの計画期間である平成28(2016)年度までに取り組むべき、基本となる施策を目標として定めたものです。

このため、後期計画においても、この基本目標を引き継ぐものとします。

1. 男女共同参画社会の意識醸成と教育の推進
2. 社会のあらゆる分野における男女共同参画の促進
3. 家庭・地域社会における自立を支援する環境づくり
4. 人権が擁護され主体的に生き方を選択できる社会の形成



※ 性別による固定的な役割分担意識： 男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

※ 協働： 同じ目的のために、対等の立場で 協力して共に働くこと。

Ⅲ 後期計画における取組の視点

前期5年間の取組による成果と課題を踏まえ、また新たな課題に対応できるよう、つぎの視点により、後期計画の取組をすすめるものとします。

1 「生きやすさ」の視点

男女共同参画社会の実現は、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会を作ることです。このため、性別による固定的な役割分担意識の解消を図り、女性の参画が低い分野についてはポジティブアクション（積極的改善措置）※ をとりつつ、男女ともに暮らしやすい社会を実現するため、男性の視点も加えた男女共同参画社会を推進するものとします。

2 多様な市民・団体による協働の視点

人口が減少し続けている庄原市では、「オールしょうばら」の観点で、性別や年齢等に関わらず、庄原の全ての市民・団体が協力・協働し、地域力を高めていく必要があります。このため、多様な人材を活用し、互いの人権を尊重しながら、誰もが役割と居場所のある男女共同参画社会を推進するものとします。

3 若い世代が「住みたい」と思えるまちづくりの視点

平成22(2010)年の国勢調査の結果をみると、平成12(2000)年からの10年間で、生産年齢人口(15～64歳)が約4000人減少しており、特に女性の人口が減少しています。このため、若い世代のまちづくりへの関心を高める活動や、仕事と家庭生活や様々な活動が両立できるようなサポートなど、年齢や性別に関係なく、生きがいをもってまちづくりに参画できる男女共同参画社会を推進するものとします。

4 地域の支えあいの視点

高齢化が進む庄原市では、誰もが介護に直面するという意識を、市民全体で共有する必要があります。







高齢者だけでなく、障害者やその家族、子育て家庭、外国籍市民等、生活する上で困難を感じている人が安心して暮らしていけるよう、男女ともに、身近な地域の中で支えあえる男女共同参画社会を推進するものとします。



※ ポジティブ・アクション（積極的改善措置）：「参画の機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。」（男女共同参画基本法第2条（定義）より）

Ⅳ 後期計画の体系



基本目標	重点目標	施策の方向
【基本目標3】家庭・地域社会における自立を支援する環境づくり	[1] 家庭生活における男女共同参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> ① 家庭における男女共同参画を促進するための啓発の充実 ② 男性の家事等への参画を促進する学習機会の充実
	[2] 子育て支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ① 子育て家庭や子どもの支援体制の充実 ② 地域子育てネットワークづくりの推進 ③ 子育て中の社会参画支援 ④ ひとり親家庭の自立支援
	[3] 高齢者・障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ① 高齢者の生活と社会参画の支援 ② 障害者の自立と社会参画の支援 ③ 外国人居住者への生活支援
	[4] 男女の仕事と生活の調和の促進	<ul style="list-style-type: none"> ① 仕事と生活の調和に関する意識啓発の推進  ② 育児・介護との両立支援体制の充実 
	[5] 健康支援対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ① 妊娠・出産にかかわる保健医療の充実 ② 女性の健康支援の充実 ③ 生涯を通じた健康対策の推進
【基本目標4】人権が擁護され主体的に生き方を選択できる社会の形成	[1] 男性・女性及び子どもの人権擁護	<ul style="list-style-type: none"> ① 男女の人権に関する意識啓発の推進  ② 子どもの人権に関する意識啓発の推進 ③ 人権を守る相談体制の充実 
	[2] DV及び女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ① DV及び女性に対する暴力防止に関する意識啓発の推進  ② DV及び女性に対する暴力にかかる相談体制の充実  ③ 被害者支援体制の充実

第5章 重点目標と具体的な取組

【基本目標1】男女共同参画社会の意識醸成と教育の推進

男女共同参画社会を実現するに当たって、大きな障害となるのは、人々の意識の中に形成されてきた、性別に基づく固定的な役割分担意識です。

男女が、互いの違いを認め合い、互いに人権を尊重しながら、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において共に参画し、責任を分かち合うことのできる男女共同参画社会づくりを進めていくためには、男女共同参画の意義について、市民の理解を深めていく必要があります。

また、全市的な啓発事業とあわせて、地域においても様々な団体やグループと連携し、市民自ら企画運営する講座等の実施を支援して、気軽に参加でき、かつ実践的な学習機会を提供していく必要があります。

次代を担う子どもたちが、幼少期から男女平等感を養い、ジェンダー※にとらわれずに自由な意思で自分の将来像を描き、その夢に向かって行動できるよう、家庭や学校、地域における教育や学習の果たす役割が重要です。学校・地域・家庭において、子どもたちに男女共同参画を実践する姿を見せながら、男女平等教育を進め、男女共同参画についての理解を促す必要があります。

【重点目標1】男女共同参画に関する啓発活動の推進

【重点目標2】地域における男女共同参画学習の推進

【重点目標3】学校等における男女平等教育の推進

【重点目標4】家庭における男女平等教育の推進



※ ジェンダー： 社会的・文化的につくられた男女の区別のこと。生物学的な性別である「セックス (sex)」と対比して用いられます。「ジェンダー (gender)」という概念自体には、良い、悪いの価値を含むものではありませんが、「女とは・男とはこういうものだ」「女は女らしく、男は男らしく」という考え方が、性別による固定的役割分担や偏見等につながっている場合もあるため、これらが社会や文化によって作られた男女の区別であることを意識していこうとするものです。

[重点目標 1] 男女共同参画に関する啓発活動の推進

男女共同参画社会基本法の基本理念に基づき、固定的な性別役割分担意識や男女で異なる慣習・制度を是正しようとする考え方について、市民の理解を深めていくことが必要です。このような、ジェンダーにとらわれない意識づくりを推進するため、学習の機会を提供するとともに、啓発・広報活動を着実にを行います。

また、市民アンケートや市民との協働による事業の実施を通じて、市民の意見収集を図るとともに、男女共同参画についての関心と意識を高め、必要とされる取り組みを行います。

達成目標	現状値	目標値 [目標年次]	参考： 国の目標値
「男女共同参画社会」という用語の周知度	76.0% [H23 年度]	100% [H28 年度]	100% [H27 年]

◆施策の方向◆ ① 男女共同参画に関する講演会・講座の開催



具体的な取組	内容	担当課
市民のニーズに応じた男女共同参画に関する講演会、講座等の開催	実行委員会形式等による事業の実施や市内の団体・グループとの連携を通じて、市民のニーズを把握し、それぞれの課題解決につながるような講演会や講座を開催する。	女性児童課
	公民館事業の中で、多彩な内容の講座を開設して市民の関心を高め、講座等の企画・開設や講座終了後も効果について検証し、より効果的な講座を開催する。	生涯学習課
参加しやすさに配慮した講座等の実施	参加対象者に応じた開催日時を設定するほか、託児等を行って、参加しやすい環境を整える。また、地域講座や出前トーク等により、身近な場所での講座を実施する。	女性児童課
	平日の夜間や土日の開催、また開催場所が偏ることがないように、開催時間、開催場所を考慮し、託児を行って、誰もが気軽に参加しやすい講座を開催する。	生涯学習課

実施目標項目	現状値	目標値 [目標年次]	担当課
男女共同参画地域講座の開催	2 地域/年 [H23 年度]	3 地域/年 [H28 年度]	女性児童課
託児を行い誰もが参加できる講座の開設	2 回/年 [H23 年度]	4 回/年 [H28 年度]	生涯学習課

◆施策の方向◆ ② 男女共同参画に関する広報活動の推進



具体的な取組	内容	担当課
多様な手法による広報活動の推進	広報しようばらや市のホームページ、男女共同参画広報紙「あかり」等により、各種事業の紹介や関係情報の提供を行う。	女性児童課
効果的な啓発方法や内容等の研究	参加したい、また参加してよかったと思える講演会、講座の開催について、内容や開催方法等を研究し、実施する。	女性児童課

◆施策の方向◆ ③ 男女共同参画に関する統計調査・情報収集の充実

具体的な取組	内容	担当課
男女共同参画に関する市民意識・実態調査の実施	庄原市の課題を明らかにするため、アンケートや意見交換会等による市民意識や実態の調査を毎年実施する。	女性児童課
男女共同参画に関する図書・資料の収集と情報提供	国や県、各種団体が発行する情報誌を収集し、市立図書館や公民館、自治振興センターに配置して、市民や関係団体に情報提供を行う。また、先進事例等を研究し、市の取組に反映させる。	女性児童課

実施目標項目	現状値	目標値 [目標年次]	担当課
アンケートや意見交換会等による市民意識や実態調査の実施。	毎年 [H23 年度]	毎年 [H28 年度]	女性児童課

[重点目標2] 地域における男女共同参画学習の推進

地域の慣習やしきたりの中に残る男女格差を解消していくため、地域社会の中で、継続して男女平等や男女共同参画の意識の形成を図っていく必要があります。

地域の主体的な取り組みを促すため、生涯学習に関する市民ニーズを把握し、適切な学習機会を提供するとともに、市内の多様な団体やグループと連携しながら、自主的な学習活動に対して講師を派遣するなどの支援を行います。

◆施策の方向◆ ① 男女共同参画に関する生涯学習の推進



具体的な取組	内容	担当課
生涯学習に関する市民ニーズの把握	生涯学習事業の中で、市民のニーズを把握し、関係する資料・情報の収集に努め、男女共同参画社会形成に向けた新たな課題や問題が生じた際にも柔軟に対応し、ニーズに沿った内容の学習機会の提供に努める。	生涯学習課
市民との協働による講座の開催	地域における男女格差解消のための教育講座や学習プログラムを推進するボランティアを支援し、男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発活動を、市民との協働により推進する。	生涯学習課
男女共同参画に関する学習環境の拡充	生涯学習事業の中で、専門的な指導者、講師の育成や、図書館等における男女共同参画に関する図書の充実を図り、ビデオ等を活用した学習会など、多様な学習環境の整備に努める。	生涯学習課

実施目標項目	現状値	目標値 [目標年次]	担当課
市民のニーズ把握及びニーズに沿った学習機会の提供	11回/年 [H23年度]	22回/年 [H28年度]	生涯学習課
ボランティア支援及び市民との協働	2回/年 [H23年度]	4回/年 [H28年度]	生涯学習課
図書やビデオを活用した学習会等の開催	22回/年 [H23年度]	22回/年 [H28年度]	生涯学習課

◆施策の方向◆ ② 関係団体が主催する学習・啓発事業への支援



具体的な取組	内容	担当課
関係団体主催の学習活動への支援	市内で活動する団体やグループに対して、情報提供や出前トーク、講師派遣など、学習活動への支援を提案する。	女性児童課
	男女共同参画に関する学習活動を行う団体が積極的に活動できるよう、ポスターの掲示、公共施設利用の協力など、支援する。	生涯学習課
各種団体やグループとの連携	市内で活動する団体やグループと連携しながら講座や事業を実施する。	女性児童課
	ポスターの掲示、公共施設利用の協力など、男女共同参画に関する学習活動を行う団体が積極的に活動できるよう、支援する。	生涯学習課
	公民館の地域活動の一環として、固定的な性別役割分担意識にとらわれない子どもを育成するため、保健センター、保育所、小学校と連携し、妊婦体験教室などで、男性の子育て参画の重要性に関する意識啓発を行うとともに、育児教室や子育てに関する実践的な講座を開催する。	生涯学習課

実施目標項目	現状値	目標値 [目標年次]	担当課
市民の関心を高める講座の開設及び検証、効果的な講座の開設	7回/年 [H23年度]	11回/年 [H28年度]	生涯学習課
各種団体の支援や活動紹介等	11回/年 [H23年度]	22回/年 [H28年度]	生涯学習課
保健センター等と連携し、男性の子育てへの積極的な参加を促す啓発と子育ての講座の開催	2回/年 [H23年度]	4回/年 [H28年度]	生涯学習課

[重点目標3] 学校等における男女平等教育の推進

次代を担う子どもたちが、幼少期から男女平等感を養い、性別に関わらず、個性と能力を發揮でき、また、将来を見通した自己形成ができるような取組を進めます。

家庭・学校・地域が相互に連携を図り、それぞれの場で男女共同参画を実践する姿を見せながら、子どもたちの固定的性別役割分担意識を解消し、男女平等を推進する教育・学習の充実を図ります。

達成目標	現状値	目標値 [目標年次]	参考： 国の目標値
「学校では」で『男女が平等である』と感じている人の割合	32.5% [H23 年度]	70% [H28 年度]	※H21 内閣府世 論調査 68.1%
市立中学校における職場体験の実施状況	100% [H23 年度]	100% [H28 年度]	96% [H27 年]
教育委員に占める女性の割合	40% [H23 年度]	30%以上 [H28 年度]	市区町村の審議 会等委員に占め る女性の割合 30% [H27 年]

◆施策の方向◆ ① 男女共同参画に関する学習機会の充実

具体的な取組	内容	担当課
幼児教育・学校教育における男女平等教育の推進	性別による固定的な分業意識を植えつけないよう、男女平等の保育を推進していく。	女性児童課
	各教科等で、男女平等教育の推進を図る。	教育指導課
保育所・小中学校教職員を対象とする研修の実施	保育所職員研修会や保育所内研修会等、計画的な職員研修の中で、男女共同参画に関する研修、講演会等を行い、職員の理解を深める。こうした研修を通して保育実践を行い、保護者会行事の中で活かしたり、保護者や地域へ啓発していく。	女性児童課
	小中学校教職員を対象とする研修を実施し、男女共同参画に関する理解を深める。	教育指導課

実施目標項目	現状値	目標値 [目標年次]	担当課
男女共同参画をテーマとした、保育所全体研修・所内研修の実施	1回/年 [H23 年度]	1回/年 [H28 年度]	女性児童課
人権教育研修会の実施	1回/年 [H23 年度]	1回/年 [H28 年度]	教育指導課

◆施策の方向◆ ② 学校における人権教育の推進

具体的な取組	内容	担当課
小中学校における人権教育の充実	小中学校における人権教育の充実を図るため、庄原市人権教育研修会を実施する。	教育指導課

◆施策の方向◆ ③ 多様な生き方を可能にする進路指導の充実

具体的な取組	内容	担当課
男女共同参画の視点によるキャリア教育及び進路指導の推進	男女共同参画の視点によるキャリア教育及び進路指導の推進を図る。	教育指導課
	市立中学校で職場体験を実施する。	教育指導課

◆施策の方向◆ ④ 家庭と保育所・学校の連携促進

具体的な取組	内容	担当課
保護者会、PTA活動等における男女共同参画の推進	保護者会活動を通して男女共同参画への理解を深め、保護者会活動への男性の参加率を向上させるため、保護者会と連携して保護者が積極的に参加できるよう取り組む	女性児童課
	PTA活動等における男女共同参画の推進を図る。	教育指導課

[重点目標 4] 家庭における男女平等教育の推進

性別にとらわれずに、子どもたちの一人ひとりの個性を伸ばすためには、子育てにおいて男女共同参画という視点が不可欠です。このため、子育て中の親やその家族を対象とした学習機会の提供を行います。

達成目標	現状値	目標値 [目標年次]	参考： 国の目標値
「家庭生活の中では」で『男女が平等である』と感じている人の割合	31.1% [H23 年度]	40% [H28 年度]	※H21 内閣府 世論調査 43.1%

◆施策の方向◆ ① 家庭における男女平等教育の推進

具体的な取組	内容	担当課
乳幼児期からの家庭教育に関する意識啓発	各地域において子育て家庭の実情を把握し、課題に対応した研修会や交流会を実施する。	女性児童課
	生涯学習事業の中で、乳幼児期からの男女共同参画の視点に立った家庭教育の重要性について、保健センター、保育所、小学校と連携して、資料等を利用した啓発活動を行う。	生涯学習課
ジェンダーにとられない子どもの育成	進路の選択に男女格差がなくなるよう、市の広報誌や地域の広報誌等を通じて周知を図る	生涯学習課

実施目標項目	現状値	目標値 [目標年次]	担当課
子育て家庭の課題に対する研修講座の実施	2回/年 [H23 年度]	2回/年 [H28 年度]	女性児童課
保健センター・保育所・小学校との連携による啓発活動	11回/年 [H23 年度]	22回/年 [H28 年度]	生涯学習課

◆施策の方向◆ ② 親や祖父母に対する教育・講座の充実

具体的な取組	内容	担当課
妊娠・育児中の夫婦等を対象とした子育て講座の開催	「パパママひろば [※] 」を庄原地域、東城地域の2箇所で開催する(10回予定)。参加勧奨のための広報をきめ細やかに実施する。育児相談や育児教室などを積極的に実施する。	保健医療課
	生涯学習事業の地域活動の一環として、固定的な性別役割分担意識にとられない子どもを育成するため、保健センター、保育所、小学校と連携し、妊婦体験教室などで、男性の子育て参画の重要性に関する意識啓発を行うとともに、育児教室や子育てに関する実践的な講座を開催する。	生涯学習課
祖父母を対象とした子育て講座の開催	地域の遊びや食文化・子育ての方法など、世代を越えた伝承活動を実施する。	女性児童課

実施目標項目	現状値	目標値 [目標年次]	担当課
「パパママひろば」の父親参加率	31.5% [H22 年度]	35.0% [H28 年度]	保健医療課
保健センター等と連携し、男性の子育てへの積極的な参加を促す啓発と子育ての講座の開催	2回/年 [H23 年度]	4回/年 [H28 年度]	生涯学習課



※ パパママひろば： 妊娠中の母親と父親を対象としたマタニティ教室。

【基本目標 2】社会のあらゆる分野における男女共同参画の促進

世界経済フォーラム[※]は、毎年、世界の国々における男女差を測る「ジェンダー・ギャップ指数」を発表しています。平成 23(2011)年のランキングで、日本は 135 カ国中 98 位と大変低く、先進主要国の中では最低水準となっています。その理由として、男女の賃金格差や、管理職・国会議員の女性割合が低いことなど、経済・政治分野での男女間格差が大きく、女性の能力が生かされていないという評価があります。

国は、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を、わが国の社会にとって喫緊の課題であるとし、「2020 年 30%」の目標[※]を掲げて取り組んでいます。社会の様々な分野においてその活動を活性化していくためには、それぞれの分野で、方針の立案及び決定過程に男女が共に参画していくことが不可欠です。特に行政分野においては、男女が政治的意思決定過程に積極的に参画し、共に責任を担っていくことで、多様な意思が公平・公正に反映されるものであり、そのための環境づくりが一層必要となっています。

2011 ジェンダーギャップ指数
ランキング(135 カ国)

ランク	国名
1 位	アイスランド
2 位	ノルウェー
3 位	フィンランド
17 位	アメリカ
61 位	中国
98 位	日本
107 位	韓国

指数を算出するためのデータ
(※各分野の男女比、格差)

経済分野: 労働力率、賃金格差、管理職比率
教育分野: 識字率、初等・中等・高等教育就学率
政治分野: 国会議員、閣僚の存在年数
保健分野: 健康、平均寿命 等

過疎化や高齢化によって地域の担い手の減少が懸念される中、地域課題やニーズは多様化しています。世代や性別を越えて、誰もが、地域の様々な活動に参画しやすいような環境づくりを進めることが必要です。

平成 23(2011)年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、避難の際、あるいは避難生活の中で、女性と子どもの安全の確保が十分でなかったことや、女性や子どもに必要な物品の不足、固定的性別役割分担の強化による女性の負担の増加等、様々な問題が明らかになりました。これらの問題は、平時における防災の検討や避難所運営等災害現場での意思決定に女性が参画していないことによるものといわれています。今後は、防災または復興においても、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要があります。

※世界経済フォーラム: スイスに本部を置く非営利財団。スイスのダボスで開催される年次総会が特に知られており、選ばれた知識人やジャーナリスト、トップ経営者や国際的な政治指導者が一堂に会し、健康や環境等を含めた世界が直面する重大な問題について議論する場となっています。

※「2020 年 30%」の目標: 「社会のあらゆる分野において、2020 年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも 30%程度とする目標」(平成 15 年 6 月、国の男女共同参画推進本部において決定)のことです。「指導的地位」とは、①国会議員、②法人・団体等における課長相当職以上の者、③専門的・技術的な職業のうち特に専門性が高い職業に従事する者、と定義されています。

就業は生活の経済的基盤であり、また、働くことは自己実現につながるものでもあります。生産年齢人口が減少を続ける庄原市では、今後労働力の確保が課題となると思われますが、働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮することができる環境づくりが極めて重要となっています。

国際化が急速に進展する中で、地域においても、政治、経済、文化などあらゆる分野での国際的な協調・協力関係が求められています。男女共同参画の視点に立った国際協力活動を推進するため、諸外国との交流事業に女性の参画の促進を図り、国境を超えたパートナーシップを築いていく必要があります

男女それぞれが、主体的に自分の生き方を考え、その実現のために努力できるよう、エンパワメント^{*}を図っていく必要があります。また、多様な意見を市政に反映させるためには、いろいろな人材が市政に参画していくしくみが必要です。

〔重点目標1〕 行政分野における政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の推進

〔重点目標2〕 地域活動における男女共同参画の促進

〔重点目標3〕 防災における男女共同参画の促進

〔重点目標4〕 働く場における男女共同参画の促進

〔重点目標5〕 農林業・商工業等の自営業における男女共同参画の促進

〔重点目標6〕 国際交流活動における男女共同参画の促進

〔重点目標7〕 エンパワメントの促進と人材の把握



※エンパワメント： 人が本来持っている力を引き出し、力をつけること。1995年の第4回世界女性会議（北京）で、「パートナーシップ」「女性の人権」と並び「女性のエンパワメント（女性が政治・経済・社会・家庭など社会のあらゆる分野で、自分で意志決定し行動できる能力を身につけること）」が主要課題となりました。

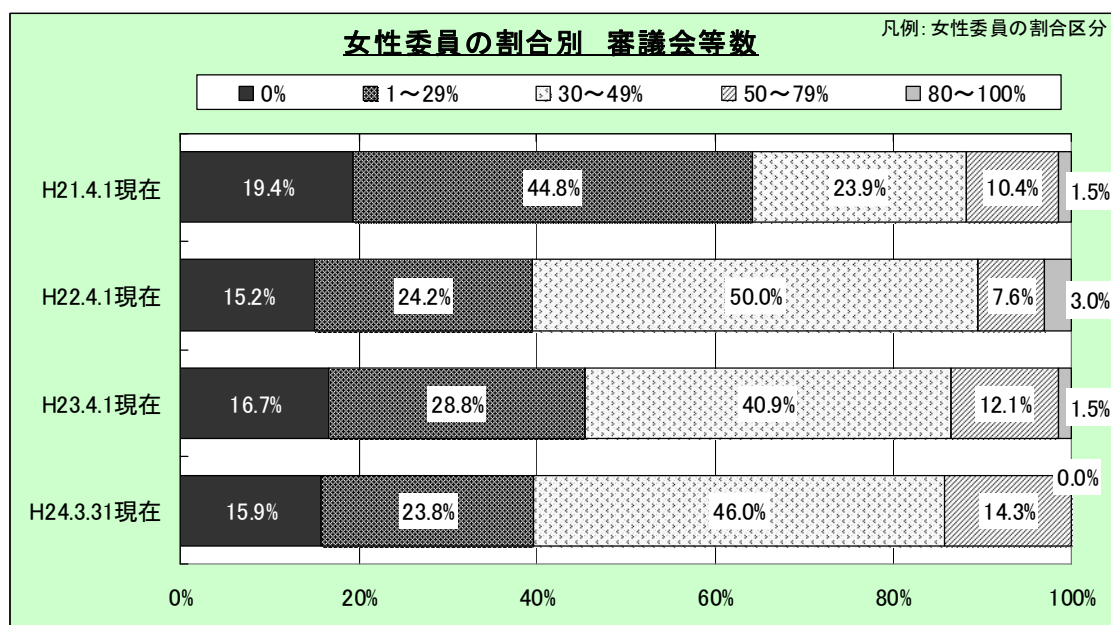
[重点目標 1] 行政分野における政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の推進

庄原市議会には、合併以来、女性議員がない状況が続いています。政策決定の場への女性の参画は、庄原市にとって大きな課題です。このため、女性が市議会議員に立候補するための環境づくりや、女性のエンパワメントを図るための講座等を行います。

前期5年間の取り組みにより、庄原市における審議会等委員への女性の参画は着実に進んでいるものの、女性委員が3割以上いる審議会等は約5割にとどまっており、女性委員のいない審議会等もあるため、今後も一層の取組を行います。

また、市民の多様な意見を市政に反映させるよう、平成 24(2012)年4月施行の庄原市まちづくり基本条例^{*}に基づき、市民の参画と協働の機会を積極的に提供するとともに、市職員が、性別に関わりなく職務分担が行われるよう研修等を実施します。

達成目標	現状値	目標値 [目標年次]	参考： 国の目標値
市議会議員選挙への女性の立候補者数	0人 [H21年選挙時]	2人以上 [H28年度末]	
女性委員がいない審議会等の割合	15.9% [H24.3.31 現在]	0.0% [H28年度末]	—
全審議会等委員に占める女性の割合	29.7% [H24.3.31 現在]	全ての審議会等において それぞれ女性委員30%以上 [H28年度末] ※要綱等により設置する審議会等を含む	国の審議会等委員に占める女性の割合 40%以上60%以下 市区町村の審議会等委員に占める女性の割合 30% [H27年] ※要綱等により設置する審議会等を含めない



資料：女性児童課作成

◆施策の方向◆ ① 行政分野における政策・方針の立案及び決定過程への
男女共同参画の推進



具体的な取組	内容	担当課
女性の政策方針決定過程への参画促進に向けた講座等の開催	女性の政策方針決定過程への参画に関する市の現状や課題について、広報紙や講座により啓発を行う。	女性児童課
	女性を対象に、市政のことや男女共同参画の視点から見えてくる様々な課題について、受講生自らがテーマを設定して学べる講座を実施する。	女性児童課
年齢や性別に偏らない市民の声を活かす市政運営の推進	性別や年齢等に偏らない市民の声を市政に活かすため、まちづくり基本条例に基づいた市政運営を推進する。	全課局室
市の審議会などへの女性の積極的な登用の推進	委員の改選または新しく審議会等を設置するときには、女性の登用率を高める取組を行うとともに、女性委員のいない審議会等の解消を図る。	全課局室
	市の審議会等委員の男女構成について把握し、その結果を公表する。	女性児童課

◆施策の方向◆ ② 市職員における男女共同参画の推進



具体的な取組	内容	担当課
市職員に対する意識啓発と理解の促進	男女共同参画の理解と普及の推進及び庁内の職務分担や慣行において性別で固定化されたものの見直しのため、課内会議や職場内研修などを行う。また、併せてジョブローテーション [*] を実施し、性別で固定化された役割の見直しを図る。	総務課
市職員における女性の登用促進と研修の充実	成績主義及び適材適所を原則としつつ、女性管理職の割合が高まるよう努める。	総務課
	募集、採用、昇任などにおける男女平等の徹底及び能力開発のための研修の充実のため、広島県自治総合研修センターや市町村中央研修所などの職場外研修を実施し、女性を対象とした研修にも積極的に参加させるほか、課内会議などを利用した職場内研修を実施する。	総務課



※庄原市まちづくり基本条例：まちづくりに取り組む際の理念や基本原則、市民・市議会・市の役割や責務など、みんなでまちづくりを進めていくためのルールを明文化した条例です。(平成24年4月施行)。この条例では、まちづくりの原則として、(1)参画の原則(2)協働の原則(3)情報共有の原則(4)人権尊重の原則(5)男女共同参画の原則の5つを定めています。

※ジョブローテーション：社員に多くの仕事を体験させるように、人材育成計画に基づいて、定期的に職務の異動を行うこと。一般に、業務を通じた社内教育であるOJT(業務を通じた教育訓練)の一環として行われます。

[重点目標2] 地域活動における男女共同参画の促進

固定的な性別役割分担意識やこれに基づく慣行等が解消され、地域活動やまちづくりに、性別や年齢に関係なく参画できるよう意識啓発をさらに進めます。

また、地域における方針決定過程に女性の参画拡大を図ります。

達成目標	現状値	目標値 [目標年次]	参考： 国の目標値
「社会通念・慣習・しきたりなどでは」で『男女が平等である』と感じている人の割合	8.0% [H23年度]	20% [H28年度]	※H21内閣府世論調査 20.6%
「自治振興区など地域活動の中では」で『男女が平等である』と感じている人の割合	19.6% [H23年度]	40% [H28年度]	※H21内閣府世論調査(自治会・NPO) 51.0%

◆施策の方向◆ ① 地域活動における方針決定過程への男女共同参画の促進



具体的な取組	内容	担当課
自治振興区や団体・グループ等への啓発	自治振興区や市民活動団体などでの会議等において、男女がともに考え意見を出し合い決定し、一緒に地域づくりが進められるよう啓発を行う。	自治振興課
	市内の自治振興区や団体・グループの男女共同参画の現状について調査を行い公表するとともに、市内外の先進事例等の情報提供を行う。	女性児童課
	市民団体等との協働により講座や事業を実施し、地域活動の場での男女共同参画について、実践を通して意識啓発を行う。	女性児童課
市民への啓発	まちづくりの場における男女共同参画について、男女が一緒に考えるワークショップや講座等を開催する。	女性児童課

◆施策の方向◆ ② 誰もが参画できるまちづくり活動の促進



具体的な取組	内容	担当課
女性に対する意識啓発	女性リーダー育成事業である「井戸端会議からはじめる地域づくり」において、引き続きワークショップや、発表の機会を設けていく。	自治振興課
	女性を構成員とする団体やグループを対象とした出前トークや学習支援を通じて、女性がまちづくりに参画する意義や固定的な性別役割分担の解消について意識啓発を行う。	女性児童課
地域活動の場での性別や年齢にとらわれない役割分担の推進	まちづくり実践ネットワーク講座、シンポジウム、地域づくりリーダー育成研修会等研修機会の提供を行ない、積極的な参画を呼びかけ、地域活動での意識啓発を推進する。	自治振興課
	生涯学習事業及び自治振興区活動の中で、女性が意欲を持って参画できるよう、環境づくりを推進する。	生涯学習課
市民団体等の自主的活動の支援	市民団体等の自主的活動を支援するため、生涯学習事業の中で、まちづくり活動やボランティア活動を行う団体に関する情報の提供や参加促進のための啓発活動を行う。	生涯学習課

実施目標項目	現状値	目標値 [目標年次]	担当課
生涯学習事業及び自治振興区活動の中で、女性が意欲を持って参画できるよう、環境づくりを推進する	11回/年 [H23年度]	22回/年 [H28年度]	生涯学習課
市民団体等の自主的活動の更なる支援のための情報提供及び啓発活動。	11回/年 [H23年度]	22回/年 [H28年度]	生涯学習課

[重点目標 3] 防災における男女共同参画の促進

防災分野での固定的な性別役割分担意識を見直すとともに、防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画を図ります。

達成目標	現状値	目標値 [目標年次]	参考： 国の目標値
庄原市防災会議* 委員のうち女性委員の人数	0人 [H23 年度]	2人以上 [H24 年度]	女性委員のいない 都道府県防災会議 の数 0 [H27 年]

◆施策の方向◆ ① 防災分野における女性の参画の拡大

具体的な取組	内容	担当課
市の防災会議への女性の参画拡大	庄原市防災会議に女性委員を選出するよう取り組む。	危機管理課
防災現場への女性消防団員の入団促進	女性消防団員の入団を促進する。	危機管理課



※庄原市防災会議： 災害対策基本法に基づいて庄原市が設置する審議会。災害対策に関する計画、災害が発生した場合の情報収集、災害応急対応にかかわる機関の調整などを行います。

[重点目標 4] 働く場における男女共同参画の促進

職場における固定的な性別役割分担意識の解消と、企業における女性の登用や雇用拡大を図るため、企業や市民への意識啓発を行うとともに、結婚や出産を機に離職した女性の再就職を支援するため、雇用促進対策を行います。

達成目標	現状値	目標値 [目標年次]	参考： 国の目標値
「就職の機会や職場では」で『男女が平等である』と感じている人の割合	18.0% [H23 年度]	25% [H28 年度]	※H21 内閣府 世論調査 24.4%

◆施策の方向◆ ① 企業における女性の雇用と登用の促進

具体的な取組	内容	担当課
企業等への意識啓発	女性の登用や雇用拡大を図るため、ハローワーク等関係機関と連携して啓発活動を行い、さらに情報提供が行き届いていない企業への啓発活動も行う。	商工観光課
職業紹介や相談窓口等関係機関との連携	ハローワークとの共催による合同企業就職面接会や求人情報の常時設置などの雇用促進対策を実施する。	商工観光課
出産・育児等により離職した再就職希望者に対する支援の充実	ハローワークと連携し、情報提供を中心に実施する。	商工観光課

実施目標項目	現状値	目標値 [目標年次]	担当課
企業に対する啓発セミナーの開催	年1回 [H23年度]	年2回 [H28年度]	商工観光課
市主催による雇用拡大のための就職面接会の開催	年1回 [H23年度]	年1回 [H28年度]	商工観光課
三市（庄原、三次、安芸高田）合同による就職面接会の開催	年1回 [H23年度]	年1回 [H28年度]	商工観光課
北部地域職業訓練センターとの情報交換会の開催	実施なし [H23年度]	年1回 [H28年度]	商工観光課

◆施策の方向◆ ② 男女が働きやすい就業環境の整備



具体的な取組	内容	担当課
誰もが働きやすい職場環境づくりに向けた意識啓発	職場における固定的な性別役割分担意識や慣習を是正するため、企業や事業主に情報提供、啓発を行う。	商工観光課
	女性軽視やセクシャル・ハラスメントのない、女性が快適に働くことができる職場環境づくりのため、女性が働きやすい職場環境について、情報提供や啓発活動を行う。	商工観光課
	広報誌や市のホームページなどにより、職場における固定的な性別役割分担の解消について意識啓発を行う。	女性児童課
労働に関する法や制度の周知	ハローワークと連携し、定期的な情報提供を行う。	商工観光課
	事業主及び市民に対し、労働基準法や男女雇用機会均等法など、労働に関する法や制度について、広報誌や講座等により周知を図る。	女性児童課

実施目標項目	現状値	目標値 [目標年次]	担当課
労働に関する法や制度についての啓発資料の配布	実施なし [H23年度]	年1回 [H28年度]	商工観光課
企業への制度説明会の開催	年5社 [H23年度]	年5社 [H28年度]	商工観光課
啓発セミナーの開催	年1回 [H23年度]	年1回 [H28年度]	商工観光課
働きやすい職場環境づくりのための情報提供・啓発活動の実施	実施なし [H23年度]	年1回 [H28年度]	商工観光課
企業への取組み状況の調査の実施	実施なし [H23年度]	2年に1回 [H28年度]	商工観光課
企業個別訪問による相談	実施なし [H23年度]	年2社 [H28年度]	商工観光課
育児・介護休業法に関する定期的な情報提供	年1回 [H23年度]	年1回 [H28年度]	商工観光課

[重点目標5] 農林業・商工業等の自営業における男女共同参画の促進

農林業及び商工業等の自営業者において、男女がともに、生産、経営、家庭生活へ参画する意義について意識啓発を進めるとともに、方針決定過程への女性の参画を促します。

達成目標	現状値	目標値 [目標年次]	参考： 国の目標値
普及対象者（認定農業者*）のうち家族経営協定*の締結数	5件 [H22年度]	40件 [H28年度]	40,000件 (H19)から 70,000件に 増加させる [H32年度]

◆施策の方向◆ ① 農林業自営業者における男女共同参画の促進

具体的な取組	内容	担当課
農林業自営業者への意識啓発	男女が対等なパートナーとして、意欲とやりがいを持って、積極的に経営や意思決定、企画開発へ参画していくような意識づくりのため、広報誌やホームページを通して啓発を行う。	女性児童課
農林業における女性家族従事者の意欲を高める啓発	農産物の積極的な出荷を促し、女性従事者の収益を増やすことにより、農業における女性従事者の生産意欲を高めるため、(株)庄原市農林振興公社と連携し、出荷者の募集チラシを配布するなど、個人又はグループでの参加を促す。	農業振興課
	農林業における女性の家族従事者の研修ニーズを把握し、意識啓発を図る。	女性児童課
農業従事者に対する家族経営協定の普及	新規認定、再認定申請の際に必要な農業経営改善計画を作成するにあたり、家族一人ひとりの役割と責任を明確にし、それぞれの意欲と能力が十分発揮できる環境の実現のため、広島県北部農業技術指導所等と連携し、家族経営協定を締結するよう普及活動を行う。	農業振興課

◆施策の方向◆ ② 商工業自営業者における男女共同参画の促進

具体的な取組	内容	担当課
商工業自営業者への意識啓発	意思決定の場における女性の積極的な参画促進のため、経営者及び事業者向けのパンフレット等資料を配布し、情報提供を行う。	商工観光課
	男女が対等なパートナーとして、意欲とやりがいを持って、積極的に経営や意思決定、企画開発へ参画していくような意識づくりのため、広報誌やホームページを通して啓発を行う。	女性児童課
商工業における女性家族従事者の意欲を高める啓発	女性児童課などと連携し、啓発を行う。	商工観光課
	商工業における女性の家族従事者の研修ニーズを把握し、意識啓発を図る。	女性児童課

実施目標項目	現状値	目標値 [目標年次]	担当課
啓発資料の配布による啓発	実施なし [H23年度]	年1回 [H28年度]	商工観光課

※認定農業者： 農業経営のプロを目指す農業者自らが、経営の一層のステップアップを図る農業経営の目標（農業経営改善計画）を立て、市町が基本構想により地域における担い手として認定した農業者のこと。庄原市では、209人が認定されています。（平成24年3月31日現在）

※家族経営協定： 家族で農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境（労働時間・労働報酬・休日等）などについて、文書により取り決めを行うもの。

[重点目標 6] 国際交流活動における男女共同参画の促進

男女共同参画の視点にたった国際交流活動を推進し、女性の参画を促します。

◆施策の方向◆ ① 国際交流活動における男女共同参画の促進

具体的な取組	内容	担当課
友好都市等との交流の推進	友好都市との交流に際し、両市の発展と相互理解に寄与し、国際的な感覚を持つ人材の育成に努めるため、公式訪問団、市民訪問団、歓迎会等の交流事業等へ女性の参加を促す。	企画課
男女共同参画の視点にたった国際交流の促進	市の行事等とも連携し、国際交流や男女平等に対して考える機会とするとともに、参加者の規模を拡大していく。	市民生活課

[重点目標 7] エンパワメントの促進と人材の把握

市民との協働事業や研修会・講座の実施等により市民のエンパワメントを図り、多様な人材の把握を行います。

また、起業を考える女性や若者に、情報の提供や支援を行い、起業家の育成を図ります。

達成目標	現状値	目標値 [目標年次]	参考： 国の目標値
庄原市起業支援補助金を活用した女性の起業支援	女性の起業 8名 [H23 年度]	女性の起業支援 15件 [H28 年度]	—

◆施策の方向◆ ① エンパワメントの促進と人材の把握



具体的な取組	内容	担当課
エンパワメントのための研修の実施	市民ニーズにあった研修を実施するほか、市や関係機関が行う研修について情報提供を行う。	全課局室
市民との協働事業等を通じたエンパワメントと人材の把握	関係団体と連携した協働事業や市民を対象とした研修会等の実施を通じて、市民のエンパワメントを図るとともに、所掌する事業分野における多様な人材の把握に努める。	全課局室
人材養成事業に関する情報の収集と提供	市及び国県が行う研修情報の整理とわかりやすい情報提供を行う。	女性児童課

◆施策の方向◆ ② 女性・若者への起業支援

具体的な取組	内容	担当課
女性や若者の起業支援	起業家を育成するためのセミナーや、庄原市起業支援補助金等により、起業家の育成を図る。	商工観光課/ 自治振興課

【基本目標 3】 家庭・地域社会における自立を支援する環境づくり

少子高齢化が進展し、家族形態の多様化が進む中、家事や育児・介護といった家族としての責任を、男女がともに担うことが求められています。しかし、庄原市は女性の労働力率*が全国や県に比べて高いにも関わらず、依然として女性が主に家事を担っているという実態があります。

高齢化が進む庄原市では、主たる介護者の4人に1人が男性であり、また高齢男性の1人暮らしも年々増加していることから、男性も家事に関するスキルが必要となっています。青年期あるいは壮年・中年期から、男性の家事能力を高めて生活面での自立を促すとともに、男性の家庭参画の意義や必要性について啓発していく必要があります。

庄原市においては、少子化の傾向は今後も続くものと推測され、また、雇用不安や世帯構成の変化、情報の氾濫など、子どもに様々な影響を及ぼす新たな問題も加わり、子どもの成長と子育てを地域社会全体で支援することが、より一層求められるようになりました。このため、庄原市次世代育成支援行動計画（スマイルこどもプラン）*と連携しながら、企業や市民に対する啓発を行っていく必要があります。

また、特にひとり親家庭は、仕事も子育ても家事もと、ひとりで多くの負担を抱え、不安や心配事を抱えこんでいる家庭も多いようです。ひとり親家庭が安心して暮らせるよう、就業や経済的支援、子育て相談等を充実させていく必要があります。

障害者や高齢者が、支援や介護が必要な状態になっても、できる限り住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、地域でともに支えあいながら、いきいきと安心して暮らせる環境づくりが求められています。また、庄原市では高齢者人口に占める女性の割合が高く、高齢者や障害のある家族のケアは女性が担っていることが多いことから、高齢者・障害者施策の影響は女性の方が強く受けると考えられます。

また、平成22(2010)年の国勢調査によると、庄原市で暮らす外国籍市民は255人で、約7割にあたる185人が女性です。外国籍市民が、言葉や文化・価値観の違いによって困難な状況に置かれることのないよう、多文化共生*の視点による生活支援を図っていく必要があります。



※労働力率： 15歳以上人口に占める労働力人口の割合。なお、労働力人口とは、15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者（休職中のもので、仕事があればすぐ就ける者）との合計をいいます。

※庄原市次世代育成支援行動計画（スマイルこどもプラン）： 次世代育成支援対策推進法に基づいて策定する庄原市の行動計画。庄原市では、「地域社会で子どもを育むネットワークづくり」「親と子の心と身体の健康づくり」「心身ともにたくましい人づくり」「子どもと子育てにやさしい環境づくり」を目標として、施策を実施することとしています。

※多文化共生： 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことです。

過疎化や少子高齢化に伴って、一人ひとりの家庭的責任や地域での責任も増大しています。このため、男女がともに、家庭生活や地域活動に参画するためには、仕事とどう調和を図っていくかが課題となります。仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）[※]は、健康を維持し、趣味や地域社会への参画を通じた自己実現を可能とするとともに、家族に対する責任を果たしていく上で重要なものです。また、事業所が雇用者の仕事と生活の両立を支援することは、生産年齢人口が減少している庄原市において必要な人材を確保していく上で、今後、重要になってくるものと考えられます。

また、生涯を通じて、男女が健康な生活を送り、住み慣れた地域でいきいきと過ごせるよう、それぞれのライフステージに応じた健康診査や情報提供などの健康支援対策を充実することが重要です。

〔重点目標1〕 家庭生活における男女共同参画の促進

〔重点目標2〕 子育て支援体制の充実

〔重点目標3〕 高齢者・障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

〔重点目標4〕 男女の仕事と生活の調和の促進

〔重点目標5〕 健康支援対策の充実



※仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）： 仕事と家庭生活、地域生活、個人の時間のバランスがとれた状態をめざすこと。平成 19(2007)年 12 月、政府、地方公共団体、経済界、労働界の合意により、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」が策定され、現在、官民を挙げて様々な取組が進められています。

[重点目標 1] 家庭生活における男女共同参画の促進

家庭生活における固定的な性別役割分担意識や慣習を解消し、男女がともに家庭的な責任を担うよう意識啓発を行います。

また、男性の生活面での自立と家庭参画を促すため、男性を対象とした家事や介護・子育てについての実践的な学習機会の提供を行います。

達成目標	現状値	目標値 [目標年次]	参考： 国の目標値
「家庭生活の中では」で『男女が平等である』と感じている人の割合	31.1% [H23 年度]	40% [H28 年度]	※H21 内閣府 世論調査 43.1%
パパママひろばの父親参加率	31.5% [H22 年度]	35% [H28 年度]	

◆施策の方向◆ ① 家庭における男女共同参画を促進するための啓発の充実

具体的な取組	内容	担当課
家庭の中の固定的性別役割分担意識解消に向けた啓発	家庭生活の中の固定的な性別役割分担意識を解消するため、広報紙あかりにより啓発するほか、 <u>ファミリング講座</u> [*] や男女共同参画地域講座等の講座を開催する。	女性児童課



※ファミリング講座： 庄原市が主催する家族や家庭を男女がともに考える講座。「ファミリー（家族、家庭）」と「-ing」の造語で、「家庭」という場所で、互いが大切にされていると感じたり、自分らしくいられたりする、そんな居場所を家族のみんなで作っていきましょう、という意味。

◆施策の方向◆ ② 男性の家事等への参画を促進する学習機会の充実

具体的な取組	内容	担当課
男性の家庭参画促進のための意識啓発と講座の開催	男性の主體的な家庭参画を促すため、ファミリーング講座や男女共同参画地域講座等の講座を開催する。	女性児童課
	男女共同参画の意識を高めるため、家庭における男性の役割等について、女性会へも働きかけながら、生涯学習事業の中で、男性を対象とした男女共同参画啓発講座を開催する。	生涯学習課
男性の子育て参画促進のための意識の啓発と講座の開催	「パパママひろば」を庄原地域、東城地域の2箇所で実施し、体験学習を導入して父親の参加を増やす。また、参加勧奨の為の広報をきめ細やかに行う。	保健医療課
	子育て支援事業において、休日の開催日を設け、父親が、子どもといろいろな体験を経験したり、子育てについて学ぶ講座を実施する。	女性児童課
	男性の子育て参画の重要性に関する意識啓発のため、生涯学習事業の中で、育児教室や子育てに関する実践的な講座を開催する。	生涯学習課
男性の料理教室、介護参画を促す講座の開催	食育推進計画※に基づき、各地域で栄養学習・調理実習を実施する。栄養学習への男性の参加や男性料理教室も引き続き積極的に進める。	保健医療課
	各地区自治振興センターで男性料理教室を開催する。また、新規に事業企画する地域を支援する。	保健医療課
	家族介護教室は定着しつつあり、引き続き庄原市社会福祉協議会に委託して事業を実施する。また、男性を対象とした調理、掃除、洗濯等、家事の基礎的な部分についての啓発を実施する。	高齢者福祉課
	男性の積極的な家事参画を促すため、初心者から参加できる料理教室や体験・介護教室を開催する。参加者の声などを紹介し、参加者が固定しないよう随時参加者を募集する。	生涯学習課

実施目標項目	現状値	目標値 [目標年次]	担当課
男性料理教室の開催	6 地域 [H22 年度]	全地域 [H28 年度]	保健医療課
地域での栄養学習(全地域で実施)	7 地域 [H22 年度]	7 地域 [H28 年度]	保健医療課
家族介護教室の開催	45 回/年 [H23 年度]	45 回/年 [H26 年度]	高齢者福祉課
男性を対象とした男女共同参画啓発講座の開催	7 回/年 [H23 年度]	11 回/年 [H28 年度]	生涯学習課
男性の子育て参画に関する意識啓発及び実践的な講座の開催	2 回/年 [H23 年度]	4 回/年 [H28 年度]	生涯学習課



※ 食育推進計画：食育基本法に基づき、市町村が地域の特性を活かして策定する食育推進のための計画のこと。庄原市では、食育を通じて「こころもからだも元気な市民」「緑豊かな自然を活かした地産地消のまち」をめざし、食育を推進することとしています。

なお、「食育」とは、生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。

[重点目標 2] 子育て支援体制の充実

孤立しがちな子育て家庭を地域で支えるネットワークづくりを行うとともに、子育て中であっても社会参画ができるよう支援を行います。

ひとり親家庭の子育てや日常生活の不安を解消するため、相談窓口やネットワークづくりの支援を充実させるほか、経済的に不安定なひとり親家庭の自立を支援するため、就労の促進を図ります。

◆施策の方向◆ ① 子育て家庭や子どもの支援体制の充実

具体的な取組	内容	担当課
子育て支援センター機能の充実	子育て支援センターにおいて、子育て家庭のつどいの場の提供、子育て相談、子育て講座や講演会、ホームページ、子育て通信等により子育て情報の提供を行う。	女性児童課
子育てを支援する人材・団体の育成	子育て推進委員活動や子育てボランティア活動を推進するとともに、子育てを支援する人材や団体と連携を図る。	女性児童課
	子育て通信等により、「子育て応援イクちゃんサービス」*の活動や応援企業の周知を図る。	女性児童課

◆施策の方向◆ ② 地域子育てネットワークづくりの推進

具体的な取組	内容	担当課
地域の子育てネットワークづくりの推進	子育てサークルが主体的に事業運営できるよう支援を行うほか、子育てサークル同士の交流も兼ねた発表会や子育てサークルの活動情報の提供を行う。また、子育て家庭や地域住民が自分の特技や趣味を活かして実施する子育て支援事業の企画等の相談に応じる。	女性児童課
	子育て家庭の課題を把握し、各地域で行う子育て支援事業の充実を図るとともに、地域を越えた子育て交流へと展開を図る。	女性児童課
	地域における子育て支援の機運を高めるため、実行委員会や子育てサークル等による子育て家庭・子育て支援をテーマとした事業を実施する。	女性児童課

◆施策の方向◆ ③ 子育て中の社会参画支援

具体的な取組	内容	担当課
子育てを行う家族の社会参画支援	子育て中の保護者が、安心して参加できるよう、公的行事での託児を行う。	全課局室
	ファミリー・サポート事業*を実施し、子育て中の保護者の社会参画を支援する。	女性児童課
	子育て中の女性が、スポーツ活動を楽しめる環境づくりを進めるために、「親子体操教室」を開催し、女性のスポーツへの参加支援を行う。	生涯学習課

◆施策の方向◆ ④ ひとり親家庭の自立支援

具体的な取組	内容	担当課
ひとり親家庭に対する支援の周知	ひとり親家庭の悩みを聞き、自立に向けた意識を促しつつ、必要に応じて関係する支援機関につないだり、各サービスについての情報提供を行う。	女性児童課
母子家庭の母に対する就労支援	母子家庭の生活の安定を図るため、母子家庭自立支援教育訓練給付金事業、母子自立支援プログラム策定事業及び母子家庭高等技能訓練促進事業を実施する。	女性児童課
	北部地域職業訓練センターとの連携を強め講座内容の充実と「広報しょうばら」を通じ定期的な情報提供に努める。	商工観光課



※子育て応援イクちゃんサービス … 広島県内の参加企業・店舗・施設などが、それぞれのアイデアで子育て家庭を応援するサービスを提供し、社会全体で子育てに優しい環境づくりを進めようとする活動。庄原市内には46件の店舗・施設があります。(平成24年3月末現在)

※ファミリー・サポート事業 … 小学6年生以下のお子さんの育児の応援をしてほしい方(依頼会員)と育児を応援したい方(提供会員)が会員になり、相互に関わりあって、安心して子育てをするための会員組織の相互援助活動です。

[重点目標 3] 高齢者・障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

心身ともにいきいきとした高齢者であり続けられるよう、健康づくりと介護予防を推進するとともに、社会活動への参加・参画を促します。

障害のある方が、安心して自分らしく暮らせるよう、相談窓口の充実を図り、日常生活や就労、社会参画の支援を行います。

外国籍市民が安心して生活できるよう、相談窓口を引き続き設置し、庄原市で生活していく上で必要とする情報を提供します。

達成目標	現状値	目標値 [目標年次]	参考： 国の目標値
老人クラブ数、会員数の増加	クラブ数 128 会員数 7,497 [H23 年度]	クラブ数 130 会員数 8,000 [H26 年度]	—
シルバー人材センター登録者数	登録者 480 [H23 年度]	登録者 600 [H26 年度]	—
「介護保険制度の内容を知らない」方の割合	50.8% [H23 年度]	50.8%以下 [H26 年度]	—
介護や認知症等の相談件数	2,813 件 [H22 年度]	3,500 件 [H26 年度]	—
介護予防事業参加者	4,335 名 [H23 年度]	5,170 名 [H26 年度]	—

◆施策の方向◆ ① 高齢者の生活と社会参画の支援

具体的な取組	内容	担当課
介護予防事業の推進	「最後までわが家で暮らしたい」という願いは多くの高齢者が持っており、介護保険制度の基本理念も出来る限り自宅で暮らすことを目標に定めている。こうしたことから「在宅支援」を基本に高齢者福祉計画に基づいた事業を実施する。	高齢者福祉課
介護保険制度に基づく事業の円滑な実施	介護保険制度は利用前の関心が薄く、利用し始めて制度に関心をもたれる方が多い現状があるため、引き続き制度の周知に取り組む。	高齢者福祉課
介護相談窓口の充実	相談窓口の定着を図るとともに、専門性を発揮できるよう資格者(保健師、主任ケアマネ、社会福祉士)の適正配置に取り組むとともに、それぞれの職員のスキルアップを図る。	高齢者福祉課
高齢者の地域活動への参画促進	老人クラブ活動が活性化するよう、新規会員の加入を促進する。	高齢者福祉課
	シルバー人材センターでは、国の補助金の減少により運営が厳しくなっているが、新たな事業に取り組まれるとともに新規会員の加入促進が図られ、会員数が増加しつつあるため、引き続き運営補助を行う。	高齢者福祉課
元気な高齢者づくりの推進	活力ある高齢者づくりのため、健康づくり計画に基づいた事業と連携しながら高齢者事業を実施する。	高齢者福祉課
	地域を支える高齢者として見守り活動や、元気を維持するための健康教室等に取り組む。	高齢者福祉課
	運動不足や食生活などの生活習慣の変化による生活習慣病が増加する中、特に高齢者の健康や体力の保持増進を進めるため、トレーニング機器を利用した体力づくり教室や、気軽に参加できる軽スポーツ・ニュースポーツ等を継続的に実施する。	生涯学習課

◆施策の方向◆ ② 障害者の自立と社会参画の支援

具体的な取組	内容	担当課
障害者に対する日常生活支援の実施	障害者のニーズに即した障害者福祉サービスを提供し、継続した在宅生活を支援するため、障害程度区分認定を実施し、障害者自立支援法に基づく自立支援給付のサービスを必要な障害者に提供する。	社会福祉課
	平成 25(2013)年 8 月までに障害者自立支援法が廃止され、新たに「障害者総合福祉法（仮称）」が制定されることとなっているため、制度改正に適切に対応し、円滑な移行を図る。	社会福祉課
障害者の相談窓口の充実	障害者相談支援員が、日常生活上の不安や就業、サービスの利用等について、訪問や電話等による相談に応じることにより、障害者やその家族の安心や安定した生活を支援する。	社会福祉課
	発達障害 [*] に関する相談件数が増加傾向にあることから、きめ細かな相談を行うため、相談体制の充実・強化を図る	社会福祉課
	障害者相談員による定期相談について、広報しょうばら等により周知するほか、より相談しやすい窓口となるよう実施方法について検討する。	社会福祉課
障害者の就労支援の実施	障害者自立支援法に基づく就労移行支援等を活用し、障害者がある希望や心身の状況にあった就労ができるよう、一般企業での雇用に向けた支援や福祉的な就労の機会の提供を行う。	社会福祉課
障害者の社会参画支援の実施	地域生活支援事業（手話通訳派遣事業・要約筆記者派遣事業・移動支援事業による外出支援・文化・スポーツ教室開催事業など）を実施する。	社会福祉課
障害者のスポーツレクリエーション活動の推進と指導者の養成	障害者が安心してスポーツを楽しめるよう、用具・施設の整備に取り組む。さらに、障害者に対して適切な対応ができる指導者の育成に努める。	生涯学習課

◆施策の方向◆ ③ 外国人居住者への生活支援

具体的な取組	内容	担当課
外国人が住みやすいまちづくりの推進	外国人として来庄される場合に、各サービスやイベントの存在を知ってもらうような簡易冊子を窓口を設置し、情報提供に努める。	市民生活課



※発達障害… 広汎性発達障害（自閉症、アスペルガー症候群など）、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害（AD/HD）など、脳機能の発達に関係する障害です。発達障害のある子どもは、他人との関係づくりやコミュニケーションなどがとても苦手ですが、優れた能力が発揮されている場合もあり、周りから見てアンバランスな様子が理解されにくい障害です。発達障害の人たちが個々の能力を伸ばし、社会の中で自立していくためには、子どものうちからの「気づき」と「適切なサポート」、そして、発達障害に対する一人一人の理解が必要です。

[重点目標 4] 男女の仕事と生活の調和の促進

男性、女性ともに、仕事と子育て・介護などの家庭生活や地域活動を両立させ、誰もが多様なライフスタイルを主体的に選択することができるよう啓発を行うとともに、子育てや介護に関わる支援体制の充実を図ります。

また、事業所における雇用者の仕事と家庭の両立を支援する取組を促します。

達成目標	現状値	目標値 [目標年次]	参考： 国の目標値
「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」という用語の周知度	54.7% [H23 年度]	60%以上 [H28 年度]	50%以上 [H27 年]
広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度*の登録申請件数	4件/年 [H23 年度]	3件/年 [H28 年度]	

◆施策の方向◆ ① 仕事と生活の調和に関する意識啓発の推進



具体的な取組	内容	担当課
仕事と生活の調和の実現にかかる意識啓発	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）実現の必要性について、企業や市民に対し、啓発を行う。	女性児童課



※広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度：次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、仕事と家庭の両立支援に取り組む企業を県が登録する制度です。登録企業は、県のホームページ等で紹介されるほか、登録マークの使用や県の建設工事入札参加資格の格付け認定において、加点されるなどの特典があります。平成 24 年 3 月 31 日現在、県内 547 社（累計）が登録しています。



仕事と家庭の両立支援
広島県登録マーク



◆施策の方向◆ ② 育児・介護との両立支援体制の充実

具体的な取組	内容	担当課
多様な保育サービスの充実	子育て家庭が安心して働ける環境を整え、また女性の社会進出の向上、充実を図るため、保育サービスを充実させる。(低年齢保育の充実のための施設整備や職員配置、延長保育の充実、病児・病後児保育 [※] の実施、休日保育の実施など)	女性児童課
	ファミリー・サポート事業の周知を図り、保育施設等では対応しにくい託児や育児支援を行う。	女性児童課
	学校の放課後及び長期休業中に、子どもの居場所として放課後児童クラブ事業・放課後こども教室を実施する。	女性児童課/ 生涯学習課
育児・介護休業法 [※] 及び次世代育成支援対策推進法等の周知と啓発	市の男性職員に産後パパ育休 [※] 等の利用を促し取得率向上を図る。	総務課
	事業主及び市民に対し、育児・介護休業制度について、広報誌や講座等により情報提供や意識啓発を行う。	商工観光課/ 女性児童課
	庄原市企業人権啓発推進連絡協議会を通じて、少子化対策基本法、次世代育成支援対策推進法等に関する情報提供、研修会の開催を行う。	商工観光課
	ハローワークと連携し、定期的な情報提供を行う。	商工観光課
事業所における両立支援の取組の促進	庄原市企業人権啓発推進連絡協議会を中心に、講座開催により、広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度の登録をめざす。	商工観光課
	市の建設工事入札参加資格の格付け認定において「広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度」に登録した事業所について加点することとし、事業所における両立支援の取組を促進する。	管財課
	市民の子育て及び民間事業所における人材確保を支援するため、庄原市事業所内託児所運営補助金を交付する。	女性児童課

実施目標項目	現状値	目標値 [目標年次]	担当課
庄原市企業人権啓発推進連絡協議会において、次世代育成支援対策推進法等に関する研修会の開催	実施なし [H23年度]	2年に1回 [H28年度]	商工観光課
育児・介護休業制度についての研修会の開催	年1回 [H23年度]	年1回以上 [H28年度]	商工観光課
延長保育の充実	6所 [H23年度]	7所 [H26年度]	女性児童課
休日保育の実施	未実施 [H23年度]	2所 [H26年度]	女性児童課
病児・病後児保育の実施	1か所 [H23年度]	3か所 [H26年度]	女性児童課
放課後児童クラブ・放課後こども教室の実施	19か所 [H23年度]	19か所 [H26年度]	女性児童課/ 生涯学習課



※病児・病後児保育： 病中や病気の回復期にあるため、集団保育が困難な就学前の児童を、専用スペース等で一時的に保育する事業。当面症状の急変は認められないが病気の回復期には至っていない児童を保育する「病児対応」と、病気の回復期であるものの集団保育が困難な児童を保育する「病後児対応」、保育中に体調不良となった場合に緊急に対応する「体調不良児対応」があります。平成23年度は、ファミリーサポート事業により、庄原地域で1箇所実施しています。

※育児介護休業法： 労働者(日々雇用される者を除く)を対象にした制度で、「育児休業制度」「介護休業制度」「子の看護休暇制度」「子育て中の短時間勤務制度及び所定外労働の免除義務」「制度の申出や取得を理由とする不利益取扱いの禁止」などが規定されています。

※産後パパ育休： 子の出生の日及び産後8週間の期間内(出生の日から57日間以内)に、父親が育児休業を取得すること。なお、育児休業は、原則連続した1回しか取得できませんが、産後のこの期間に育児休業を取得した父親は再度育児休業を取得できます。

[重点目標 5] 健康支援対策の充実

女性が安心して妊娠出産できるよう、母親と子どもに対する健康支援を行うとともに、自分の健康管理が後回しになってしまうことが多い女性の心身の健康支援を充実させます。

男女が、共に生涯にわたって健康でいられるよう、一人ひとりのライフステージに応じた健康対策を推進します。

達成目標	現状値	目標値 [目標年次]	参考： 国の目標値
新生児訪問の実施	ほぼ 100% [H22 年度]	100% [H26 年度]	—
乳児健診受診率	93.4% [H22 年度]	95% [H26 年度]	—
母子健康手帳の交付	全対象者 [H22 年度]	全対象者 [H26 年度]	—
1 歳半健診受診率	75.4% [H22 年度]	90% [H26 年度]	—
3 歳児健診受診率	65.8% [H22 年度]	80% [H26 年度]	—
子宮頸がん検診受診率	22.5% [H22 年度]	40% [H28 年度]	50%以上 [H28 年度末]
乳がん検診受診率	18.5% [H22 年度]	40% [H28 年度]	50%以上 [H28 年度末]

◆施策の方向◆ ① 妊娠・出産にかかわる保健医療の充実

具体的な取組	内容	担当課
母性保護及び母性管理の充実	本庁・各支所どこでも母子健康手帳の交付ができる体制を引き続きとる。	保健医療課
	母子健康手帳交付の際、母子健康管理指導事項連絡カード※について説明する。	保健医療課
	不妊治療に関する相談に対し、不妊治療の助成事業や不妊専門相談センターの紹介を行う。	保健医療課
妊娠から出産後にかけての健康支援	母子健康手帳発行の際、妊婦健診受診票 14 枚を交付するほか、妊娠・出産期に利用できるサービスの案内や、子育てガイドブックの配布を行う。	保健医療課
	出産届確認後、産婦または家族と連絡を取り、早めに保健師・助産師による新生児訪問を実施し、育児不安の強い産婦（保護者）には、継続した訪問を行う。	保健医療課
喫煙や飲酒等の害に関する啓発	母子健康手帳交付の際、妊娠中の喫煙・飲酒の害について指導を行う。	保健医療課
乳幼児の健康支援	産後の早い時期に新生児訪問を実施する。必要に応じて、里帰り先の自治体への訪問依頼や、助産師による訪問を実施する。	保健医療課
	乳児健診、1 歳半健診、2 歳児健診、3 歳児健診を実施し、異常の早期発見と事後フォローを行い、適切な保健・栄養指導を行う。特に発達障害児の早期発見とフォローに力を入れる	保健医療課
	健診の受診について、保育所を通して保護者に勧奨を実施したり、保健師の家庭訪問で勧奨したりする。	保健医療課
	新生児聴覚検査公費負担や乳児医療等を、引き続き実施する。	保健医療課



※母子健康管理指導事項連絡カード： 仕事を持つ妊産婦の方が医師等から通勤緩和や休憩などの指導を受けた場合、その指導内容が事業主に的確に伝えられるようにするために利用するものです。女性労働者からこの「母子健康管理指導事項連絡カード」が提出された場合、事業主はその記載内容に応じた適切な措置を講じなければなりません。

◆施策の方向◆ ② 女性の健康支援の充実

具体的な取組	内容	担当課
女性特有のがん検診事業の推進	女性特有のがん検診事業により、5歳ごとの節目年齢の対象者に、子宮頸がん・乳がん検診無料クーポン券を配布するとともに、「ピンクリボンキャンペーンin庄原」実行委員会とともに、乳がん検診の受診率向上を図る。	保健医療課

◆施策の方向◆ ③ 生涯を通じた健康対策の推進

具体的な取組	内容	担当課
生活習慣病の予防の充実	生活習慣病健診を実施し、本庁又は各支所会場で集団健診を、各医療機関において人間ドックを実施する。	保健医療課
健康を脅かす問題についての知識の普及・啓発	HIV・エイズや性感染症、薬物に関する正しい知識の普及啓発のため、ポスター掲示を行う。また、全地域の中学3年生を対象とした命と性についての「いのちの学習会」を開催し、薬物に関するパンフレット等を配布する。	保健医療課
健康づくりのためのスポーツレクリエーション活動の充実	精神的なストレスの増大や体を動かす機会の減少など、心身両面にわたる健康上の問題が顕在化する中、生活習慣病等の予防のため、健康づくりを目的としたスポーツ事業を市内関係機関と連携して推進する。	生涯学習課
	気軽に参加できる軽スポーツ・ニュースポーツの普及を進めるとともに既存施設の積極的な活用と各施設に整備されているトレーニング機器の利用促進を図る。	生涯学習課

実施目標項目	現状値	目標値 [目標年次]	担当課
薬物に関するパンフレット配布	「いのちの学習会」参加者全員配布 [H22年度]	「いのちの学習会」参加者全員配布 [H28年度]	保健医療課

【基本目標 4】 人権が擁護され主体的に生き方を選択できる社会の形成

性別に関係なく、人権が尊重され、自らの意思で望む生き方を選択できる社会の実現が求められています。

市民アンケートでは、「学校では」を除く分野で、「男性の方が優遇されている」という回答が「平等になっている」という回答よりも割合が高くなっています。特に「社会通念・慣習・しきたりなどでは」の分野においては、「男女が平等になっている」と回答した人は 8.0% と少なく、男女共同参画を進める上で大きな課題となっています。

また、男性の長時間労働による過労や家族・地域とのつながりの希薄化、男性自殺者の増加など、男性の人権についても問題になっています。男性の「生きづらさ」の背景として、「男性は家計の支え手」「男たるもの弱音を吐くな」といったジェンダーに男性自身が縛られていると言われてしています。男性にとっても生きやすい社会の形成を目指し、男性自身の固定的性別役割分担意識の解消と、男性の家庭や地域への参画を進める必要があります。

また、「しつけだから」という理由で、親などが子どもに暴力をふるい、なかには死にいたらせるという児童虐待が、日本でも深刻な社会問題となっています。虐待は子どもの心身に重大な影響を及ぼす人権侵害であるばかりでなく、次世代に及ぶ「虐待の連鎖」を生む原因とも言われています。子どもたちが健やかに成長できるよう、暴力根絶にむけた環境の整備や、社会全体で子どもを支える取組が必要とされています。

DVや性犯罪、セクシュアルハラスメント、ストーカー行為などの暴力は、重大な人権侵害であり、身体的、精神的なダメージを残す許されない行為です。被害者の多くは女性ですが、男性被害者もいます。その根底には、被害者に対する軽視や固定的な性別役割分担意識があると言われてしています。暴力の防止のためには、固定的な性別役割分担意識の解消と、お互いを尊重しあえる対等な関係づくりの大切さを啓発していくことが必要です。また、被害者の安全を守り、支援するため、関係部署や関係機関の緊密な連携が必要となっています。

市民アンケートでは、女性回答者の3人に1人が、夫または恋人から、身体的、精神的、性的暴力のいずれかの「暴力」を『受けたことがある』と答えています。しかし、夫婦や恋人の間でおこる暴力であることから、周囲も気づきにくく、また当事者自身も自覚しづらい状況があります。また、両親の間のDVは、子どもに対する精神的虐待であり、子どもの心身の成長に大きな影響を与えます。DVやその影響について、多くの市民が理解することが、DVの防止や被害者支援のために重要となっています。

【重点目標 1】 男性・女性及び子どもの人権擁護

【重点目標 2】 DV及び女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者支援の充実

[重点目標 1] 男性・女性及び子どもの人権擁護

あらゆる場面で男女がともに参画していくためには、それぞれの場面において男女が対等な立場であること、また、そのために男女が互いの身体的性差を理解しあい、相手に対する思いやりを持つことが前提となります。

女性の人権、男性の人権が、それぞれ尊重され、男性も女性も生きやすい社会となるよう、男女共同参画社会の意義やそれぞれの人権について啓発を行うとともに、人権に関する相談体制を充実させます。

また、子どもたちを取り巻く様々な形態の暴力から子どもたちを守るため、子どもの人権についての啓発を行うとともに、相談窓口や支援体制の充実を図ります。

達成目標	現状値	目標値 [目標年次]	参考： 国の目標値
「社会通念・慣習・しきたりなどでは」で『男女が平等である』と感じている人の割合	8.0% [H23 年度]	20% [H28 年度]	※H21 内閣府 世論調査 20.6%
「女子差別撤廃条約 [*] 」という用語の周知度	52.6% [H23 年度]	60%以上 [H28 年度]	50%以上 [H27 年度]

◆施策の方向◆ ① 男女の人権に関する意識啓発の推進



具体的な取組	内容	担当課
男女の人権に関する啓発と意識改革	男女の人権侵害や男女共同参画の視点を取り入れ、人権講演会や人権啓発セミナー、人権ビデオを教材とした地域での学習会を実施する。	総務課/生涯学習課
	男性及び女性の人権に対する意識を高めるため、講座等による啓発を行う。	女性児童課
男性にとっての男女共同参画の意義についての啓発	ジェンダーにとらわれることでもたらされる男性への重圧や男性の心身の健康の問題、また男性にとっての男女共同参画の意義について、講座や広報しようばら、広報紙「あかり」等により啓発を行う。	女性児童課
「性と生殖に関する健康と権利 [*] 」の意識の浸透	「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」の考え方について、広報紙やホームページなどを利用し、意識啓発を行う。	女性児童課

実施目標項目	現状値	目標値 [目標年次]	担当課
人権講演会・人権啓発セミナーの開催	年 6 回 [H23 年度]	年 6 回 [H28 年度]	総務課
	年 10 回 [H23 年度]	年 10 回 [H28 年度]	生涯学習課
人権についての地域学習会の開催	年 100 回 [H23 年度]	年 100 回 [H28 年度]	生涯学習課
男女共同参画地域講座の開催	2 地域/年 [H23 年度]	3 地域/年 [H28 年度]	女性児童課

※女子差別撤廃条約：正式には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」といいます。女性に対するあらゆる差別の撤廃を掲げ、1979年、国際連合第34回総会で採択されました。同条約では、「女性の人権」が明確に記されており、日本の女性の地位向上と男女平等の実現に向けた政策の指針にもなっています。

※性と生殖に関する健康/権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）：一生を通じて、性と生殖が健康であることを権利としてとらえるものであり、いつ何人子どもを持つか持たないかの選択、安全で満足のいく性生活、性感染症の予防、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ、育つことなどが含まれます。1994年（平成6年）のカイロの国連会議（国際人口・開発会議）において行動計画が採択され、日本も批准した、女性の人権を守る重要な概念のひとつです。

◆施策の方向◆ ② 子どもの人権に関する意識啓発の推進

具体的な取組	内容	担当課
子どもの人権に対する意識の啓発	子育て通信やポスター等により、児童虐待防止推進月間や、イクちゃん子育て応援企業等について周知を図るとともに、オレンジリボンの配付や講演会等の実施により啓発を行う。	女性児童課
相談体制の充実と関係機関の連携	庄原市要保護児童対策地域協議会*により、関係機関が連携しながら個別の案件への対応を行うとともに、様々な事例に対応できるよう研修会を実施する	女性児童課
子どもの発達に応じた健康教育・性教育の推進	全地域の中学3年生を対象とした命と性についての「いのちの学習会」を実施する。3年生以外の学年からの要望についても、できるだけ対応する。	保健医療課

実施目標項目	現状値	目標値 [目標年次]	担当課
「いのちの学習会」の実施	全地域実施 [H22 年度]	全地域実施 [H28 年度]	保健医療課

◆施策の方向◆ ③ 人権を守る相談体制の充実



具体的な取組	内容	担当課
きめ細かな人権相談体制の充実	市民から多様な相談に応じる中で、相談内容によって関係部署の連携による横断的な対応を行うとともに、関係部署の職員が連携し、きめ細かな人権相談体制の充実を図る。	全課局室



※要保護児童対策地域協議会： 行政や民間団体などの地域の関係機関が連携して、虐待を受けている子どもや様々な問題を抱えた児童（要保護児童）の早期発見や適切な保護等を図るため、情報の共有や支援を行うための協議を行う機関です。

[重点目標2] DV及び女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者支援の充実

DVやその影響、相談機関、また暴力防止のための法制度等について、多くの市民が理解を深められるよう、講座や広報誌、ホームページ等により、情報提供や意識啓発を行います。また、被害者の安全と生活支援のため、市の相談窓口や支援体制の充実を図ります。

達成目標	現状値	目標値 [目標年次]	参考： 国の目標値
「ドメスティック・バイオレンス(DV)」という用語の周知度	79.3% [H23年度]	100% [H28年度]	100% [H27年度]
夫婦間における「平手でうつ」を暴力として認識する人の割合	58.9% [H23年度]	100% [H28年度]	100% [H27年度]
夫婦間における「なぐるふりをしておどす」を暴力として認識する人の割合	48.4% [H23年度]	100% [H28年度]	100% [H27年度]

◆施策の方向◆ ① DV及び女性に対する暴力防止に関する意識啓発の推進

具体的な取組	内容	担当課
DV及び女性に対する暴力の問題に関する広報・啓発	DVや性犯罪・セクシュアルハラスメントなど、女性が被害者となることが多い暴力について、広報やホームページでの情報提供、講座の実施等により、市民の理解が深まるような啓発を行う。	女性児童課
若年層に向けた啓発事業の推進	若年層に対して、交際相手や配偶者からの暴力の問題について考える機会を提供し、DVの防止について啓発する講座を実施する。	女性児童課
DV及び女性に対する暴力防止のための法制度の周知徹底	DV被害者が悩みを抱え込まないよう、DV防止法やストーカー規制法などの法や制度について、ホームページや広報誌で広報を行う。	女性児童課

実施目標項目	現状値	目標値 [目標年次]	担当課
市内県立高等学校におけるデートDV防止講座への講師派遣	1回/年 [H23年度]	2回/年 [H28年度]	女性児童課

◆施策の方向◆ ② DV及び女性に対する暴力についての相談体制の充実

具体的な取組	内容	担当課
DV等の相談窓口の周知	広報しようばらやHPに相談先を掲載するとともに、相談カードを市内の公共施設に配置し、周知を図る。	女性児童課
DV相談体制の充実と関係機関の連携	相談窓口に女性相談員を設置し、DVや女性からの相談に対応するとともに、被害者を相談窓口につなげていくため、関係部署や関係機関との連携を図る。	女性児童課
職務関係者の研修の実施	市の業務において相談に携わる者のスキルアップを図るため、職務関係者を対象とした研修を実施する。	女性児童課

◆施策の方向◆ ③ 被害者支援体制の充実

具体的な取組	内容	担当課
被害者の保護体制の充実	被害者に対し、保護命令や一時保護についての情報を提供する。	女性児童課
	被害者の意思のもと、警察や県子ども家庭センターなどの関係機関と連携し、被害者や被害者の家族の安全の確保に努める。	女性児童課
被害者の自立支援体制の充実	被害者に対し、加害者のもとを離れたあとの支援について、情報を提供する。	女性児童課
	被害者が自立し、安心して暮らせるよう、関係部署や関係機関が連携して支援を行う。	全課局

資 料 編

- 1 男女共同参画基本法
- 2 国の第3次男女共同参画基本計画の概要
- 3 広島県男女共同参画推進条例
- 4 庄原市男女共同参画プラン策定推進委員会設置要綱
- 5 庄原市男女共同参画推進本部設置要綱

1 男女共同参画基本法

発令：平成11年6月23日号外法律第78号

改正：平成11年7月16日法律第120号

平成11年12月22日法律第160号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第8条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）ののっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念ののっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念ののっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。
(都道府県男女共同参画計画等)
- 第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(施策の策定等に当たっての配慮)
- 第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。
(国民の理解を深めるための措置)
- 第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。
(苦情の処理等)
- 第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。
(調査研究)
- 第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。
(国際的協調のための措置)
- 第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。
(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)
- 第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。
- 第三章 男女共同参画会議
(設置)
- 第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。
(所掌事務)
- 第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則(平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則(平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日〔平成13年1月6日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 〔略〕

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

1~10 〔略〕

11 男女共同参画審議会

12~58 〔略〕

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則(平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。

2 国の第3次男女共同参画基本計画の概要

平成22（2010）年12月17日閣議決定

第1部 基本的な方針

- 1 第3次基本計画策定に当たっての基本的考え方
- 2 第3次基本計画において改めて強調している視点
 - ①女性の活躍による経済社会の活性化
 - ②男性、子どもにとっての男女共同参画
 - ③様々な困難な状況に置かれている人々への対応
 - ④女性に対するあらゆる暴力の根絶
 - ⑤地域における身近な男女共同参画の推進
- 3 今後取り組むべき喫緊の課題
 - ①実効性のある積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進
 - ②より多様な生き方を可能にする社会システムの実現
 - ③雇用・セーフティネットの再構築
 - ④推進体制の強化
- 4 第3次基本計画の構成

第2部 施策の基本的方向と具体的施策

第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- 1 政治分野における女性の参画の拡大
- 2 司法分野における女性の参画の拡大
- 3 行政分野における女性の参画の拡大
- 4 雇用分野における女性の参画の拡大
- 5 その他の分野における女性の参画の拡大

第2分野 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

- 1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
- 2 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開
- 3 男女の人権尊重の理念と法律・制度の理解促進及び救済・相談の充実
- 4 男女共同参画に関わる調査研究、情報の収集・整備・提供

第3分野 男性、子どもにとっての男女共同参画

- 1 男性にとっての男女共同参画
- 2 子どもからの男女共同参画の理解の促進と将来を見通した自己形成
- 3 子どもの健やかな成長と安全で安心な社会の実現

第4分野 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

- 1 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進
- 2 非正規雇用における雇用環境の整備
- 3 ポジティブ・アクションの推進
- 4 女性の能力発揮促進のための支援
- 5 多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援
- 6 「M字カーブ問題」の解消に向けた取組の推進
- 7 女性の活躍による経済社会の活性化

第5分野 男女の仕事と生活の調和

- 1 仕事と生活の調和の実現
- 2 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援
- 3 働く男女の健康管理対策の推進

第6分野 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進

- 1 意識改革と政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- 2 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備
- 3 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり

第7分野 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援

- 1 セーフティネットの機能の強化
- 2 雇用・就業の安定に向けた課題
- 3 安心して親子が生活できる環境づくりに関わる課題
- 4 男女の自立に向けた力を高める取組

第8分野 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

- 1 高齢者が安心して暮らせる環境の整備
- 2 障害者が安心して暮らせる環境の整備
- 3 外国人が安心して暮らせる環境の整備
- 4 女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々等への対応

第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- 1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
- 2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
- 3 性犯罪への対策の推進
- 4 子どもに対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進
- 5 売買春への対策の推進
- 6 人身取引対策の推進
- 7 セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
- 8 メディアにおける性・暴力表現への対応

第10分野 生涯を通じた女性の健康支援

- 1 生涯を通じた男女の健康の保持増進
- 2 妊娠・出産等に関する健康支援
- 3 健康をおびやかす問題についての対策の推進
(1) HIV/エイズや、子宮頸がんの原因となるHPV（ヒトパピローマウイルス）への感染を始めとする性感染症の予防から治療までの総合的な対策の推進
(2) 薬物乱用、喫煙・飲酒対策の推進
- 4 性差に応じた健康支援の推進
- 5 医療分野における女性の参画の拡大
- 6 生涯にわたるスポーツ活動の推進

第11分野 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

- 1 男女平等を推進する教育・学習
- 2 多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実
- 3 学校教育の分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

第12分野 科学技術・学術分野における男女共同参画

- 1 科学技術・学術分野における女性の参画の拡大
- 2 女性研究者の参画拡大に向けた環境づくり
- 3 女子学生・生徒の理工系分野への進学促進

第13分野 メディアにおける男女共同参画の推進

- 1 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等
- 2 国の行政機関の作成する広報・出版物等における男女共同参画の視点に立った表現の促進
- 3 メディア分野における女性の参画の拡大

第14分野 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進

- 1 地域における男女共同参画推進の基盤づくり
- 2 地域の活動における男女共同参画の推進
- 3 男女共同参画の視点に立った地域おこし、まちづくり、観光、文化を通じた地域経済の活性化等の推進
- 4 防災における男女共同参画の推進
- 5 男女共同参画の視点に立った環境問題への取組の推進

第15分野 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献

- 1 国際的協調：条約等の積極的遵守・国内における実施強化・国内への周知
- 2 男女共同参画の視点に立った国際貢献
- 3 対外発信機能の強化

第3部 推進体制

1 国内本部機構の強化

- (1) 国内本部機構の組織・機能等の充実・強化
- (2) 総合的な推進体制の整備・強化等

2 第3次基本計画、女子差別撤廃委員会の最終見解等の実施状況についての監視機能等の強化

- (1) 第3次基本計画の実施状況についての監視機能の強化
- (2) 女子差別撤廃委員会の最終見解についての監視機能の強化
- (3) 苦情の処理等の対応の充実

3 政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査の充実

4 地方公共団体や民間団体等における取組への支援（地方公共団体、国立女性教育会館、男女共同参画センター、女性センター、NPO、NGO、地縁団体、大学、企業、経済団体、労働組合等）

3 広島県男女共同参画推進条例

平成13年12月21日 公布
広島県条例第42号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第7条—第13条）

第3章 広島県男女共同参画審議会（第14条・第15条）
附則

少子高齢化の進展など社会環境が変化する中において、豊かで活力ある社会を築いていくためには、男女が、互いの違いを認め合い、互いに人権を尊重しながら、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において共に参画し、責任も分かち合うことのできる男女共同参画社会の実現が緊要な課題である。

このため、性別による固定的な役割分担等やそれに基づく社会慣行を是正するなど、男女共同参画社会の実現に向けて、社会のあらゆる分野における一層の取組が求められている。特に、私たちの広島県は、高次に集積した都市機能を持つ地域が存在する一方で、多くの農山漁村地域を有しており、このような取組に当たっては、多様な地域性に配慮した施策を展開する必要がある。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、平和で豊かな広島県を次世代に引き継いでいくため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、その推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、男女の社会における主体的な活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会が確

保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野における活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行われなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、国及び市町と連携して取り組むものとする。

（県民の責務）

第5条 県民は、基本理念のっとり、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女が相互に協力して男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 県民は、男女間における暴力的行為、性的言動による精神的苦痛を与える行為その他の行為により男女の個人としての尊厳その他の男女の人権を損なうことのないようにしなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念のっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

（基本計画）

第7条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講じるべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ、広島県男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

4 知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第8条 県は、施策を策定し、実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

（県民等の理解を深めるための措置）

第9条 県は、県民及び事業者の男女共同参画の推進についての理解を促進するため、必要な啓発活動及び広報活動に努めるものとする。

（苦情又は相談の申出の処理）

第10条 知事は、男女共同参画に関し苦情又は相談を受けたときは、必要な助言を行うなど適切に対応するものとする。

(調査研究)

第11条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(年次報告)

第12条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

(男女共同参画の推進に向けた支援)

第13条 県は、市町、県民及び事業者が行う男女共同参画の推進への取組を支援するため、必要な情報の提供、相談、助言その他の協力を行うように努めるものとする。

第3章 広島県男女共同参画審議会

(広島県男女共同参画審議会)

第14条 知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議するため、附属機関として広島県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(1) 基本計画に関し、第7条第3項に規定する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べる

ことができる。

(組織及び運営)

第15条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

3 委員は、男女共同参画に関し識見を有する者のうちから、知事が任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年7月6日条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

4 庄原市男女共同参画プラン策定推進委員会設置要綱

平成17年8月22日告示第217号

改正：平成19年3月30日告示第51号

平成20年3月31日告示第64号

(設置)

第1条 男女共同参画社会の形成に向け、庄原市男女共同参画に関するプラン(以下「プラン」という。)を策定するとともに、プランの効果的な推進を図るため、庄原市男女共同参画プラン策定推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌し、必要に応じて市長に提言を行う。

(1) プランの策定に関し、必要な調査及び協議を行うこと。

(2) プランの推進に関し、協議及び検討を行うこと。

(組織等)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 人権推進関係者

(3) 女性団体関係者

(4) 教育関係者

(5) 福祉関係者

(6) 公共的団体の役員及び構成員

(7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けたときの後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特別な理由があると認めたときは、任期中においても委嘱を解くことができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員が互選により、これを定める。

3 委員長は、委員会を総理し、会議の議長となる。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 会議は、在任委員の過半数の出席をもって開くものとする。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、女性児童課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日告示第51号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日告示第64号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

5 庄原市男女共同参画推進本部設置要綱

平成17年8月22日告示第218号
 改正：平成18年3月27日告示第45号
 平成19年3月30日告示第51号
 平成19年10月1日告示第145号
 平成20年3月31日告示第64号
 平成20年10月3日告示第142号
 平成21年11月25日告示第152号
 平成22年1月7日告示第1号
 平成23年3月31日告示第41号

(設置)

第1条 本市における男女共同参画に関する行政施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、庄原市男女共同参画推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画に関する行政施策の総合的な推進、調整に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する行政についての関係部局間の相互連絡に関すること。
- (3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関すること。
- (4) その他推進本部が必要と認めた事項(組織等)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び委員をもって組織する。

- 2 本部長は、事務担当副市長をもって充て、副本部長は事業担当副市長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者とする。
- 4 本部長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(本部長等の職務)

第4条 本部長は、推進本部を総理し、会議の議長となる。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて本部長が招集する。

- 2 会議は、在任委員の過半数の出席をもって開くものとする。
- 3 本部長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(検討会議)

第6条 推進本部に検討会議を置く。

- 2 検討会議は、推進本部に付議すべき事項の調整及び特定課題を処理する。
- 3 検討会議は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 推進本部を組織する委員が属する課(支所にあつては、関係室)の主管係長
- (2) 本部長が必要と認める職員(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、女性児童課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年3月27日告示第45号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日告示第51号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年10月1日告示第145号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日告示第64号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年10月3日告示第142号)

この告示は、平成20年10月6日から施行する。

附 則 (平成21年11月25日告示第152号)

この告示は、平成21年11月26日から施行する。

附 則 (平成22年1月7日告示第1号)

この告示は、平成22年1月20日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日告示第41号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

No.	職名	備考
1	事務担当副市長	本部長
2	事業担当副市長	副本部長
3	教育長	
4	総務課長	
5	企画課長	
6	自治振興課長	
7	農業振興課長	
8	市民生活課長	
9	保健医療課長	
10	社会福祉課長	
11	高齢者福祉課長	
12	女性児童課長	
13	都市整備課長	
14	教育指導課長	
15	西城支所長	
16	東城支所長	
17	口和支所長	
18	高野支所長	
19	比和支所長	
20	総領支所長	
21	女性児童課主幹	